

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画
【改訂版】

令和4年1月

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

～ 目 次 ～

第1章 計画の枠組み	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 目標年次	3
第2章 生活排水処理の現状と課題	4
1. 生活排水処理の現状	4
2. 生活排水処理施設の整備概況	10
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費	15
4. 生活排水処理の課題	16
第3章 計画の基本方針	19
1. 生活排水処理に係る理念	19
2. 生活排水処理の基本方針	19
第4章 具体的施策の展開	20
1. 施策体系	20
2. 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進	21
3. 生活排水処理の促進	24
4. 生活排水処理施設の適正な維持管理	30
第5章 生活排水処理基本計画	31
1. 生活排水の処理主体	31
2. 生活排水の処理計画	32
3. し尿・汚泥の処理計画	33
4. その他生活排水の処理に関し必要な事項	37
参 考 資 料	38
1. 位置・気象	39
2. 人口動態	42
3. 産業の動向	44
4. 市町の総合計画	58
5. 水環境、水質保全に関する状況	59
6. 生活排水処理施設（終末処理場ごと）の概要（令和3年3月31日時点）	65
7. 行政区域内人口の推計	77
8. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計	85
9. 集計表	100
10. 用語の解説	107

第1章 計画の枠組み

1. 計画策定の目的

1) 生活排水処理の体制

鳥取県東部圏域（以下「本圏域」といいます。）を構成する1市4町（鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町、以下、「構成市町」といいます。）における生活排水処理は、公共下水道事業の整備、小型浄化槽設置の促進、集落排水事業の整備等を実施することで、適正な処理を推進しています。



因幡浄苑の外観

また、構成市町から発生するし尿及び浄化槽汚泥（コミュニティ・プラント汚泥を含む。以下同じ。）、集落排水汚泥は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下、「本組合」といいます。）が管理するし尿処理施設「因幡浄苑」で処理を行っています。

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、直接投入及び各地域に設置された中継所を経由して、し尿処理施設「因幡浄苑」へ投入しています。

2) これからの生活排水処理

主要河川である千代川をはじめとする本圏域内の水環境は、生活排水の適正処理を推進してきたことにより、良好に保たれています。これからは、人口減少等の社会情勢や生活排水処理の課題を踏まえて、より計画的に生活排水処理を推進することで、良好な水環境を維持していく必要があります。

そのため、構成市町では計画的な公共下水道等の整備と接続（水洗化）を促進する必要があります。

また、し尿処理施設「因幡浄苑」では、供用開始から21年（令和3年3月末時点）が経過し、老朽化が見られ、今後その進行が予測されます。さらに、水洗化率の向上に伴うし尿投入量の減少等の影響による汚泥の性状変化に対応することも必要です。

3) 計画策定の目的

生活排水処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、本圏域の良好な水環境を維持するため、下水道や浄化槽などの現況や課題、将来計画に配慮した生活排水の処理と施策の方針を定めることを目的とします。

2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定により、自治体は、その域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めることとされています。

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

本計画は、このうち生活排水処理基本計画に該当するものであり、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付け衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて、本圏域における生活排水処理の基本方針を策定します。

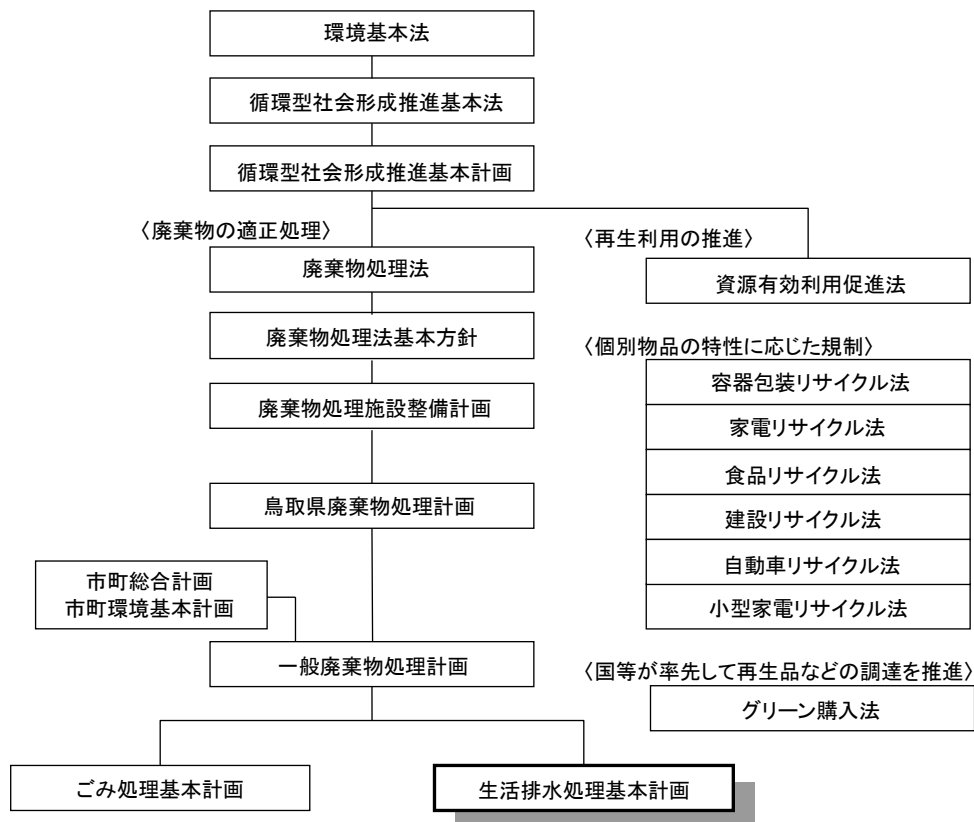


図 1 計画の位置付け

3. 目標年次

本圏域では、生活排水処理基本計画(以下、「当初計画」といいます。)を平成28年5月に策定し、平成28年度を初年度、令和12年度を目標年度としています。

本計画では、当初計画の策定から6ヶ年が経過するにあたり、計画の中間見直しを行いました。

本計画の目標年は、当初計画と同様に令和12年度とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うものとします。

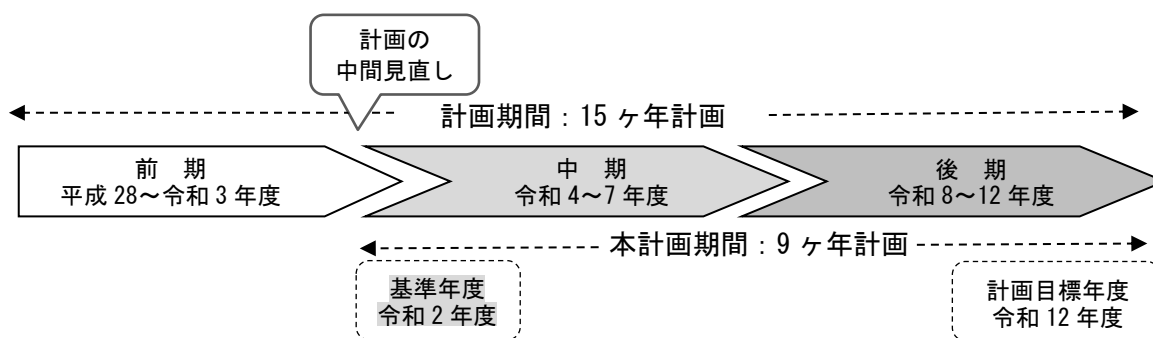


図2 計画期間

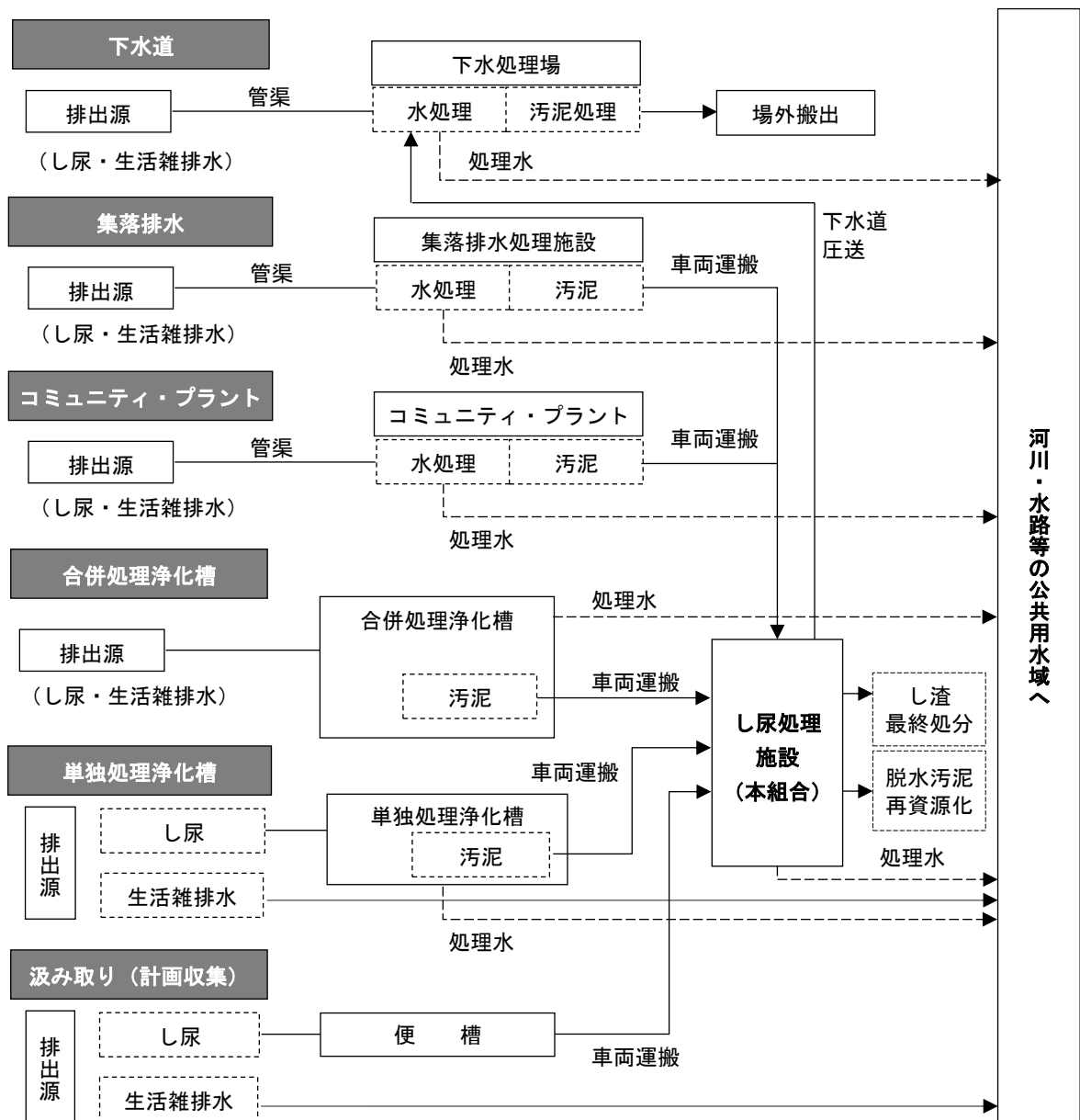
第2章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理フロー

生活排水の処理は、公共下水道に接続している場合や浄化槽を設置している場合など、世帯によって処理の流れが異なります。

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽を設置している世帯では、生活雑排水が未処理のまま河川・水路等の公共用水域へ放流されています。



※汲み取り（計画収集）のし尿及び単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、コミュニティ・プラント汚泥は中継所を経由して、し尿処理施設に投入しています。なお、旧鳥取市地域・鳥取市国府町地域の汲み取り（計画収集）のし尿及び単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥は直接し尿処理施設に投入されています。

図 3 生活排水の処理の流れ

2) 生活排水処理形態別人口

(1) 生活排水処理形態別人口の実績

本圏域の生活排水処理形態別人口は、表 1、図 4 のとおりであり、令和 2 年度の生活排水処理率は 94.1%となっています。なお、構成市町の生活排水処理人口は、表 2 のとおりです。

表 1 本圏域の生活排水処理形態別人口

項目	H28	H29	H30	R1	R2
	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31
生活排水処理人口	213,585 人	212,225 人	210,038 人	210,181 人	209,550 人
公共下水道	144,049 人	144,017 人	144,329 人	144,605 人	145,289 人
特環下水道	19,166 人	18,862 人	18,576 人	18,981 人	18,773 人
農業集落排水施設	41,731 人	41,391 人	40,198 人	39,641 人	38,781 人
漁業集落排水施設	795 人	779 人	753 人	751 人	732 人
林業集落排水施設	74 人	74 人	70 人	70 人	65 人
コミュニティ・プラント	414 人	413 人	413 人	409 人	409 人
合併処理浄化槽	7,356 人	6,689 人	5,699 人	5,724 人	5,501 人
生活排水未処理人口	16,750 人	16,011 人	16,110 人	14,170 人	13,145 人
単独処理浄化槽	5,172 人	4,967 人	5,038 人	4,493 人	4,223 人
計画収集	10,884 人	10,378 人	10,380 人	9,082 人	8,374 人
自家処理	694 人	666 人	692 人	595 人	548 人
合計（行政区域内人口）	230,335 人	228,236 人	226,148 人	224,351 人	222,695 人
生活排水処理率	92.7%	93.0%	92.9%	93.7%	94.1%

※行政区域内人口は、住民基本台帳（3月31日付け、外国人登録人口含む）とした。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

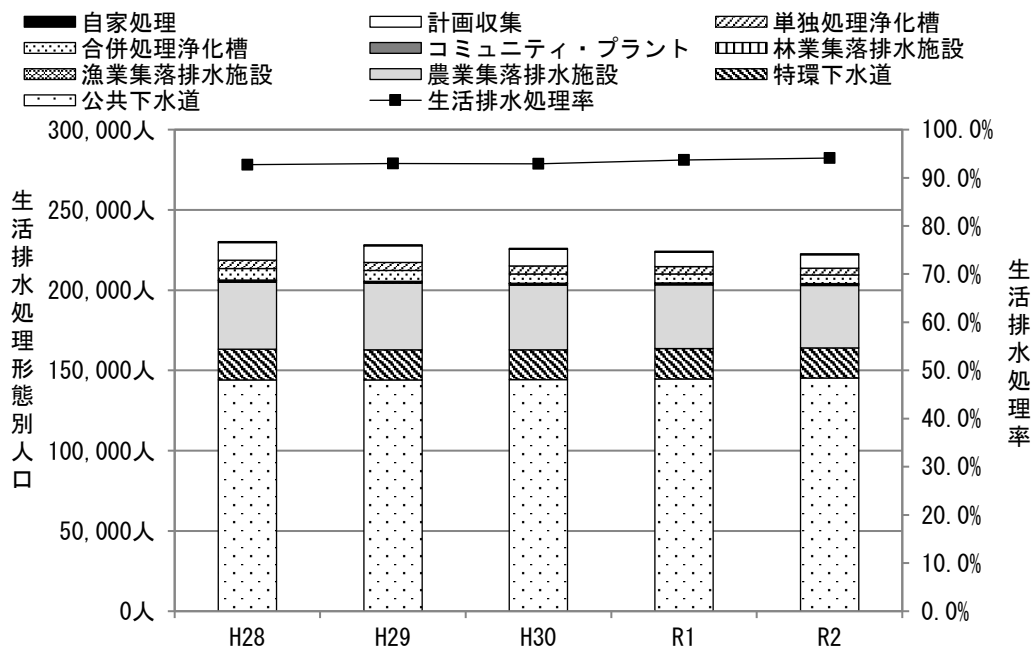


図 4 本圏域の生活排水処理形態別人口

表 2 構成市町の生活排水処理形態別人口（令和 2 年度）

項目	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
生活排水処理人口	175,696 人	10,309 人	5,314 人	2,747 人	15,484 人
公共下水道	131,996 人	7,996 人	—	—	5,297 人
特環下水道	12,667 人	—	2,549 人	2,282 人	1,275 人
農業集落排水施設	26,857 人	304 人	2,374 人	441 人	8,805 人
漁業集落排水施設	210 人	522 人	—	—	—
林業集落排水施設	65 人	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	409 人	—	—	—	—
合併処理浄化槽	3,492 人	1,487 人	391 人	24 人	107 人
生活排水未処理人口	9,461 人	910 人	1,348 人	273 人	1,153 人
単独処理浄化槽	2,824 人	483 人	584 人	104 人	228 人
計画収集	6,089 人	427 人	764 人	169 人	925 人
自家処理	548 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計（行政区域内人口）	185,157 人	11,219 人	6,662 人	3,020 人	16,637 人
生活排水処理率	94.9%	91.9%	79.8%	91.0%	93.1%

※行政区域内人口は、住民基本台帳（3月31日付、外国人登録人口含む）とした。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

※詳細は参考資料 9. 集計表(p100～106)を参照

（2）生活排水処理率の比較

本圏域の生活排水処理率を鳥取県平均及び全国平均と比較すると、鳥取県平均を上回りますが、全国平均をやや下回っています。

表 3 生活排水処理率の比較（令和元年度）

項目	本圏域	鳥取県	全国
行政区域内人口	224,351 人	561,451 人	127,156 千人
生活排水処理人口	210,181 人	524,992 人	121,340 千人
公共下水道	144,605 人	377,372 人	96,778 千人
特定環境保全公共下水道	18,981 人		
コミュニティ・プラント	409 人	409 人	306 千人
農業集落排水施設	39,641 人	147,211 人	24,256 千人
漁業集落排水施設	751 人		
林業集落排水施設	70 人		
合併処理浄化槽	5,724 人		
生活排水処理率	93.7%	93.5%	95.4%

※鳥取県、全国の出典：環境省資料「一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)」

（生活排水処理人口は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある）

※鳥取県、全国の行政区域内人口は、住民基本台帳（10月1日付け、外国人登録人口含む）

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

3) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量

(1) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量の実績

本圏域のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量は、表 4、図 5 のとおりであり、全体的に減少傾向にあります。構成市町のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量は、表 5 のとおりです。

表 4 本圏域のし尿及び浄化槽汚泥量

項目	H28	H29	H30	R1	R2
汲み取りし尿	8,528 k1	9,173 k1	5,204 k1	4,709 k1	4,366 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,909 k1	4,007 k1	4,496 k1	3,826 k1	3,776 k1
合併処理浄化槽汚泥	9,853 k1	9,641 k1	9,274 k1	8,757 k1	8,951 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	126 k1	126 k1	119 k1	126 k1
農業集落排水汚泥	23,089 k1	22,971 k1	22,593 k1	22,321 k1	22,212 k1
漁業集落排水汚泥	414 k1	441 k1	450 k1	432 k1	441 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	18 k1	18 k1	18 k1	18 k1
合計	45,937 k1	46,377 k1	42,161 k1	40,182 k1	39,890 k1

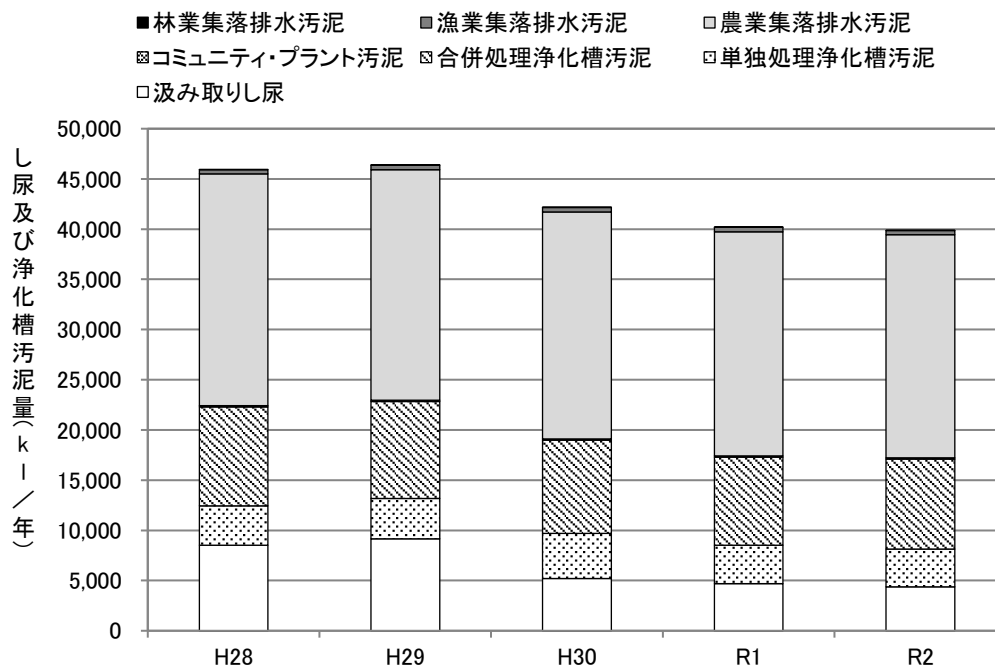


図 5 本圏域のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量

表 5 構成市町のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量（令和 2 年度）

項 目	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
汲み取りし尿	2,855 k1	336 k1	640 k1	135 k1	400 k1
単独処理浄化槽汚泥	2,309 k1	504 k1	481 k1	74 k1	408 k1
合併処理浄化槽汚泥	6,717 k1	1,409 k1	338 k1	38 k1	449 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	—	—	—	—
農業集落排水汚泥	16,351 k1	153 k1	1,078 k1	135 k1	4,495 k1
漁業集落排水汚泥	72 k1	369 k1	—	—	—
林業集落排水汚泥	18 k1	—	—	—	—
合 計	28,448 k1	2,771 k1	2,537 k1	382 k1	5,752 k1

※詳細は参考資料 9. 集計表 (p100～106) を参照

(2) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の運搬

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の運搬は、本圏域内 7 ヶ所に設置されている中継所を利用して、運搬効率を高めています。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者による直接投入、及び委託業者が中継所を経由し、し尿処理施設に投入しています。

集落排水汚泥は、委託業者が各集落排水施設から中継所まで収集運搬し、中継所からし尿処理施設への運搬は、鳥取市及び本組合の委託業者が行っています。

表 6 構成市町の収集車及び許可業者数

市 町	収集車（バキューム車）		収集運搬許可業者数
	台数	運搬量	
鳥取市	27 台	85 k1	4 社
岩美町	4 台	9 k1	2 社
智頭町	6 台	20 k1	1 社
若桜町	3 台	14 k1	1 社
八頭町	6 台	20 k1	1 社

※出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 7 中継所の概要

中継所	中継所に搬入する市町	槽容量	中継所から 因幡浄苑までの距離
福部中継所	鳥取市（福部町）	60 k1	7.0 km
気高中継所	鳥取市（青谷町、鹿野町、気高町）	125 k1	14.5 km
用瀬中継所	鳥取市（用瀬町、佐治町）	100 k1	27.0 km
河原中継所	鳥取市（河原町）	36 k1	17.0 km
岩美中継所	岩美町	130 k1	15.0 km
智頭中継所	智頭町	50 k1	35.0 km
郡家中継所	若桜町、八頭町	78 k1	18.0 km

2. 生活排水処理施設の整備概況

1) 本圏域内の生活排水処理施設

生活排水処理施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティ・プラント、住民・事業者が設置・管理する合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽があります。また、汲み取りし尿と浄化槽汚泥（集落排水汚泥含む）を処理する本組合が管理するし尿処理施設があります。

2) 公共下水道

本圏域内の公共下水道は、鳥取市に3ヶ所、岩美町に2ヶ所、八頭町に1ヶ所整備されています。公共下水道の整備率は、鳥取市は約87%、岩美町は約99%であり、八頭町では、既に整備が完了しています。

表 8 公共下水道整備状況

項目	鳥取市	岩美町	八頭町
供用開始年月日	S43. 11. 19	H7. 4. 1	H7. 4. 1
全体計画人口	139, 840 人	8, 480 人	5, 180 人
計画区域内現況人口	141, 234 人	8, 761 人	5, 650 人
全体計画面積	3, 567 ha	334 ha	193 ha
処理区域面積	3, 092 ha	331 ha	193 ha
整備率	86. 7 %	99. 1 %	100. 0 %
終末処理場ヶ所数	3 ヶ所	2 ヶ所	1 ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域面積÷全体計画面積

※鳥取市：公共下水道に接続している漁業集落排水施設を含む

3) 特定環境保全公共下水道

本圏域内の特定環境保全公共下水道は、鳥取市に6ヶ所、智頭町に1ヶ所、若桜町に2ヶ所、八頭町に1ヶ所整備されています。特定環境保全公共下水道の整備率は、鳥取市は約93%であり、智頭町・若桜町・八頭町では、既に整備が完了しています。

表 9 特定環境保全公共下水道整備状況

項目	鳥取市	智頭町	若桜町	八頭町
供用開始年月日	H8. 4. 1	H12. 4. 1	H10. 4. 1	H10. 4. 1
全体計画人口	14, 440 人	4, 060 人	3, 970 人	1, 090 人
計画区域内現況人口	13, 348 人	3, 184 人	2, 457 人	1, 402 人
全体計画面積	552 ha	124 ha	126 ha	55 ha
処理区域面積	517 ha	124 ha	126 ha	55 ha
整備率	93. 7 %	100. 0 %	100. 0 %	100. 0 %
終末処理場ヶ所数	6 ヶ所	1 ヶ所	2 ヶ所	1 ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域面積÷全体計画面積

※鳥取市：特定環境保全公共下水道に接続している漁業集落排水施設を含む

4) 農業集落排水施設

本圏域内の農業集落排水施設は、鳥取市に57ヶ所、岩美町に1ヶ所、智頭町に5ヶ所、若桜町に2ヶ所、八頭町に13ヶ所整備されています。農業集落排水施設の整備率は、鳥取市はほぼ100%であり、岩美町・智頭町・若桜町・八頭町では、既に整備が完了しています。

表 10 農業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
供用開始年月日	S61. 11. 1	H14. 1. 15	H9. 4. 21	H11. 4. 1	H5. 4. 1
計画人口	51,800 人	570 人	5,350 人	1,200 人	14,880 人
計画区域内現況人口	26,857 人	304 人	2,374 人	441 人	8,805 人
計画面積	4,203 ha	25 ha	530 ha	84 ha	1,244 ha
処理区域面積	4,180 ha	25 ha	530 ha	84 ha	1,244 ha
整備率	99.5 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	57 ヶ所	1 ヶ所	5 ヶ所	2 ヶ所	13 ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率=処理区域面積÷計画面積

※終末処理場の詳細は参考資料 6. 生活排水処理場ごとの概要 3) 農業集落排水施設 (p68~75) を参照

5) 漁業集落排水施設

本圏域内の漁業集落排水施設は、鳥取市に1ヶ所、岩美町に1ヶ所整備されています。鳥取市・岩美町ともに既に整備は完了しています。

表 11 漁業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市	岩美町
供用開始年月日	H6. 5. 1	H12. 4. 1
計画人口	420 人	960 人
計画区域内現況人口	210 人	522 人
計画面積	17.0 ha	35 ha
処理区域面積	17.0 ha	35 ha
整備率	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	1 ヶ所	1 ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率=処理区域面積÷計画面積

※鳥取市：他事業に接続している施設を除く

6) 林業集落排水施設

本圏域内の林業集落排水施設は、鳥取市に1ヶ所整備されており、既に整備は完了しています。

表 12 林業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市
供用開始年月日	H10.7.1
計画人口	150人
計画区域内現況人口	65人
計画面積	14ha
処理区域面積	14ha
整備率	100.0%
終末処理場ヶ所数	1ヶ所

※現況は、令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域面積÷全体計画面積

※終末処理場の詳細は参考資料6.生活排水処理施設 終末処理場ごとの概要5)林業集落排水処理施設(p76)を参照

7) コミュニティ・プラント

本圏域内のコミュニティ・プラントは、鳥取市に1ヶ所整備されています。

表 13 コミュニティ・プラントの概要

項目	概要
施設名称	鳥取市青谷町栄町コミュニティ・プラント
所在地	鳥取市青谷町栄町 387-5
供用開始	平成7年
計画最大汚水量	264 m ³ /日
処理方式	接触ばっ気

8) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、住民・事業者、行政（鳥取市）により個別に設置されています。

構成市町における浄化槽の整備実績は、表 14 のとおりであり、令和 2 年度末において、本圏域で 1,962 基(処理人口 5,501 人)整備しています。

また、各市町では、浄化槽の設置者に対して、浄化槽設置整備事業による補助金を交付しています。

表 14 構成市町における浄化槽の整備実績

市 町	事業名	令和 2 年度	
		設置基数	処理人口
鳥取市	個人設置型浄化槽	447 基	1,099 人
	浄化槽設置整備事業	742 基	2,294 人
	浄化槽市町村整備推進事業	37 基	99 人
岩美町	個人設置型浄化槽	-	-
	浄化槽設置整備事業	560 基	1,487 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
智頭町	個人設置型浄化槽	4 基	18 人
	浄化槽設置整備事業	95 基	373 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
若桜町	個人設置型浄化槽	1 基	1 人
	浄化槽設置整備事業	13 基	23 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
八頭町	個人設置型浄化槽	1 基	2 人
	浄化槽設置整備事業	62 基	105 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
合計	個人設置型浄化槽	453 基	1,120 人
	浄化槽設置整備事業	1,472 基	4,282 人
	浄化槽市町村整備推進事業	37 基	99 人

※個人設置型浄化槽：各市町の住民が、個別に設置した(補助金の交付がない)浄化槽

※出典：市町資料

9) し尿処理施設

し尿処理施設は、し尿汲み取り便槽を設置している世帯からの汲み取りし尿と、単独または合併処理浄化槽を設置している世帯からの浄化槽汚泥、及び農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティ・プラントで発生した汚泥を処理しています。

なお、収集運搬については、本圏域内7ヶ所に設置されている中継所を利用して、収集効率を高めています。

表 15 し尿処理施設の概要

項目	概要
施設名称	因幡浄苑
所在地	鳥取県鳥取市秋里 1037 番地 1
供用開始	平成 12 年 4 月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥 : 150 kℓ/日 (うち 50 kℓ/日 は下水道圧送) 集落排水汚泥 : 50 kℓ/日 計 : 200 kℓ/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理 (凝集膜分離 + 活性炭吸着)
汚泥処理	余剰汚泥、凝集汚泥、集排汚泥→貯留→脱水 脱水汚泥→再資源化 脱水し渣→場外処理

※現在は処理量が減少しているため、下水道圧送を行っていない。

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

本圏域では、し尿等の処理をし尿処理施設で行い、し尿処理施設から発生する脱水汚泥の再資源化は民間業者へ委託しています。

本圏域のし尿及び浄化槽汚泥（集落排水汚泥を含む）の処理に係る経費は、表 16 のとおりであり、過去 5 年間の推移をみると、し尿等の処理費及び脱水汚泥の再資源化に係る経費は、概ね一定で推移しています。

また、施設の補修費について、し尿等の適正処理を今後も継続するため、令和元年及び令和 2 年度に、老朽化した設備の補修工事を実施しました。

表 16 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

項目	H28	H29	H30	R1	R2
し尿等の処理費	254,754 千円	255,046 千円	232,942 千円	241,691 千円	243,612 千円
脱水汚泥の再資源化費	32,857 千円	30,693 千円	27,304 千円	26,458 千円	28,759 千円
し尿処理施設の補修費	-	-	-	80,300 千円	82,744 千円
合計	287,611 千円	285,739 千円	260,246 千円	348,449 千円	355,115 千円

※出典：本組合決算額

※し尿等の処理費は、し尿処理施設における処理費

※脱水汚泥の再資源化費は、民間業者への処理委託費

※し尿処理施設の補修費は、し尿処理施設における主要設備の補修費

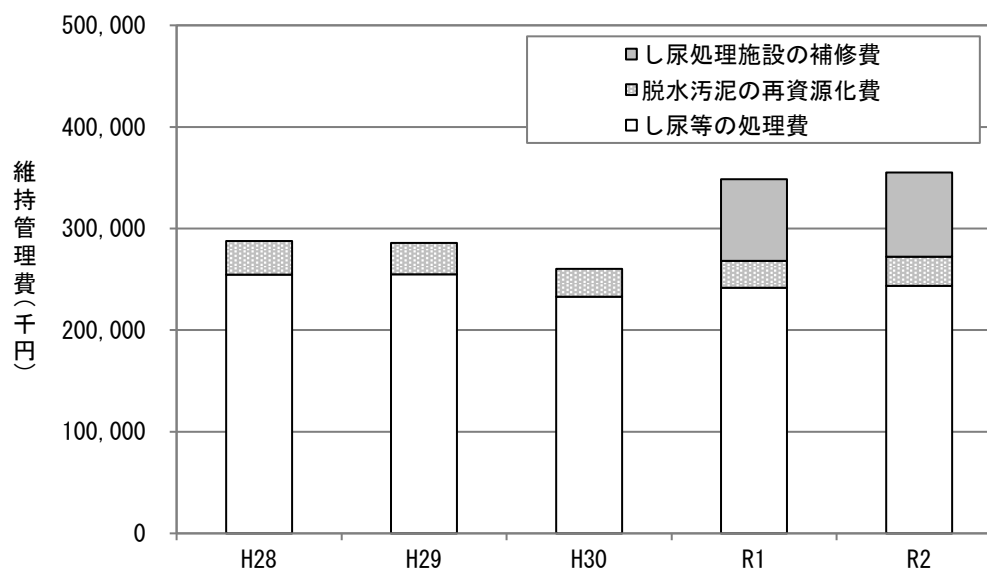


図 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

4. 生活排水処理の課題

本圏域の生活排水処理における課題としては、現状を踏まえると、生活排水未処理世帯の解消に向けた対応、し尿処理施設の老朽化、浄化槽の点検・清掃・法定検査の未実施、生活排水処理の適正化等の課題があります。

1) 生活排水未処理世帯の解消

本圏域の当初計画(平成28年5月策定)では、生活排水処理率の目標を計画目標年度の令和12年度末において96.2%、中間目標年の令和2年度末において94.0%と設定しました。

本圏域の令和2年度末の生活排水処理率は94.1%であり、中間目標年における計画目標を達成しています。

残りの約6%の住民については、生活雑排水を未処理で公共用水域に排水しているため、今後も引き続き、公共下水道等が整備されている区域については、それらの切り替えを進める必要があります。

また、公共下水道等が整備されていない区域については、今後も引き続き、合併処理浄化槽の設置あるいは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促す必要があります。

2) し尿処理施設の老朽化

本組合のし尿処理施設は、これまで適正に維持管理を行ってきましたが、竣工から21年(令和3年3月末時点)が経過しており、老朽化が見られることから、設備状況を踏まえた補修を行う必要があります。令和元年度から令和2年度にかけて主要設備である凝集膜装置(3台)の修繕等を行うなど老朽化対策を実施しています。

今後は、適正な維持管理を継続するとともに、適切な時期に今後のし尿処理方針を検討する必要があります。

また、本圏域では、今後も引き続き、合併処理浄化槽の整備による汲み取りし尿量の減少が進むものと考えられます。これにより、浄化槽汚泥の割合が高くなることで、汚泥に含まれる油分や処理性状等の変動が生じることが想定されます。よって、適正な点検・補修の実施や高効率な設備の採用等により、処理機能の確保に努める必要があります。

3) 浄化槽の点検・清掃・法定検査の未実施

浄化槽の点検・清掃・法定検査は、それぞれ定期的実施することが浄化槽法により義務付けられています。

本圏域における浄化槽法第11条による検査受検率は、令和元年度末で58.5%であり、鳥取県平均*53.9%、全国平均*43.8%を上回っています。また、平成27年度に比べ1.2%増加しています。

表 17 本圏域の浄化槽法第11条検査の受検率

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
本圏域	%	54.8	55.6	57.3	57.6	58.6	57.1	58.5
鳥取県	%	50.4	52.1	57.3	57.6	58.6	52.8	53.9
全国平均	%	36.3	37.9	39.4	40.3	41.8	43.1	43.8

※鳥取県及び環境省資料「令和元年度末における浄化槽の設置状況等について」

なお、依然として41.5%の世帯では検査を実施できていないことから、今後も引き続き、検査受検率等のさらなる向上を図るため、浄化槽の点検・清掃・法定検査についての啓発が必要です。

4) 生活排水処理の適正化

適切な生活排水処理に向けて組織市町では、広報誌、チラシ、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ等で啓発を行っています。

また、加えて下水道事業では特定施設以外の施設で下水の基準を超える排水となる恐れがある場合は除害施設の設置を指導するなどの対策を行っています。

生活排水の状況は、生活排水の排出源である各家庭や事業所等の排水の仕方により影響されます。例えば、使用済み天ぷら油が直接排水口に流される等、適切に排水されない場合は生活排水処理施設の運転管理への負担が増加します。したがって、今後も引き続き、各家庭や事業所等における適切な生活排水対策についての啓発が必要です。

第3章 計画の基本方針

1. 生活排水処理に係る理念

本計画は、生活排水を適正に処理するため、中・長期的、かつ総合的な視点から生活排水処理の基本方針を定めます。計画策定にあたっては、上位計画となる構成市町の総合計画などの方針に沿ったものとします。

また、生活排水処理は生活様式や事業活動と密接な関係があるため、住民や事業者へ生活排水の適正処理について理解と協力を求め、地域一体となって水環境の保全に取り組むものとします。

以上のようなことを踏まえ、生活排水処理に係る基本理念を次のように定めます。

基本理念：生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ。

2. 生活排水処理の基本方針

本計画の基本方針は、生活排水処理に係る基本理念を実現するため、次のとおりとします。

方針1：住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進

住民・事業者は、生活排水による環境への影響を理解し、水環境保全への配慮を心がける等、生活排水の適正処理に協力します。行政は、生活排水に関する情報を提供し、指導を行っていきます。

方針2：生活排水処理の促進

生活排水処理を進めるため、下水道等が整備されている区域内の未接続世帯に対しては、下水道処理施設への接続を促進し、下水道等が整備されていない区域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、浄化槽を設置している住民、事業者に対しては、浄化槽法に基づいた保守点検・清掃・法定検査を実施するよう、啓発等を行っていきます。

方針3：生活排水処理施設の適正な維持管理

し尿や浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、これまでと同様に適正処理が行えるよう、し尿処理施設等の維持管理、老朽化対策、及び長寿命化対策を実施していきます。

第4章 具体的施策の展開

1. 施策体系

本計画では、基本方針に基づいた施策を設定し、「基本理念：生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ。」の実現を目指します。基本方針ごとに整理した施策体系を以下に示します。

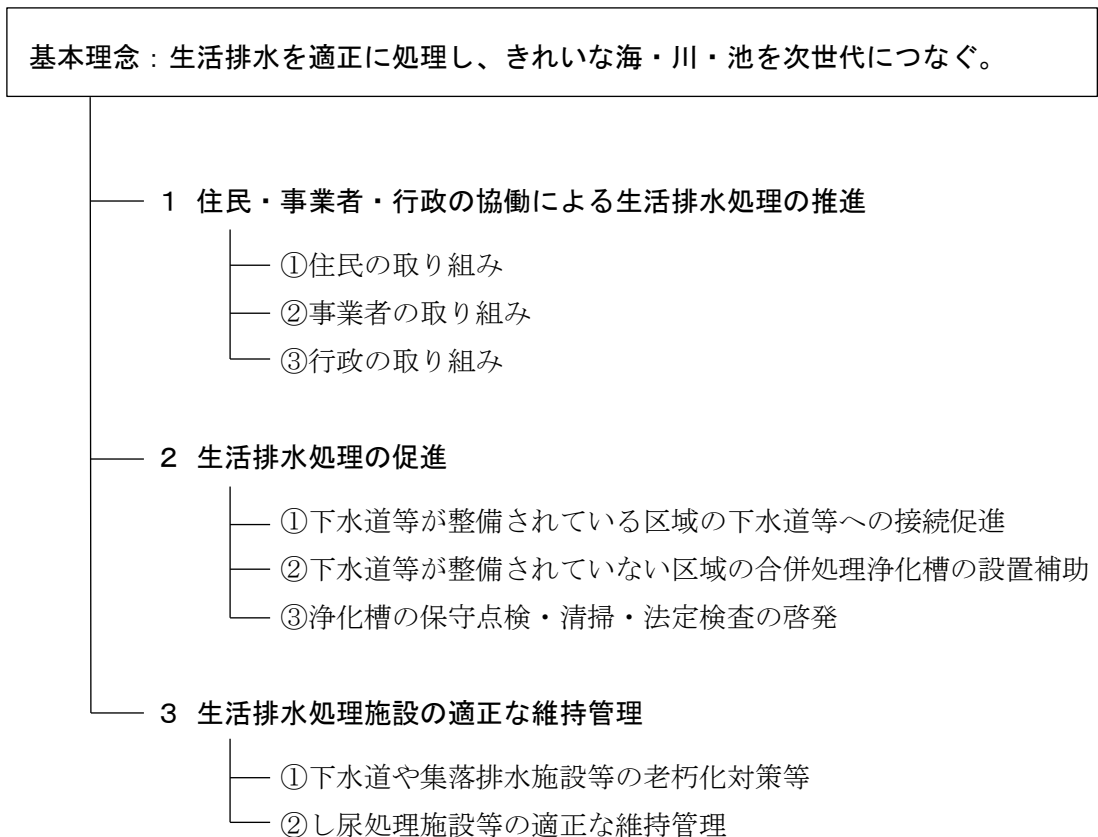


図 7 本計画の施策体系

2. 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進

生活排水の排出源である住民・事業者は水環境の保全に配慮した生活スタイルや汚濁負荷の削減に向けた取り組みを推進し、行政は住民・事業者の取り組みを支援することで、住民・事業者・行政の協働による適正な生活排水処理を推進します。住民・事業者・行政それぞれの取り組み内容を以下に示します。

1) 住民の取り組み

家庭での生活排水対策や水質保全美化活動を行い、下水道等への接続や浄化槽の設置等に努めます。

(1) 家庭生活排水における水質保全対策

- ①川や海にごみを捨てない、汚さないようにする
- ②洗剤の過剰使用をやめるようにする
- ③廃食油を流しに捨てないようにする
- ④台所では水切り袋を使うようにする
- ⑤石鹼などはできるだけ環境にやさしいものを選んで、適量使うようにする

(2) 排水処理対応

- ①下水道等が整備されている区域では、接続に努める
- ②下水道等が整備されていない区域では、合併処理浄化槽の設置に努める

(3) 水質保全美化活動

- ①道路側溝などの清掃活動を行い、河川や海への濁水流入の防止に協力する
- ②河川やその周辺での清掃活動に協力する

2) 事業者の取り組み

事業所での生活排水対策や水質保全美化活動を行います。

(1) 事業所の生活排水における水質保全対策

- ①排水処理を徹底し、汚濁物質の削減
- ②廃油は資源化するなど適正な処理

(2) 水質保全美化活動

- ①河川やその周辺での清掃活動

3) 行政の取り組み

住民・事業者の取り組みを支援するため、生活排水対策の啓発等を行います。

(1) 生活排水対策の推進

- ①下水道等が整備されている区域の未接続世帯に対する無利子融資や助成制度を活用した下水道等への接続の推進
- ②広報誌やパンフレット等による正しい下水道等の利用啓発
- ③法定検査等の個別通知、下水道等が整備されていない区域の合併処理浄化槽設置への助成及び普及啓発
- ④生活排水の汚濁を減らす取り組み定着への啓発

(2) 事業所の生活排水対策の推進

- ①事業所の生活排水の適正処理を事業者に指導
- ②一般事業所への油水分離槽等の設置依頼

(3) 水質の監視・調査

- ①構成市町で定期的を実施している水質調査の継続実施と結果の公表
- ②特定除害施設に該当する事業所の排水水質の測定を行い、適正に処理し排水するよう監視・指導

(4) 水質保全活動の支援

- ①家庭排水の水質浄化を推進する活動の支援
- ②処理水の放流先河川を美化清掃する地元自治会等の取組への協力等、住民による水質保全美化活動の支援

参考：家庭での取り組み事例

台所ではこんなこと



食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれぬ分だけ注ぐ。



水きり袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。



食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。



残った油は継ぎ足して使ったり、炒めものに使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。



米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。



食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

お風呂ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。



シャンプー・リンスは適量を守りましょう。



お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

洗濯ではこんなこと



洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけはありません。



くす取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

トイレではこんなこと



トイレは使用後にちよこちよこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

※出典：生活排水読本（環境省）

-23-

3. 生活排水処理の促進

生活排水処理の促進について下水道等が整備されている区域では、接続を促進することで効率的な生活排水処理を推進します。下水道等が整備されていない区域では合併処理浄化槽の整備を推進します。

1) 下水道への接続促進

公共下水道、特定環境保全公共下水道については、構成市町の下水道全体計画等に基づく整備と併せ、接続を推進します。

なお、鳥取市・若桜町では、下水道等への接続を推進するため、水洗便所等の改造に対して、融資の斡旋を実施しています。また、岩美町においては、下水道等への接続に対して「岩美町住宅新築・リフォーム資金助成事業」による補助を実施しています。

表 18 公共下水道事業の概要

項目	鳥取市		
	秋里処理区	千代水処理区	河原処理区
事業年度	～R6	～R6	～R4
全体計画面積	2,112.2 ha	1,341.1 ha	163.4 ha
全体計画人口	98,050 人	40,430 人	2,900 人

項目	岩美町		八頭町
	浦富処理区	大谷処理区	郡家処理区
事業年度	～R8	～R8	～R6
全体計画面積	210.7 ha	122.8 ha	193.0 ha
全体計画人口	5,380 人	3,100 人	5,650 人

表 19 特定環境保全公共下水道事業の概要

項目	鳥取市				
	吉岡処理区	用瀬処理区	浜村処理区	鹿野処理区	今市処理区
事業年度	～R6	～R9	～R5	～R5	～R5
全体計画面積	58.1 ha	54.0 ha	186.0 ha	49.0 ha	71.0 ha
全体計画人口	1,460 人	2,550 人	5,100 人	1,200 人	1,100 人

項目	鳥取市	智頭町	若桜町		八頭町
	青谷処理区	智頭処理区	若桜処理区	つく米処理区	丹比中央処理区
事業年度	～R5	～H26	～H23	～H23	～H17
全体計画面積	106.0 ha	124.0 ha	108.0 ha	18.0 ha	55.0 ha
全体計画人口	2,500 人	3,184 人*	2,372 人*	85 人*	1,402 人*

※既に整備が完了している区域は、令和2年度末の計画区域内人口を記入

表 20 鳥取市の水洗便所資金の融資斡旋制度（下水道）

項目	内容
融資の対象範囲 (主な対象工事)	汲み取り便所を水洗便所に改造し、又は浄化槽を撤去して公共下水道又は集落排水施設に接続しようとする方
融資斡旋額	10万円以上80万円以内（1万円単位） なお、便槽（し尿浄化槽を含みます。「便器」ではありません。）2個以上の場合は1個につき30万円を加算。ただし、融資対象は3個まで。
返済期間	60月以内
利率	無利子
返済方法	元金均等払いによる月賦償還
融資取扱金融機関	鳥取銀行、山陰合同銀行、 鳥取いなば農業協同組合、鳥取信用金庫
融資斡旋の申込者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・安定、継続した収入がある方 ・市税、負担金等の滞納が無い方 ・生計を別にし、一定の収入がある連帯保証人（1人）を有する方 ・供用開始の日から3年以内に改造工事を行う方 (なお、3年を超えている場合でも、相当の理由があれば可となる場合があります。)

表 21 若桜町の水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給要綱（下水道）

項目	内容
融資の対象範囲 (主な対象工事)	供用開始区域内における水洗便所の普及を図り、環境衛生の向上に資するため、水洗便所に改造する資金又は生活雑排水施設等の改造に要する費用
融資の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始区域に所在し、専ら住居のように供する家屋の所有者又は当該所有者の同意を得て当該家屋を使用する方 ・一定の収入を有する方で、改造資金の償還金の支払能力があり、かつ、確実な連帯保証人を有する方 ・町税、使用料、負担金、償還金等に滞納が無い方 (ただし、滞納があることについて相当の理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。)
融資額	改造工事1件につき10万円から100万円までの範囲内として1万円単位
利率	町と指定金融機関が協議して各年度ごとに決める
償還期間	融資を受けた日の属する月の翌月から元利均等支払いの方法による月賦償還とし、60か月以内とする
融資機関	指定金融機関

表 22 岩美町の住宅新築・リフォーム資金助成

区分	通常世帯	子育て世帯※ ¹	若者世帯※ ²	多世代同居世帯※ ³
新築	20 万円			50 万円
リフォーム	対象工事費の 10% (上限 10 万円)	対象工事費の 15% (上限 15 万円)		

※1 子育て世帯 : 18 歳以下の子どもを養育する世帯

※2 若者世帯 : いずれか 40 歳以下の夫婦のみの世帯

※3 多世代同居世帯 : 同一世帯内に子世帯とその親が住居する世帯
又は、3 世代以上の世帯員が住居する世帯

2) 合併処理浄化槽の設置補助

構成市町においては、下水道等が整備されている区域以外で合併処理浄化槽の設置を行う住民、事業者に対して補助金交付を継続して実施します。

構成市町の浄化槽設置補助金の額等は、下表のとおりです。

表 23 鳥取市の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	補助限度額	
	汲み取り及び単独処理 浄化槽からの転換	新築等
5人槽	558,000円	352,000円
6～7人槽	699,000円	441,000円
8人槽以上	938,000円	588,000円

※出典：鳥取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

表 24 岩美町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

区域	人槽区分	基準設置費	設置者負担額
下水道事業等計画区域※ 以外の区域	5人槽	761,000円	193,200円
	6人槽	871,300円	234,700円
	7人槽	997,600円	270,500円
	8人槽	1,082,400円	311,200円
	10人槽	1,279,000円	348,600円
	11～50人槽	1,245,200円	368,300円
下水道事業等計画区域内 であっても、その整備が 計画実施の初年度から起 算して7年以上見込まれ ない区域	5人槽	761,000円	318,200円
	6人槽	871,300円	380,700円
	7人槽	997,600円	416,500円
	8人槽	1,082,400円	496,200円
	10人槽	1,279,000円	533,600円
	11～50人槽	1,245,200円	681,300円

※出典：岩美町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※下水道事業等計画区域とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域及び農・漁業集落排水処理施設等の下水道等処理施設に係る処理区域

※補助金額は、合併処理浄化槽の設置工事の範囲内とし、基準設置費と設置工事費を比較し少ない方の額から設置者負担額を除いた額

表 25 智頭町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	基準設置額
5人槽	882,000円
6～7人槽	1,104,000円
8～10人槽	1,495,000円
11～50人槽	1,495,000円

※出典：智頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※補助金の交付額は、基準設置額と対象経費支出予定額を比較し、対象支出予定経費の方が少ない場合は、対象支出予定経費から基準設置額の5分の1を控除した額とし、基準設置額の方が少ない場合は、基準設置額の5分の4を乗じて得た額と対象経費支出予定額から基準設置額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を合算した額

表 26 若桜町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	基準設置費	設置者負担基準額
5人槽	882,000円	265,000円
6～7人槽	1,104,000円	332,000円
8人槽以上	1,495,000円	449,000円

※出典：若桜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※補助額＝基準設置費－設置者負担基準額

表 27 八頭町の浄化槽設置補助金（1基あたり）

人槽区分	基準設置費		設置者負担基準額	
	汲み取り及び 単独処理浄化槽 からの転換	新築に伴う設置	一般家庭	事業所
5人槽	882,000円	676,000円	320,000円	398,000円
6～7人槽	1,104,000円	846,000円	320,000円	398,000円
8～10人槽	1,495,000円	1,144,000円	320,000円	398,000円
11～50人槽	1,495,000円	1,144,000円	320,000円	398,000円

※出典：八頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

※補助金の交付額は、設置費から設置者負担基準額を控除した額。ただし、設置費が基準設置費を超える場合は、基準設置費から設置者負担基準額を控除した額

3) 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の啓発

浄化槽の維持管理については、浄化槽を設置している住民、事業者に対して、浄化槽法に基づいた保守点検・清掃・法定検査を実施するよう、構成市町の広報誌やパンフレットの配布、個別通知等による啓発を行い、法定検査受検率等の向上に努めます。

なお、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施内容を表 28 に示します。

表 28 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査

項 目	実 施 内 容
保守点検	保守点検では、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を行い、4 ヶ月に 1 回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）実施する必要があります。
清掃	バキューム車で汚泥やスカムといった泥の固まりを引抜きます。年 1 回以上（全ばっ気型の浄化槽は半年に 1 回以上）引き抜きを行う必要があります。
法定検査	法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が確保されているかを確認するために行われます。法定検査には、使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月内に行う「設置後等の水質検査（7 条検査）」、毎年 1 回行う「定期検査（11 条検査）」があります。

4. 生活排水処理施設の適正な維持管理

1) 下水道や集落排水施設の老朽化対策等

本圏域内の下水道、集落排水施設には、供用開始から長期間経過し、設備が老朽化している施設があります。また、処理区によっては、人口の減少により、処理人口に対して施設が過大となっている箇所もあります。

今後は、施設の老朽化調査等を実施し、適正な補修計画を作成する等、施設の長寿命化対策を検討していきます。また、人口の減少を踏まえて、施設を統廃合することでトータルコストの低減についても検討します。

2) し尿処理施設の適正な維持管理

し尿処理施設は、平成30年度に実施した精密機能検査結果[※]及び令和2年度に実施した施設長寿命化計画を基に、設備ごとの状況に応じた維持管理を適正に実施していきます。

しかし、下水道等の接続等によりし尿処理量は今後も減少するものと考えられるため、し尿及び浄化槽汚泥等搬入物の性状変化により運転管理が困難になっていくことも予想されます。また、適正管理をしているものの施設及び設備の経年劣化も認められます。

そのため、今後は処理の安定性や経済性などを踏まえ、処理方法を変更するなど長期的な視点に立ったし尿処理施設の維持管理や施設整備の検討が求められます。

なお、施設整備は、適正な時期に検討の上、効率的な施設の管理運営を見据えた施設整備を行います。

※平成30年度精密機能検査結果について

平成30年度に実施した精密機能検査では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に基づき、し尿処理施設の設備・装置及び機能状況の現状把握を行いました。

その結果、し尿処理施設では、これまで点検・補修を行うなど施設の保全に努めていたため、処理において大きな支障をきたすような事項は認められなかったが、経年的な劣化、軽度の腐食、損傷が生じている箇所が認められました。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は現行どおりとし、生活排水区分ごとの処理主体は、表 29 のとおりとします。

表 29 生活排水の処理主体

生活排水処理施設	対 象		処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水		構成市町
特定環境保全公共下水道			
農業集落排水施設			
漁業集落排水施設			
林業集落排水施設			
コミュニティ・プラント			
合併処理浄化槽			住民・構成市町
単独処理浄化槽	し尿		住民
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥 (集落排水汚泥等を含む。)	中継所からの 収集運搬	本組合（一部、鳥取市 による直接投入あり。）
		中間処理	
		最終処分	

2. 生活排水の処理計画

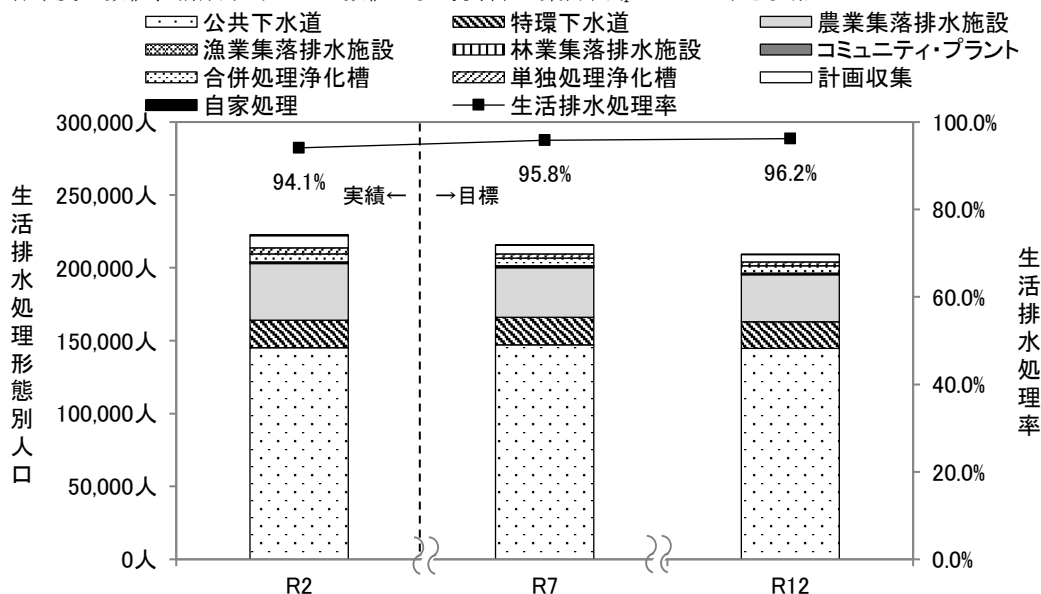
本圏域では、今後、農村部等での人口減少が顕著になることが想定されるため、すでに整備が完了している集落排水施設の処理区域では、水洗化人口が減少することが予想されます。一方、都市部では、下水道の整備が進むことにより水洗化人口が増加します。そのため、生活排水処理率は、微増することが見込まれます。

したがって、本計画の目標は、下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を推進することで、目標年度の令和12年度において、本圏域内全体の生活排水処理率を96.2%とします。

表 30 生活排水処理の目標

項目	実績	目標	
	R2	R7	R12
生活排水処理人口	209,550人	206,693人	201,430人
公共下水道	145,289人	147,150人	144,811人
特環下水道	18,773人	18,967人	18,260人
農業集落排水施設	38,781人	34,075人	32,090人
漁業集落排水施設	732人	680人	653人
林業集落排水施設	65人	58人	56人
コミュニティ・プラント	409人	400人	391人
合併処理浄化槽	5,501人	5,363人	5,169人
未処理人口	13,145人	9,034人	7,948人
単独処理浄化槽	4,223人	2,920人	2,540人
計画収集	8,374人	5,762人	5,090人
自家処理	548人	352人	318人
合計（行政区域内人口）	222,695人	215,727人	209,378人
生活排水処理率	94.1%	95.8%	96.2%

※各年度の数値、構成市町ごとの数値は参考資料9.集計表(p100～106)を参照



3. し尿・汚泥の処理計画

1) 収集運搬計画

収集運搬計画について、収集運搬する種類及び方法は現行どおりとします。

(1) 収集運搬する種類とその量

収集運搬する種類は、汲み取りし尿、合併又は単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥、コミュニティ・プラント汚泥、集落排水汚泥とします。

収集運搬見込み量は、表 31 のとおりです。

表 31 収集運搬種類とその見込み量

項目	実績	見込み量 (推計)	
	R2	R7	R12
汲み取りし尿	4,366 k1	3,052 k1	2,696 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,775 k1	2,636 k1	2,254 k1
合併処理浄化槽汚泥	8,952 k1	8,779 k1	8,503 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	123 k1	120 k1
農業集落排水汚泥	22,212 k1	19,474 k1	18,364 k1
漁業集落排水汚泥	441 k1	417 k1	401 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	16 k1	16 k1
合計	39,890 k1	34,497 k1	32,354 k1

※各年度の数值、構成市町ごとの数值は参考資料 9. 集計表 (p100~106) を参照

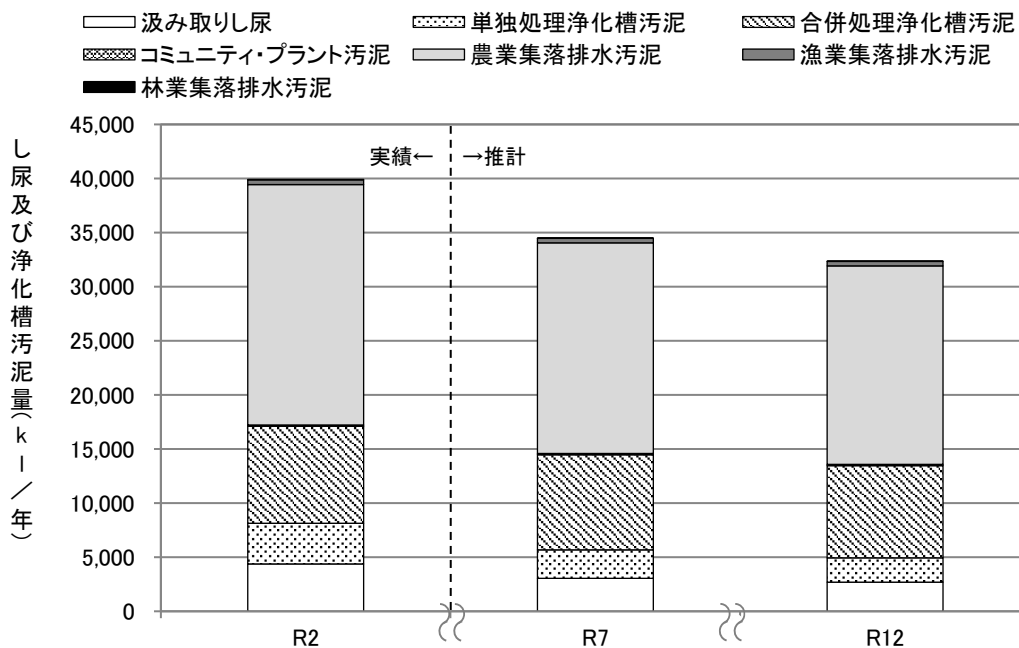


図 9 収集運搬種類とその見込み量

(2) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬範囲・方法

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集対象地域は、本圏域内全域とします。

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬方法は、現行どおり収集運搬許可業者及び委託業者によるものとします。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者による直接投入、及び委託業者が中継所を経由してし尿処理施設に投入します。

また、集落排水汚泥については、委託業者が各集落排水施設から中継所まで収集運搬し、中継所で鳥取市及び本組合の委託業者の車両に移してし尿処理施設に投入します。

表 32 中継所への1日あたりし尿及び浄化槽汚泥搬入量

中継所	中継所に搬入する市町	槽容量	見込み量(推計)	
			R7	R12
福部中継所	鳥取市(福部町)	60 kl	0.5 kl/日	0.5 kl/日
気高中継所	鳥取市(青谷町、鹿野町、気高町)	125 kl	2.9 kl/日	2.8 kl/日
用瀬中継所	鳥取市(用瀬町、佐治町)	100 kl	0.9 kl/日	0.8 kl/日
河原中継所	鳥取市(河原町)	36 kl	1.1 kl/日	1.1 kl/日
岩美中継所	岩美町	130 kl	5.1 kl/日	4.0 kl/日
智頭中継所	智頭町	50 kl	4.0 kl/日	3.9 kl/日
郡家中継所	若桜町、八頭町	78 kl	3.4 kl/日	2.9 kl/日

※中継所ごとの見込み量(推計)は、R3.3.31における各地域の行政区域内人口を基に按分して算出

(3) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬体制における維持・効率化

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬は、今後、公共下水道の普及により汲み取りし尿が減少し、加えて合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥量の割合が高くなるなど、し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬状況が大きく変わっていきます。

収集運搬許可業者及び委託業者は、こうした変動により体制維持が困難となることも想定されるため、将来の変動を見据えつつ、収集運搬体制の維持・効率化を図ります。

2) 中間処理計画

し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理では、生活環境に影響がないよう、収集運搬した汲み取りし尿汚泥及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥等の適正処理に努めます。

また、し尿処理施設においては、将来的にも安定した処理を行うため、長期的視点から施設整備方針を検討します。中間処理の見込み量は、表 33 のとおりです。

表 33 し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理量

項目	実績	見込み量（推計）	
	R2	R7	R12
汲み取りし尿	4,366 k1	3,052 k1	2,696 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,776 k1	2,636 k1	2,254 k1
合併処理浄化槽汚泥	8,951 k1	8,779 k1	8,503 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	123 k1	120 k1
農業集落排水汚泥	22,212 k1	19,474 k1	18,364 k1
漁業集落排水汚泥	441 k1	417 k1	401 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	16 k1	16 k1
合計	39,890 k1	34,497 k1	32,354 k1

※各年度の数値、構成市町ごとの数値は参考資料 9. 集計表(p100～106)を参照

3) 再資源化計画及び最終処分計画

(1) 再資源化

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥を中間処理して発生する脱水汚泥は、再資源化を図ります。再資源化する脱水汚泥の見込み量は、表 34 のとおりです。

表 34 再資源化量の見込み

項目	実績	見込み量（推計）	
	R2	R7	R12
脱水汚泥	1,216.02 t	1,051.62 t	986.29 t

※脱水汚泥の見込み量（推計）は、令和 2 年度における中間処理量と脱水汚泥量の割合に、中間処理量見込み量（推計）を乗じることで算出した。

(2) 最終処分

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理過程で発生するし渣については、場外搬出し、一般廃棄物焼却施設で焼却処分するものとします。焼却処理により発生する焼却灰は、本組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

最終処分量（脱水し渣の焼却処分量）の見込み量は、表 35 のとおりです。

表 35 最終処分量の見込み

項 目	実績	見込み量（推計）	
	R2	R7	R12
脱水し渣	132.88 t	114.92 t	107.78 t

※脱水し渣の見込み量（推計）は、令和2年度における中間処理量と脱水し渣量の割合に、中間処理量見込み量（推計）を乗じることで算出した。

(3) 放流水

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の処理によって発生する排水は、適正処理し、関係法令の基準を満たす水質とした上で、因幡浄苑に隣接する袋川へ放流します。

4. その他生活排水の処理に関し必要な事項

1) 計画の推進体制

本計画における施策については、住民・事業者の積極的な協力を得られるよう、引き続き構成市町と本組合が協力体制のもと、実施していきます。

2) 地域に関する諸計画との関係及び調整

本計画における施策は、構成市町の総合計画、環境基本計画、下水道事業計画等との整合を図りながら取り組みます。そのため、下水道事業計画やその他の関連計画が変更された場合、または社会情勢や財政状況等の変化により本計画を見直す必要が生じた場合には、その都度、計画の見直しを行います。

3) 災害対策

被災時においては、衛生状態を保つため、迅速な汚水処理を行うことが求められます。本組合では、構成市町における地域防災計画を踏まえた災害対策を推進します。

参 考 資 料

1. 位置・気象
2. 人口動態
3. 産業の動向
4. 市町の総合計画
5. 水環境、水質保全に関する状況
6. 生活排水処理施設（各終末排水処理場ごと）の概要
7. 行政区域内人口の推計
8. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計
9. 集計表
10. 用語の解説

1. 位置・気象

1) 位置

鳥取県東部に位置する本圏域は、平成16年11月1日、鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町の9市町村の合併により、新しい鳥取市が誕生しました。また、平成17年3月31日には、郡家町、船岡町及び八東町が合併し、八頭町が誕生するなど、圏域を構成する市町村の組織が大きく変化し、現在は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の1市4町で構成されています。

本圏域は東西約40km、南北約40kmで、総面積は1,518.22km²(令和3年4月1日現在)と鳥取県の約4割を占めています。

東部圏域の市町のうち、最も広い地域を占めるのは鳥取市(765.31km²)で、本圏域の中心的役割を担っています。

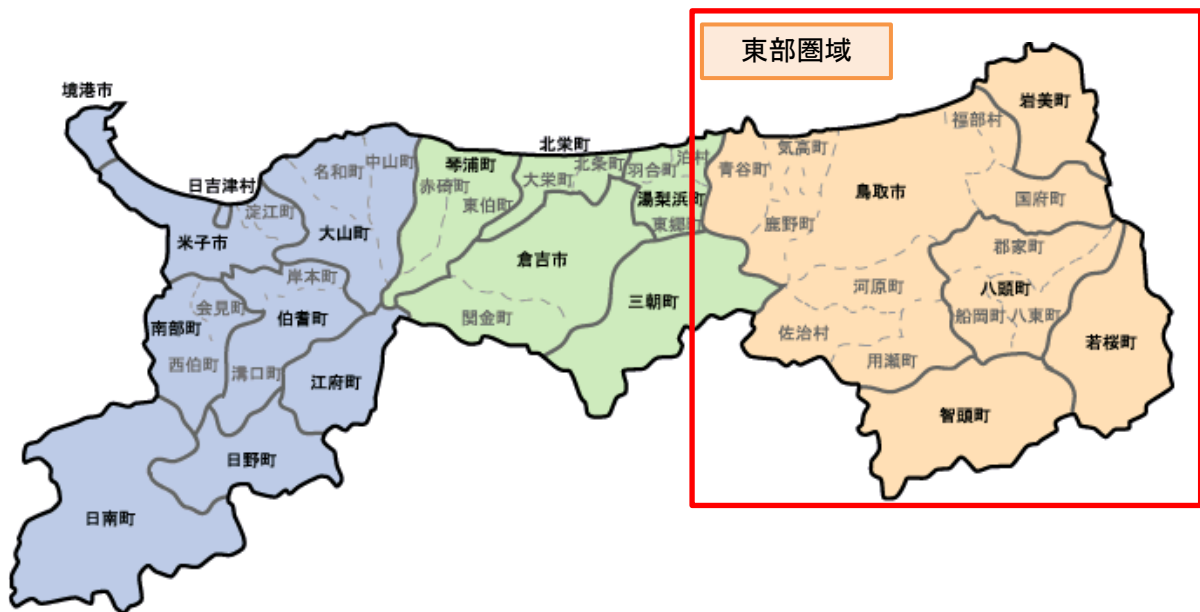


図 10 本圏域の構成

2) 地勢

本圏域の地勢は、ほぼ中央を千代川が流れ、その流域には、中国山地の扇ノ山（1,310m）、陣鉢山（1,207m）、氷ノ山（1,510m）、三室山（1,358m）、沖ノ山（1,319m）、東山（1,388m）、那岐山（1,240m）、三国山（1,252m）等の1,000m級の山地を境界とし、北は日本海に面しています。

主要河川の千代川は、日本海に注ぐまでに土師川、佐治川、曳田川、八東川と合流し、延長52.1kmで日野川に次ぐ県下2番目の長流を有しています。千代川河口に発達した海岸砂丘は、「鳥取砂丘」として全国的に有名であり、東に福部砂丘、浜坂砂丘、西に湖山砂丘、末恒砂丘を含み東西16km、南北2kmに及んでいます。

浜坂砂丘の南側には多鯨ヶ池があり、湖山砂丘の背後には潟湖の湖山池があります。湖山池の面積は約7.0km²であり、池としては国内最大級の面積を有しています。

兵庫県境に近い東の海岸部は、浦富海岸など、花崗岩や火山砕屑岩が侵食されてできた海食崖や海食地形が発達し、山陰海岸国立公園に指定されています。この国立公園を中心とした山陰海岸は、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした文化・歴史を体験・学習できる地域として平成20年12月に日本ジオパーク委員会から『山陰海岸ジオパーク』として認定され、さらに、平成22年10月には世界ジオパークネットワークに加盟認定されました。また、平成26年9月には、鳥取市西部の新規拡大エリアを含めて再認定されました。



図 11 本圏域の地勢

3) 気候

鳥取地方気象台における平成 23 年から令和 2 年の観測結果の平均値は、平均気温 15.4℃、月間降水量 2,020.4mm、月間日照時間 1,739.2 時間でした。

表 36 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成 23 年～令和 2 年の平均値）

月	平均気温（℃）	月間降水量（mm）	月間日照時間（時間）
1	4.3	197.6	67.3
2	4.8	149.3	87.8
3	8.3	140.5	145.1
4	13.3	110.9	184.5
5	18.7	110.2	223.7
6	22.3	153.3	164.9
7	26.7	161.1	178.8
8	27.7	155.0	211.5
9	23.0	296.7	145.5
10	17.5	172.4	144.5
11	12.3	127.9	114.2
12	6.4	245.9	71.4
全年	15.4	2,020.4	1,739.2

※出典：気象庁ホームページ

※各項目の 10 年間の年間値を平均したものであり、端数処理により 1 月から 12 月を合計等したものと不整合となる場合がある。

2. 人口動態

1) 人口・世帯数

本圏域の人口及び世帯数は令和3年1月現在で223,655人、95,443世帯となっています。人口及び世帯数ともに、鳥取市が約8割を占めています。

人口の推移は、年々減少傾向を示しています。

年齢区分別人口は、65～74歳が最も多く、今後も高齢化が進むことが想定されます。

表 37 市町別人口・世帯数（令和3年1月1日現在）

市町	人口（人）	割合（％）	世帯数（世帯）	割合（％）
鳥取市	185,890	83.1%	80,799	84.6%
岩美町	11,278	5.0%	4,423	4.6%
智頭町	3,050	1.4%	1,328	1.4%
若桜町	6,726	3.0%	2,736	2.9%
八頭町	16,711	7.5%	6,157	6.5%
合計	223,655	100.0%	95,443	100.0%

※出典：鳥取県庁ホームページ「住民基本台帳年報」

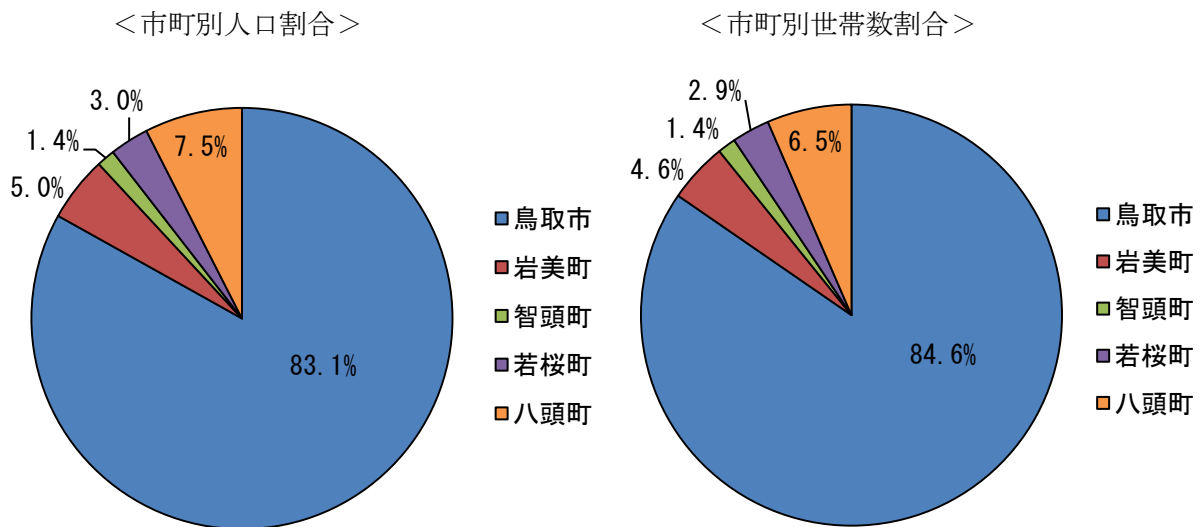


図 12 市町別人口割合・世帯数割合（令和3年1月1日現在）

2) 観光客数

観光については、「鳥取砂丘・いなば温泉郷（鳥取・吉岡・浜村・鹿野）周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭（鳥取市南部・若桜町・智頭町・八頭町）」が地域別観光客数の測定地点となっています。

平成 15 年の鳥取市賀露地区の整備、平成 21 年の「2009 鳥取・因幡の祭典（世界砂像フェスティバル）」の開催、平成 22 年の『山陰海岸ジオパーク』の世界ジオパークネットワーク加盟、鳥取自動車道の供用開始（平成 25 年全線開通）などにより、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光客数が増加しており、平成 24 年には 300 万人を超え、合計でも約 360 万人となりました。

また、圏域全体においても、平成 30 年度以降は観光客数が増加傾向にあり、令和元年度には鳥取西道路が全線開通したことも影響し、観光客数が約 420 万人になりました。

表 38 観光客数の推移

単位：千人

地域	年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺		2,703	2,677	3,173	2,939	2,890	3,010	2,877	2,632	2,685	2,949
浦富海岸・岩井温泉周辺		197	209	195	206	152	325	458	449	443	456
八頭周辺		225	252	235	222	218	291	360	323	758	779
合計		3,125	3,138	3,603	3,367	3,260	3,626	3,695	3,404	3,886	4,184

※出典：鳥取県庁ホームページ「文化観光局観光課統計データ」

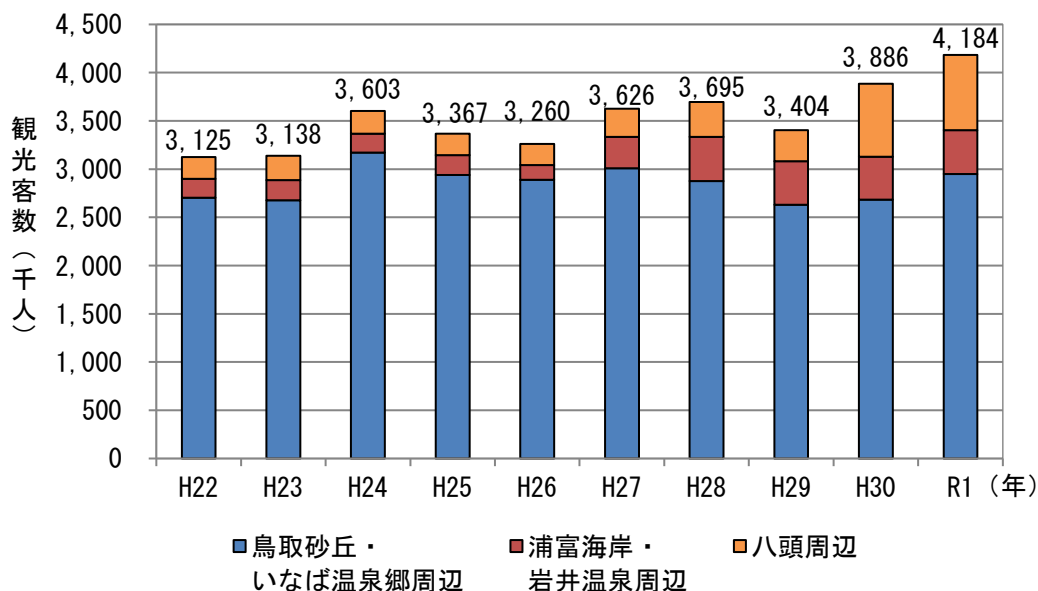


図 13 観光客数の推移

3. 産業の動向

1) 産業状況

(1) 産業別就業者数人口

産業別の就業人口は、圏域全体で見ると、第1次・第2次産業は減少傾向にあるが、第3次産業は増加しています。

構成市町別では、鳥取市において第3次産業の就業人口の割合が他町より高く、平成27年では約7割を超えています。

表 39 産業別就業人口の推移

単位：人

年 市町	H12			H17			H22			H27		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
鳥取市	8,014 (7.8%)	31,642 (30.9%)	62,754 (61.3%)	7,419 (7.6%)	25,616 (26.1%)	64,934 (66.3%)	5,321 (6.1%)	20,825 (23.7%)	61,790 (70.3%)	5,219 (5.9%)	19,037 (21.4%)	64,810 (72.8%)
岩美町	983 (14.0%)	2,735 (38.9%)	3,305 (47.1%)	903 (14.0%)	2,019 (31.3%)	3,522 (54.7%)	709 (12.7%)	1,666 (29.8%)	3,209 (57.5%)	661 (12.1%)	1,435 (26.3%)	3,354 (61.5%)
智頭町	546 (11.8%)	2,161 (46.8%)	1,906 (41.3%)	425 (10.3%)	1,707 (41.4%)	1,988 (48.3%)	300 (8.8%)	1,258 (36.8%)	1,861 (54.4%)	395 (11.7%)	1,118 (33.1%)	1,863 (55.2%)
若桜町	409 (16.2%)	946 (37.5%)	1,171 (46.4%)	333 (16.2%)	660 (32.1%)	1,066 (51.8%)	195 (11.7%)	538 (32.2%)	940 (56.2%)	198 (13.1%)	433 (28.5%)	886 (58.4%)
八頭町	2,268 (20.6%)	3,791 (34.4%)	4,966 (45.0%)	2,121 (20.4%)	2,949 (28.3%)	5,333 (51.3%)	1,683 (18.4%)	2,401 (26.3%)	5,042 (55.2%)	1,513 (17.3%)	2,108 (24.1%)	5,140 (58.7%)
合計	12,220 (9.6%)	41,275 (32.3%)	74,102 (58.1%)	11,201 (9.3%)	32,951 (27.2%)	76,843 (63.5%)	8,208 (7.6%)	26,688 (24.8%)	72,842 (67.6%)	7,986 (7.4%)	24,131 (22.3%)	76,053 (70.3%)
県	36,741 (11.6%)	94,790 (29.8%)	186,316 (58.6%)	33,269 (11.1%)	75,543 (25.1%)	191,665 (63.8%)	26,791 (9.9%)	62,777 (23.1%)	182,150 (67.0%)	24,671 (9.1%)	59,764 (22.0%)	187,826 (69.0%)

※出典：総務省「国勢調査報告」

※産業分類不詳を除く

※端数処理により表中の計算と数値一致しない場合がある。

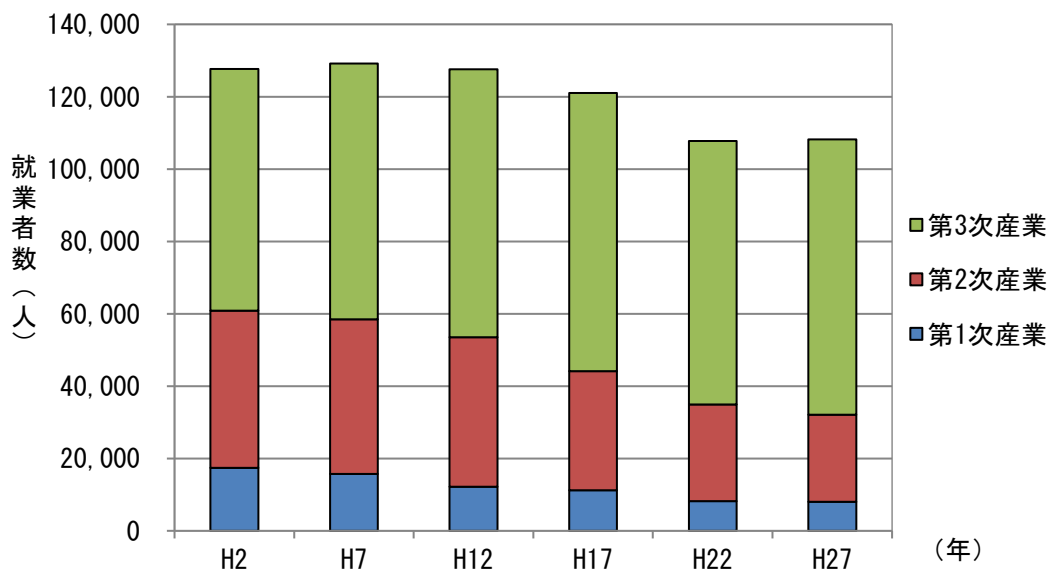


図 14 産業別就業人口の推移

(2) 経済状況

① 農林業

農業は、農家数、農業就業者数が減少傾向にあります。

専業農家数は農業就業者全体の1割程度であることに加え、経営耕地面積における規模別農家数を見ると、経営耕地1ha未満の農家が約7割を占めていることから、小規模な農家が多いことがわかります。

また、林業については、保有山林5ha以上の林業者が約7割を占めていることから、中・大規模の林業者が多いことがわかります。

表 40 農家数の推移

単位：千戸

市町	年	H7	H12	H17	H22	H27
鳥取市		10.8	10	9.1	8.5	7.8
岩美町		1.4	1.3	1.1	0.9	0.9
智頭町		1.2	1.1	1	1	0.9
若桜町		0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
八頭町		2.8	2.7	2.5	2.4	2.2
合計		16.9	15.7	14.2	13.3	12.2

※出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

※表中の単位を千戸としているため、端数処理により合計欄の数値と構成市町の合計値が不整合となる場合がある。

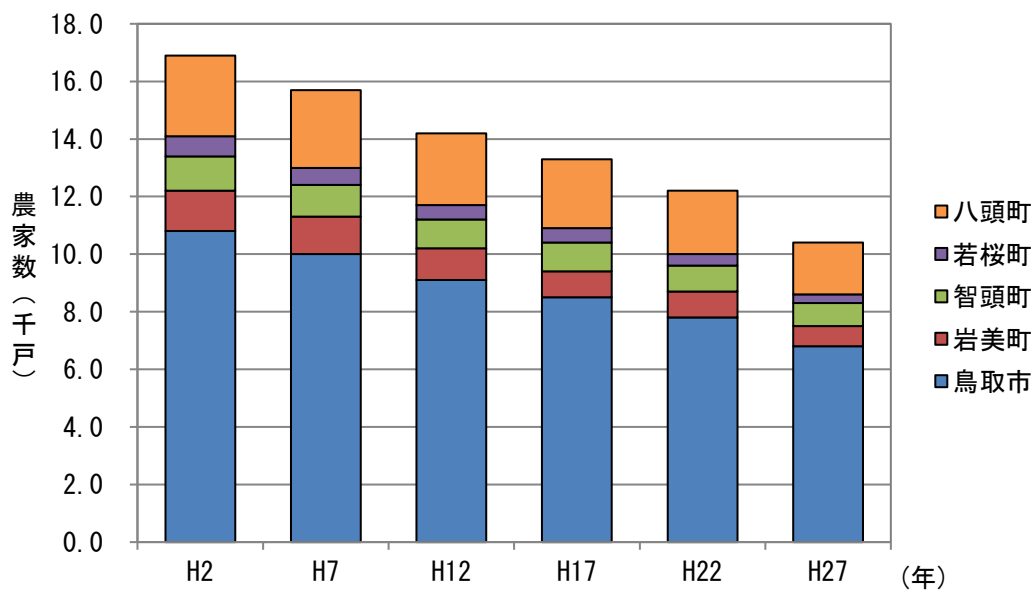


図 15 農家数の推移

表 41 農業就業者数の推移

単位：千人

市町	年	H7	H12	H17	H22	H27
鳥取市		9.6	7.5	7.0	7.2	6.0
岩美町		1.0	0.6	0.6	0.7	0.6
智頭町		0.5	0.4	0.3	0.7	0.5
若桜町		0.6	0.4	0.3	0.3	0.3
八頭町		2.7	2.2	2.1	2.2	1.6
合計		14.4	11.1	10.3	11.1	9.0

※出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

※表中の単位を千人としているため、端数処理により合計欄の数値と構成市町の合計値が不整合となる場合がある。

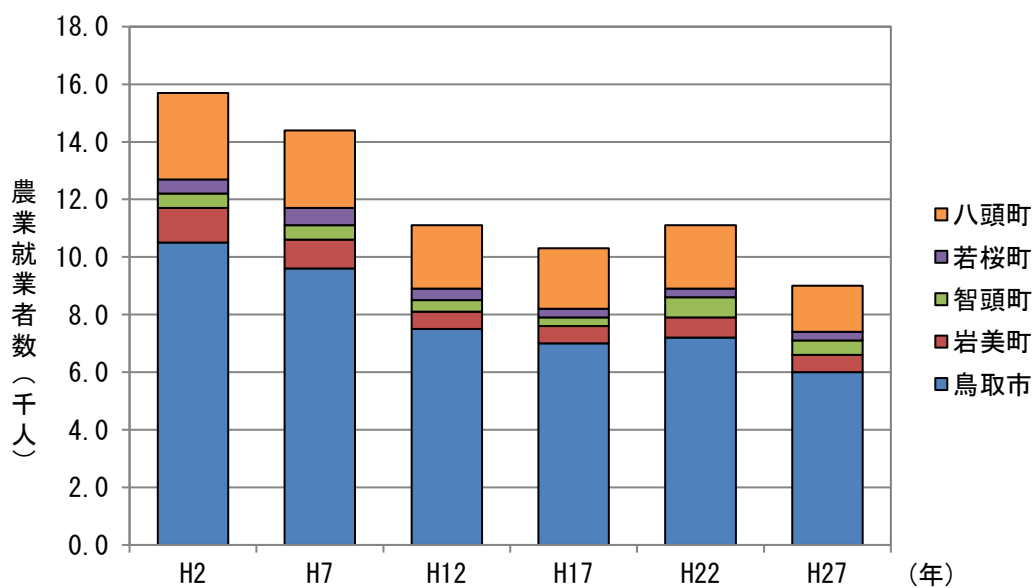


図 16 農業就業者数の推移

表 42 専業農家数の推移

単位：戸

市町	年	H7	H12	H17	H22	H27
鳥取市		964	960	760	869	888
岩美町		144	145	101	102	97
智頭町		96	91	70	76	97
若桜町		69	75	67	69	62
八頭町		231	267	213	244	267
合計		1,504	1,538	1,211	1,360	1,411

※出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

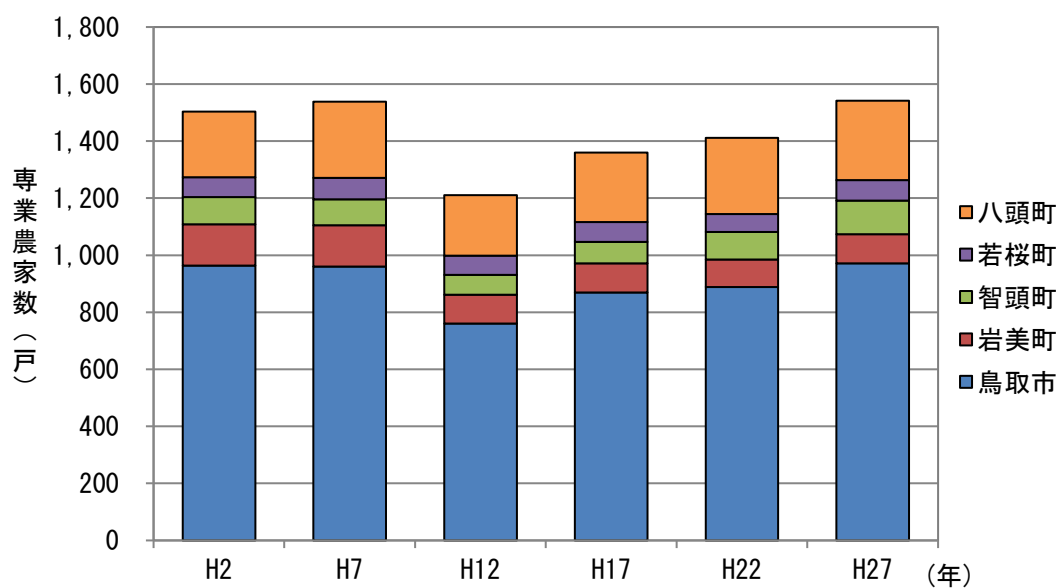


図 17 専業農家数の推移

表 43 農業産出額の推移

単位：億円

市町 \ 年	H27	H28	H29	H30	R1
鳥取市	117.1	133.7	134	128.7	151.5
岩美町	13.9	14.4	14.9	17.7	8.9
智頭町	4.8	5.5	5.9	5.5	6.5
若桜町	3.4	3.9	4.3	3.9	5.8
八頭町	27.4	30.1	30.1	29.3	32.1
合計	166.6	187.6	189.2	185.1	204.8

出典：農林水産省 「市町村別農業産出額（推計）」

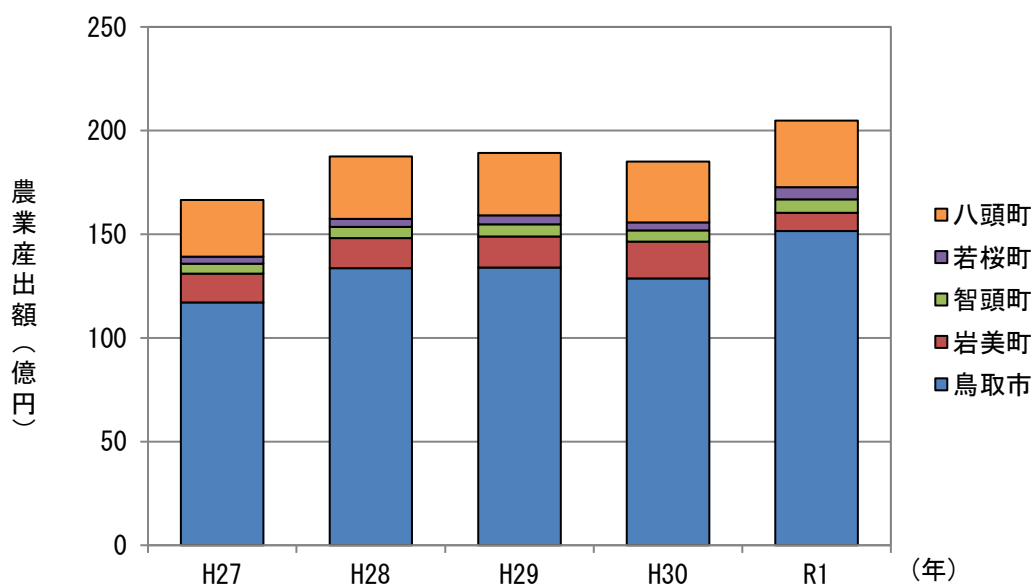


図 18 農業産出額の推移

表 44 規模別農業経営体・林業経営体数（平成 27 年）

単位：経営体

市町	経営耕地面積規模別農家数				保有山林規模別林家数			
	経営耕地なし	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0ha以上	保有山林なし	5ha未満	5～10ha	10ha以上
鳥取市	37 (0.9%)	1,148 (26.6%)	1,934 (44.8%)	1,202 (27.8%)	2 (1.0%)	70 (34.7%)	52 (25.7%)	78 (38.6%)
岩美町	12 (2.6%)	119 (25.8%)	204 (44.2%)	127 (27.5%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
智頭町	1 (0.2%)	165 (39.4%)	204 (48.7%)	49 (11.7%)	1 (0.8%)	33 (26.0%)	24 (18.9%)	69 (54.3%)
若桜町	5 (2.6%)	74 (38.3%)	81 (42.0%)	33 (17.1%)	1 (2.5%)	4 (10.0%)	11 (27.5%)	24 (60.0%)
八頭町	17 (1.5%)	359 (31.0%)	542 (46.8%)	239 (20.7%)	— (—)	24 (26.4%)	25 (27.5%)	42 (46.2%)
合計	72 (1.1%)	1,865 (28.5%)	2,965 (45.3%)	1,650 (25.2%)	4 (0.9%)	131 (28.5%)	112 (24.3%)	213 (46.3%)
県	215 (1.2%)	4,348 (23.7%)	7,455 (40.6%)	6,363 (34.6%)	14 (0.8%)	579 (32.1%)	547 (30.4%)	662 (36.7%)

※出典：農林水産省「農林業センサス 2015」

※岩美町の保有山林規模別林家数は未集計

※端数処理により表中の計算と数値が一致しない場合がある。

②漁業

漁業は、漁業個人経営体では県全体の 41.6%を占めていますが、漁獲量では県全体の 8.3%であることから、小規模経営体が多いことが分かります。

表 45 漁業個人経営体数等（平成 30 年）

市町	漁業個人経営体数(経営体)	漁業就業者数(人)	海面漁業漁獲量(t)
鳥取市	122 (22.7%)	186 (16.5%)	2,117 (2.5%)
岩美町	102 (19.0%)	232 (20.6%)	4,820 (5.8%)
合計	224 (41.6%)	418 (37.2%)	6,937 (8.3%)
県	538 (100.0%)	1,125 (100.0%)	83,103 (100.0%)

※出典：農林水産省「2018年漁業センサス」・「平成30年海面漁業生産統計調査」

③工業

工業は、事業所数・従業者数の約8割、製造品出荷額等の9割余りが鳥取市に集積しています。圏域全体で見ると、事業所数は平成28年度以降減少傾向、従業者数と製造品出荷額等は平成30年度をピークに減少傾向にあります。

表 46 事業所数の推移

単位：事業所

年 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	285 (76.8%)	276 (77.5%)	271 (77.0%)	— (—)	291 (78.4%)	282 (79.2%)	283 (79.3%)	278 (79.0%)	266 (78.9%)
岩美町	24 (6.5%)	23 (6.4%)	25 (7.1%)	— (—)	22 (5.9%)	20 (5.6%)	19 (5.3%)	20 (5.6%)	17 (5.0%)
智頭町	23 (6.2%)	22 (6.2%)	21 (6.0%)	— (—)	25 (6.7%)	23 (6.5%)	21 (5.9%)	20 (5.7%)	19 (5.6%)
若桜町	13 (3.5%)	13 (3.7%)	13 (3.7%)	— (—)	13 (3.5%)	13 (3.7%)	14 (3.9%)	13 (3.7%)	13 (3.9%)
八頭町	26 (7.0%)	22 (6.2%)	22 (6.3%)	— (—)	20 (5.4%)	18 (5.1%)	20 (5.6%)	21 (6.0%)	22 (6.5%)
合計	371 (100.0%)	356 (100.0%)	352 (100.0%)	— (—)	371 (100.0%)	356 (100.0%)	357 (100.0%)	352 (100.0%)	337 (100.0%)

※出典：鳥取県企画部統計課「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス」

※従業者4人以上の事務所

※平成24年は2月1日、平成25・26年は12月31日、平成28年以降は6月1日時点の数値

※平成27年の工業統計調査は未実施

※端数処理により表中の計算と数値が一致しない場合がある。

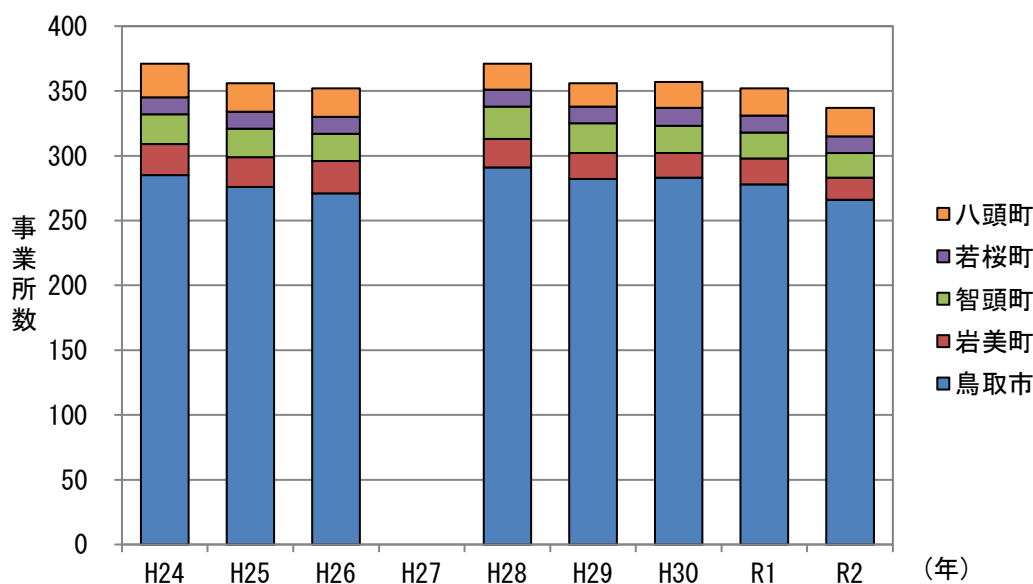


図 19 事業所数の推移

表 47 工業従業者数の推移

単位：人

年 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	10,957 (83.7%)	10,557 (84.1%)	10,089 (82.8%)	— (—)	10,993 (84.3%)	11,538 (84.6%)	12,201 (85.4%)	12,021 (85.1%)	11,834 (85.3%)
岩美町	894 (6.8%)	847 (6.7%)	939 (7.7%)	— (—)	853 (6.5%)	881 (6.5%)	835 (5.8%)	856 (6.1%)	786 (5.7%)
智頭町	596 (4.5%)	528 (4.2%)	522 (4.3%)	— (—)	572 (4.4%)	586 (4.3%)	562 (3.9%)	561 (4.0%)	535 (3.9%)
若桜町	219 (1.7%)	228 (1.8%)	233 (1.9%)	— (—)	217 (1.7%)	241 (1.8%)	258 (1.8%)	247 (1.7%)	230 (1.7%)
八頭町	438 (3.3%)	400 (3.2%)	397 (3.3%)	— (—)	403 (3.1%)	386 (2.8%)	430 (3.0%)	445 (3.1%)	484 (3.5%)
合計	13,104 (100.0%)	12,560 (100.0%)	12,180 (100.0%)	— (—)	13,038 (100.0%)	13,632 (100.0%)	14,286 (100.0%)	14,130 (100.0%)	13,869 (100.0%)

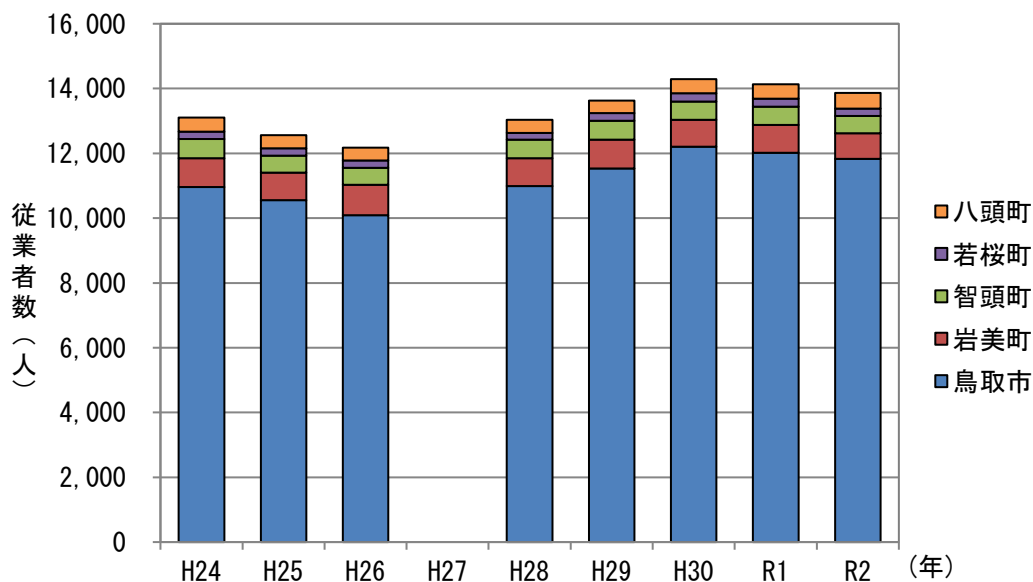
※出典：鳥取県企画部統計課「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス」

※従業員 4 人以上の事務所

※平成 24 年は 2 月 1 日、平成 25・26 年は 12 月 31 日、平成 28 年以降は 6 月 1 日時点の数値

※平成 27 年の工業統計調査は未実施

※端数処理により表中の計算と数値が一致しない場合がある。



※平成 27 年の工業統計調査は未実施

図 20 工業従業者数の推移

表 48 製造品出荷額等の推移

単位：億円

年 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	2,618 (91.9%)	2,233 (91.0%)	2,319 (90.7%)	2,465 (90.1%)	2,560 (90.6%)	2,811 (91.3%)	2,811 (91.1%)	2,707 (91.2%)	2,618 (91.9%)
岩美町	114 (4.0%)	107 (4.4%)	123 (4.8%)	133 (4.9%)	128 (4.5%)	129 (4.2%)	129 (4.2%)	124 (4.2%)	114 (4.0%)
智頭町	53 (1.8%)	52 (2.1%)	49 (1.9%)	65 (2.4%)	68 (2.4%)	65 (2.1%)	66 (2.1%)	61 (2.1%)	53 (1.8%)
若桜町	22 (0.8%)	24 (1.0%)	26 (1.0%)	29 (1.1%)	28 (1.0%)	30 (1.0%)	31 (1.0%)	29 (1.0%)	22 (0.8%)
八頭町	42 (1.5%)	37 (1.5%)	40 (1.6%)	43 (1.6%)	40 (1.4%)	45 (1.5%)	50 (1.6%)	45 (1.5%)	42 (1.5%)
合計	2,849 (100.0%)	2,453 (100.0%)	2,558 (100.0%)	2,735 (100.0%)	2,825 (100.0%)	3,081 (100.0%)	3,087 (100.0%)	2,967 (100.0%)	2,849 (100.0%)

※出典：鳥取県企画部統計課「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス」

※従業員4人以上の事務所

※端数処理により表中の計算と数値が一致しない場合がある。

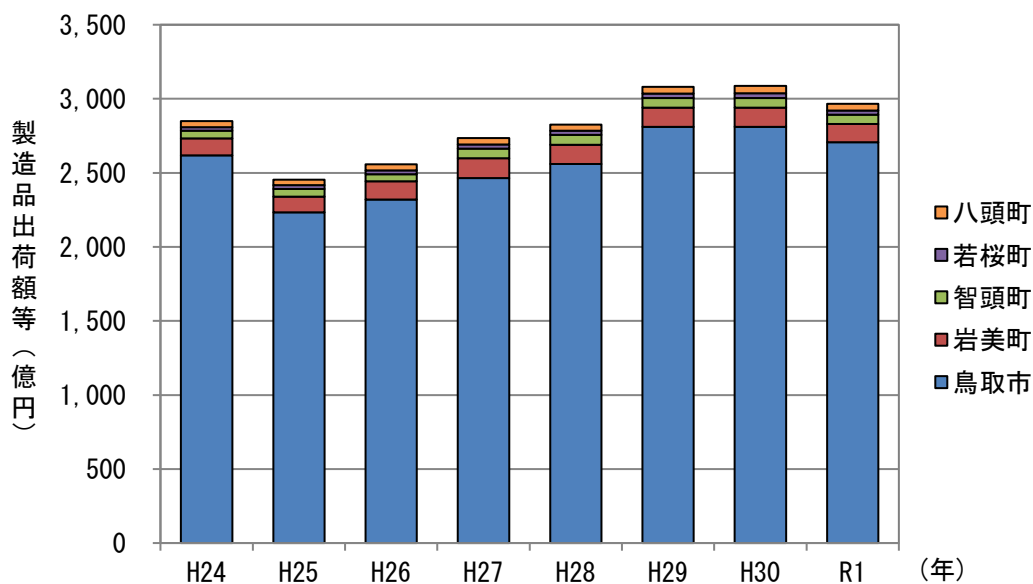


図 21 製造品出荷額等の推移

④商業

商業について、商店数及び商業従業者数は平成 21 年度から平成 24 年度にかけて大きく減少し、以降は増加傾向にあります。

年間商品販売額及び販売効率は平成 24 年度から平成 26 年度にかけて横ばいで推移し、以降は増加傾向にあります。

表 49 商店数の推移

単位：店

年 市町	H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28
鳥取市	2,980	2,839	2,545	2,659	1,779	1,779	1,871
岩美町	165	151	100	125	94	83	83
智頭町	127	103	98	97	65	70	68
若桜町	80	71	56	55	43	41	46
八頭町	206	179	186	168	120	124	120
合計	3,558	3,343	2,985	3,104	2,101	2,097	2,188

※出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

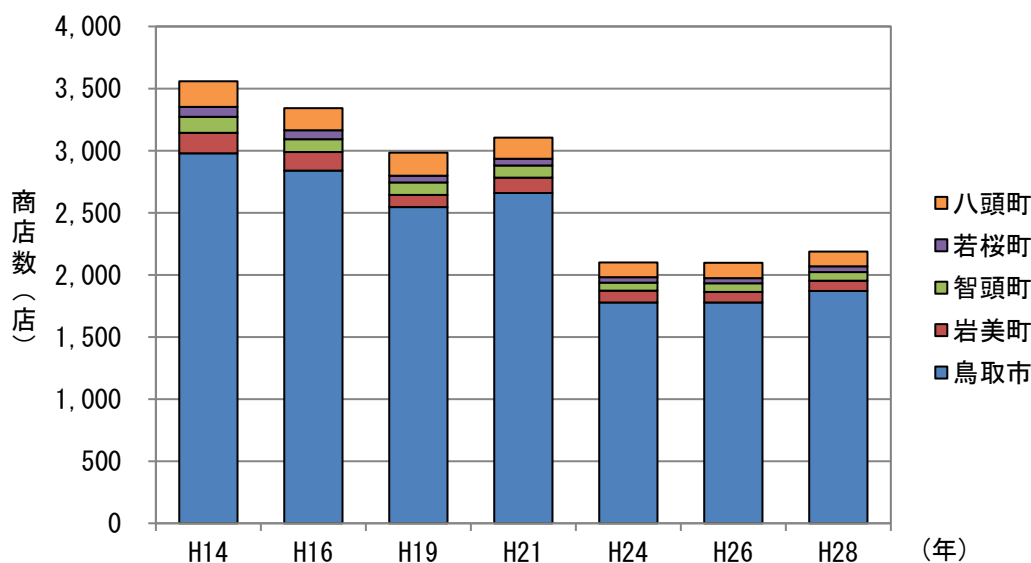


図 22 商店数の推移

※統計数値の取扱い

商業統計調査は、全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施される調査で、平成 9 年以降は 5 年ごとに「本調査」が、中間年(本調査の 2 年後)に「簡易調査」が実施され、直近では平成 19 年に本調査が実施されています。その後、全国すべての企業・事業所を対象とする「経済センサス」(基礎調査・活動調査)が創設されたことに伴い、平成 21 年商業統計調査は休止され、商業統計調査(簡易調査)で把握すべき事項は「経済センサス - 活動調査」で把握されています。また、商業統計調査(本調査)は「経済センサス - 活動調査」実施年の 2 年後に実施されることになっています。

なお、経済センサスによる結果と商業統計による結果(市区町村表)は、集計対象が異なることに留意が必要であるとされています。なお、平成 21 年の商店数、従業者数は、経済センサス基礎調査に、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度の数値は経済センサス活動調査によるものです。

表 50 商業従業者数の推移

単位：人

年 市町	H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28
鳥取市	19,447	18,568	17,819	19,135	13,073	13,196	14,301
岩美町	585	545	376	523	360	390	375
智頭町	595	459	454	463	298	299	279
若桜町	231	215	163	167	115	141	122
八頭町	833	820	873	733	511	511	469
合計	21,691	20,607	19,685	21,021	14,357	14,537	15,546

※出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

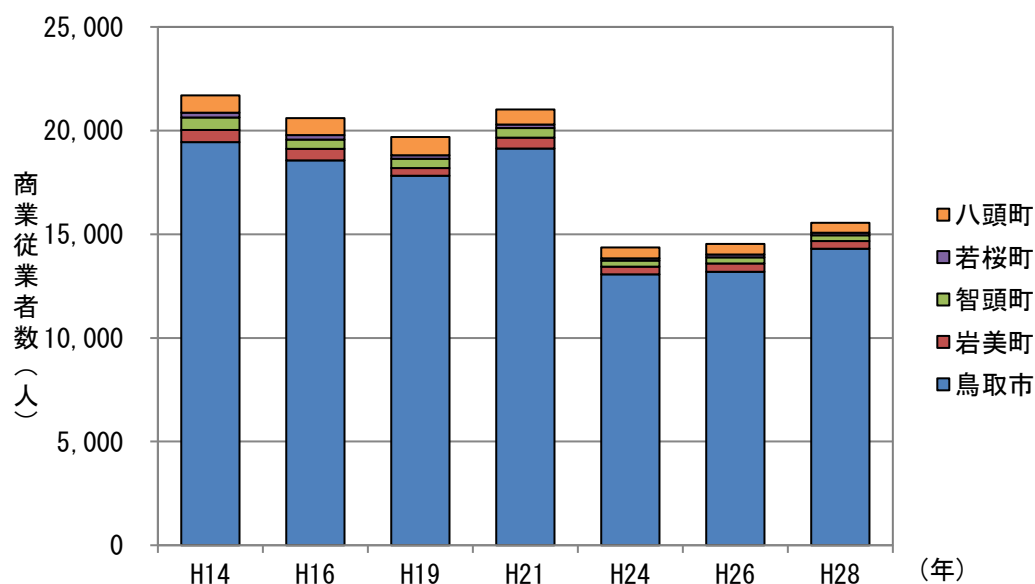


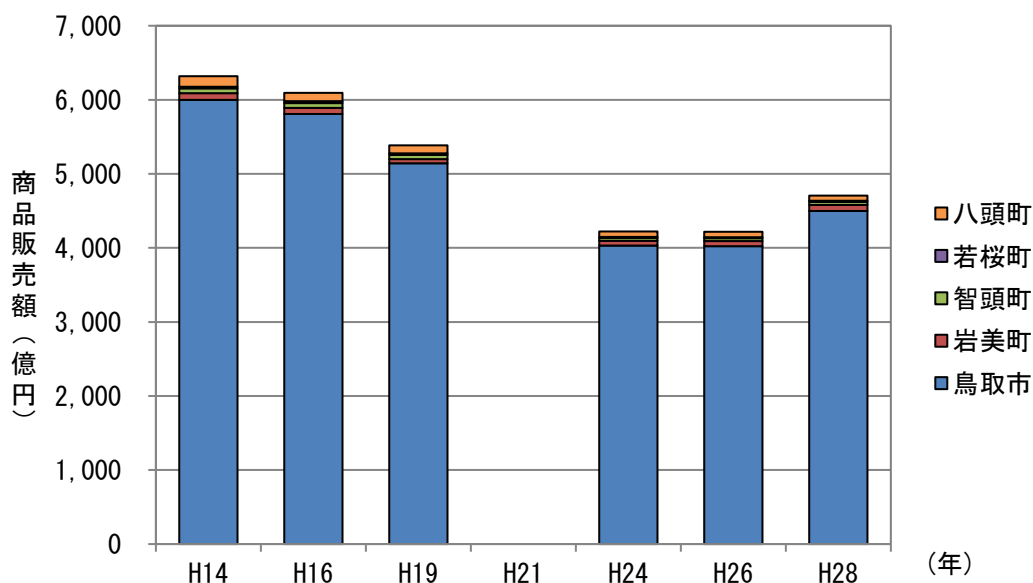
図 23 商業従業者数の推移

表 51 年間商品販売額の推移

単位：億円

年 市町	H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28
鳥取市	6,001	5,808	5,141	—	4,032	4,023	4,499
岩美町	87	83	60	—	66	68	80
智頭町	66	66	56	—	38	38	42
若桜町	22	23	19	—	14	13	14
八頭町	141	113	109	—	71	76	73
合計	6,317	6,093	5,385	—	4,221	4,218	4,708

※出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」
 ※平成 21 年の経済センサスにおいて、年間販売額は示されていない。



※平成 21 年の経済センサスにおいて、年間販売額は示されていない。

図 24 年間商品販売額の推移

表 52 販売効率の推移

単位：万円/店、万円/人

区分		年							
		H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28	
鳥取市	商店 1 店当たり販売額	20,138	20,458	20,200	—	22,664	22,614	24,046	
	従業員 1 人当たり販売額	3,086	3,128	2,885	—	3,084	3,049	3,146	
岩美町	商店 1 店当たり販売額	5,273	5,497	6,000	—	7,021	8,193	9,639	
	従業員 1 人当たり販売額	1,487	1,523	1,596	—	1,833	1,744	2,133	
智頭町	商店 1 店当たり販売額	5,197	6,408	5,714	—	5,846	5,429	6,176	
	従業員 1 人当たり販売額	1,109	1,438	1,233	—	1,275	1,271	1,505	
若桜町	商店 1 店当たり販売額	2,750	3,239	3,393	—	3,256	3,171	3,043	
	従業員 1 人当たり販売額	952	1,070	1,166	—	1,217	922	1,148	
八頭町	商店 1 店当たり販売額	6,845	6,313	5,860	—	5,917	6,129	6,083	
	従業員 1 人当たり販売額	1,693	1,378	1,249	—	1,389	1,487	1,557	
東部圏域 全体	商店 1 店当たり販売額	17,754	18,226	18,040	—	20,090	20,114	21,517	
	従業員 1 人当たり販売額	2,912	2,957	2,736	—	2,940	2,902	3,028	

※資料：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

※平成 21 年の経済センサスにおいて、年間販売額は示されていない。

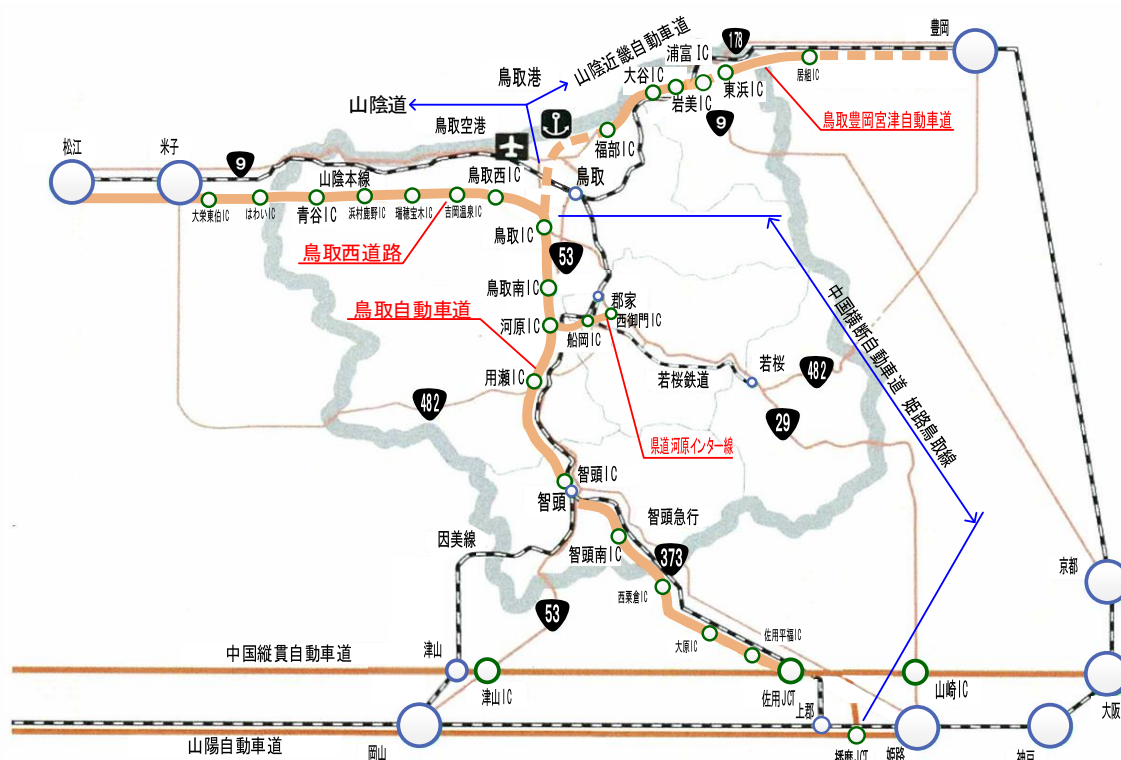
(3) 交通網

本圏域内の幹線交通網は、日本海沿いに東西に縦貫する国道9号（京都市～下関市）、中国山地を貫き山陽圏と結ぶ国道29号（鳥取市～姫路市）、53号（鳥取市～岡山市）、海岸沿いに舞鶴市へ至る国道178号（岩美町～舞鶴市）等の国道、日本海沿いに東西に走る山陰本線、関西圏と結ぶ智頭急行智頭線（図25では「智頭急行」と記載。）、山陽圏と結ぶ因美線、因美線から分岐し若桜町へ至る若桜鉄道若桜線などの鉄道、鳥取市北部に位置する鳥取空港や鳥取港で形成されています。

鳥取空港では、これまで東京便が1日4往復就航していましたが、平成26年3月から5往復就航となりました。

鳥取港においては、砂・砂利等の建築資材の流通拠点として、西日本の日本海側の各港との交易が活発に行われているほか、中国、韓国から砂・石材等を輸入しています。

また、道路については、本圏域内と関西圏、山陽圏を結ぶ鳥取自動車道（鳥取市～中国道佐用ジャンクション）が平成25年3月に全線開通しました。加えて、鳥取～米子間を約1時間半で結ぶ山陰道と接続する鳥取西道路が令和元年5月に全線開通しました。さらには、鳥取市から兵庫県丹馬地域を経て京都府宮津市へ至る山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備が進められています。



※出典：第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画（一部修正）

図 25 本圏域・周辺地域の交通体系

(4) 土地利用状況

本圏域の面積は1,518.22km²であり、鳥取県全体の約4割を占める県内最大の広域圏です。土地利用の状況は、農用地や宅地などの割合が低く、林野が約30%を占めています。

表 53 土地利用の状況（令和元年度）

単位：km²

市町	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町	合 計	
宅地	97.63	12.04	7.83	5.23	21.70	144.43	(9.5%)
農用地	33.06	2.61	1.75	0.97	4.25	42.63	(2.8%)
林野	172.85	53.32	11.26	140.60	66.56	444.59	(29.3%)
その他	461.77	54.36	203.86	52.37	114.20	886.57	(58.4%)
総面積	765.31	122.32	224.70	199.18	206.71	1,518.22	(100.0%)

※出典：総務省 令和元年度(平成31年度)固定資産の価格等の概要調査、
国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

※端数処理により表中の計算と数値が一致しない場合がある。

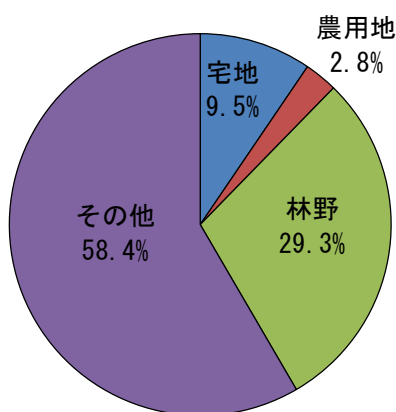


図 26 土地利用の状況

4. 市町の総合計画

構成市町の総合計画における将来像及び基本目標は、以下のとおりです。

表 54 構成市町の総合計画

市 町	項 目	内 容
鳥取市	計画名称	第 11 次鳥取市総合計画
	策定年月	令和 3 年 4 月
	将 来 像	いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市
	基本目標	① 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、 持続可能な地域共生のまち ② 人が行きかい、にぎわいあふれるまち ③ 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち
岩美町	計画名称	第 10 次岩美町総合計画
	策定年月	平成 28 年 12 月
	将 来 像	みんながつながり力をあわせみんなの思いを実現するまち岩美町 ～豊かなまちを子どもたちの未来につなげる～
	基本目標	① みんなで地域を創りいつまでも楽しく暮らせるまち ② ふるさとを想う心を育み心豊かに暮らせるまち ③ みんなで支え合い健康で安心して暮らせるまち ④ 美しい郷土を守り地域の産業が栄えるまち ⑤ 豊かな自然を活かし観光と交流で賑わうまち
智頭町	計画名称	第 7 次智頭町総合計画
	策定年月	平成 29 年 3 月
	将 来 像	一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ
	基本目標	① 森の恵みを活かしたまちづくり ② 安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり ③ 子どもから大人まで学びと成長のまちづくり ④ 地域や家族のつながりでつくるまちづくり
若桜町	計画名称	第 9 次若桜町総合計画
	策定年月	平成 24 年 3 月（平成 29 年 3 月 後期基本計画策定）
	将 来 像	豊かな自然と歴史・文化のなかで一人ひとりが元気に輝くまち
	基本目標	① 安全で快適なまちづくり ② 人にやさしい、支え合いのまちづくり ③ 豊かな心を育むまちづくり ④ 魅力あふれるまちづくり ⑤ 住民参加のまちづくり
八頭町	計画名称	第 2 次八頭町総合計画
	策定年月	平成 27 年 3 月（令和 2 年 3 月 後期基本計画）
	将 来 像	人が輝き 未来が輝くまち 八頭町 ～豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち～
	基本目標	① 住民が主役のまちづくり（協働） ② やすらぎと生きがいのあるまちづくり（健康、福祉、子育て） ③ 安心安全な暮らしづくり（交通、防災） ④ 環境共生のまちづくり（自然と環境保全） ⑤ 活力ある産業づくり（産業、観光、雇用） ⑥ こころ豊かな人づくり（教育、文化） ⑦ 効率的で効果的な行財政運営

5. 水環境、水質保全に関する状況

1) 水道水源の流域

本圏域内で公共用水域の水質が測定されている地点は、図 27 のとおりです。河川、湖沼、海域いずれも環境基準を満たしています。

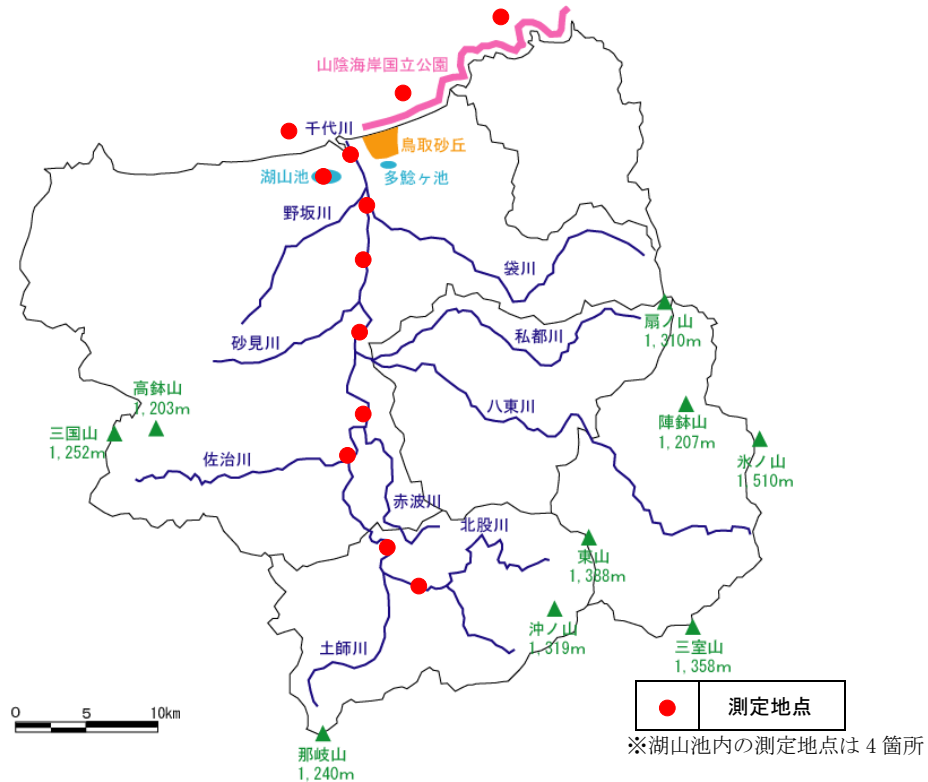


図 27 本圏域内の測定地点

表 55 公共用水域等水質測定結果（調査期間：H31 年 4 月～R2 年 3 月）

項目	水域名	河川		湖沼	海域
		千代川上流	千代川下流	湖山池	鳥取県地先海域
類型		A A	A	A	A
N		6	2	4	4
pH	m/n	0/72	0/61	6/96	0/24
	%	0	0	6.3	0
	min~max	7.1~7.7	6.9~8.2	7.3~8.7	7.9~8.1
DO (mg/L)	m/n	0/72	0/61	23/96	21/24
	%	0	0	24.0	87.5
	min~max	8.1~13.0	6.8~8.2	4.5~11.0	5.6~7.7
BOD または COD (mg/L)	m/n	0/72	0/60	96/96	0/24
	%	0	0	100.0	0
	min~max	<0.5~1.0	<0.5~1.7	3.2~6.2	0.9~1.6
SS または油分 (mg/L)	m/n	0/72	1/60	78/96	0/12
	%	0	1.7	81.3	0
	min~max	<1.0~4.0	<1.0~34.0	2.0~16.0	<0.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	m/n	63/72	27/60	45/96	0/12
	%	87.5	45	46.9	0
	min~max	17.0~1.7×10 ⁴	33.0×>2.4×10 ⁵	3.3~1.7×10 ⁴	<1.8~13.0

※出典：鳥取県資料（公共用水域及び地下水の水質測定結果）

N：県内の調査地点数、m/n：環境基準に適合しない総検体数、ND：検出せず、<：未満

※類型は、生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して指定されている。水質の基準値は類型ごとに設定されている。

※類型ごとの基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は以下のとおり。

河川の基準値

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

湖沼の基準値

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

海域の基準値

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

2) 流域の水道水源

本圏域内の水道水源及び取水地点は、表 56、表 57 のとおりです。また、構成市町の上水道人口は、表 58 のとおりです。

表 56 本圏域内の水道水源

市町	項目	内容		
鳥取市	水系・河川	千代川(表流水)	有富水源(表流水)	社中央水源(表流水)
	取水地点	殿ダム水源	有富水源	社中央水源
	水系・河川	江波水源(表流水)	青谷小畑 No. 1 水源(表流水)	青谷小畑 No. 2 水源(表流水)
	取水地点	江波水源	青谷小畑 No. 1 水源	青谷小畑 No. 2 水源
	水系・河川	桑原水源(表流水)	早牛水源(表流水)	千代川右岸(伏流水)
	取水地点	桑原水源	早牛水源	叶取水口
	水系・河川	千代川右岸(伏流水)	千代川左岸(伏流水)	袋川(伏流水)
	取水地点	国安取水口	向国安取水口	宇倍野水源
	水系・河川	石井谷水源(伏流水)	上地水源(伏流水)	荒舟水源(伏流水)
	取水地点	石井谷水源	上地水源	荒舟水源
	水系・河川	上安蔵水源(伏流水)	矢原水源(伏流水)	鹿野小畑水源(伏流水)
	取水地点	上安蔵水源	矢原水源	鹿野小畑水源
水系・河川	地下水(深井戸)	地下水(浅井戸)	湧水	
取水地点	向国安水源ほか 49 ケ所	河内水源ほか 22 ケ所	矢矯水源ほか 18 ケ所	
岩美町	水系・河川	蒲生川(伏流水)	地下水(浅井戸)	地下水(浅井戸)
	取水地点	恩志水源	陸上水源	岩井第 3 水源
	水系・河川	地下水(浅井戸)	家奥川(表流水)	琴引川(表流水)
	取水地点	真名水源	田河内水源	長谷水源
	水系・河川	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	地下水(浅井戸)
	取水地点	鳥越第 1 水源	鳥越第 2 水源	池谷水源
	水系・河川	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	
取水地点	高住水源	延興寺水源		
智頭町	水系・河川	千代川水系・千代川	千代川水系・新見川	千代川水系・千代川
	取水地点	智頭	坂原 418-1	南方 1208-2
若桜町	水系・河川	取水井	取水井	取水井
	取水地点	若桜	屋堂羅	赤松
	水系・河川	諸鹿川	尾羽寿谷川	湧水
	取水地点	諸鹿	瀧見	つく米
	水系・河川	糸白見川	取水井	取水井
	取水地点	糸白見	吉川	栃原
	水系・河川	下谷川	取水井	大瀬谷川
	取水地点	中原	大野	小船
	水系・河川	取水井	落折川	取水井
取水地点	須澄	落折	大炊・岸野	

表 57 本圏域内の水道水源

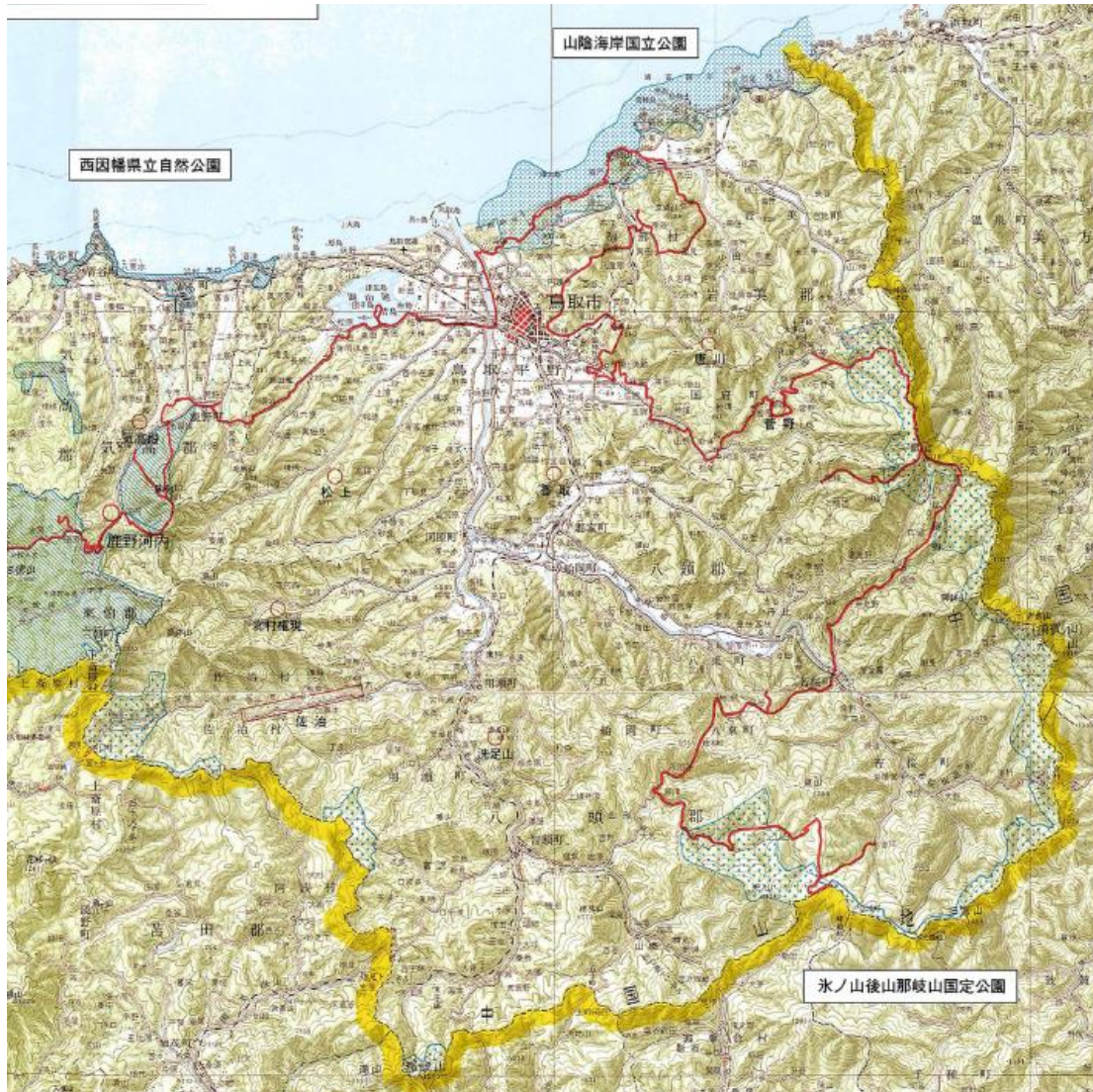
市町	項目	内容		
八頭町	水系・河川	明辺川	山志谷川	私都川
	取水地点	明辺(2ヶ所あり)	山志谷	落岩
	水系・河川	私都川	八東川	私都川
	取水地点	野町	久能寺(2ヶ所あり)	石田百井
	水系・河川	八東川	八東川	八東川
	取水地点	郡家殿	坂田	船岡(2ヶ所あり)
	水系・河川	八東川	八東川	八東川
	取水地点	破岩	隼郡家	福井
	水系・河川	八東川	八東川	八東川
	取水地点	日下部	安井宿	才代(2ヶ所あり)
	水系・河川	細見川	八東川	八東川
	取水地点	妻鹿野	北山	用呂(2ヶ所あり)

表 58 上水道人口(令和3年3月31日時点)

項目		鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
上水道	給水戸数	68,031 戸	4,338 戸	1,015 戸	—	—
	給水人口	183,338 人	11,043 人	2,336 人	—	—
簡易水道	給水戸数	48 戸	—	768 戸	1,218 戸	5,698 戸
	給水人口	132 人	—	1,940 人	2,774 人	16,388 人
専用水道	給水戸数	—	—	173 戸	61 戸	—
	給水人口	—	—	453 人	162 人	—

3) 湖沼水質保全法の指定地域、自然公園の流域

本圏域内の自然公園は、山陰海岸国立公園と西因幡県立自然公園、氷ノ山後山那岐山国定公園があります。本圏域は生活排水対策の推進により、自然公園の水環境保全に努める必要があります。



※出典：県資料「自然公園等区域図」

図 28 本圏域内の自然公園

6. 生活排水処理施設(終末処理場ごと)の概要(令和3年3月31日時点)

1) 公共下水道

公共下水道の施設概要は、以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	秋里下水終末処理場	千代水クリーンセンター
処理区	秋里処理区	千代水処理区※
所在地	鳥取市秋里 903	鳥取市晩稲 30
供用開始	昭和 43 年 11 月	平成 9 年 4 月
処理方式	標準活性汚泥法(高級処理)	標準活性汚泥法(高級処理)

※H29年度に末恒処理区(公共下水道)を千代水処理区に統合

施設名称	河原浄化センター
処理区	河原処理区
所在地	鳥取市河原町稲常 460
供用開始	平成 7 年 10 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

岩美町

施設名称	大谷浄化センター	浦富浄化センター
処理区	大谷処理区	浦富処理区
所在地	岩美町大字大谷 2182 番地 459	岩美町大字牧谷 1982 番地 2
供用開始	平成 7 年 4 月	平成 16 年 3 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

八頭町

施設名称	郡家浄化センター
処理区	郡家処理区
所在地	八頭町福本 180
供用開始	平成 7 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

2) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道の施設概要は、以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	吉岡クリーンセンター	用瀬浄化センター
処理区	吉岡処理区	用瀬処理区
所在地	鳥取市良田 643-2116	鳥取市用瀬町鷹狩 612
供用開始	平成 8 年 4 月	平成 14 年 4 月
処理方式	高度処理オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

施設名称	浜村浄化センター	鹿野浄化センター
処理区	浜村処理区※	鹿野処理区
所在地	鳥取市気高町浜村 216-4	鳥取市鹿野町鹿野 493-3
供用開始	平成 11 年 4 月	平成 8 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

※H27 に酒津処理区(漁業集落排水施設)、H28 に船磯処理区(漁業集落排水施設)を接続済

施設名称	今市浄化センター	青谷浄化センター
処理区	今市処理区	青谷処理区
所在地	鳥取市鹿野町寺内 122-3	鳥取市青谷町青谷 4964-1
供用開始	平成 15 年 4 月	平成 10 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

智頭町

施設名称	智頭浄化センター
処理区	智頭処理区
所在地	智頭町大字市瀬 1611 番地 1
供用開始	平成 12 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

若桜町

施設名称	若桜浄化センター	つく米浄化センター
処理区	若桜処理区	つく米処理区
所在地	若桜町大字赤松 806 番地	若桜町大字つく米 533 番地
供用開始	平成 10 年 4 月	平成 17 年 5 月
処理方式	高級処理オキシデーションディッチ法	高級処理 好気性ろ床法

八頭町

施設名称	丹比中央浄化センター
処理区	丹比中央処理区
所在地	八頭町徳丸 182
供用開始	平成 10 年 4 月
処理方式	プレハブ式オキシデーションディッチ法

3) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の概要は、以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	津ノ井処理施設	三山口処理施設
処理区	津ノ井処理区	三山口処理区
所在地	鳥取市桂木	鳥取市三山口
供用開始	平成2年4月	平成4年1月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式
施設名称	東郷処理施設	松保処理施設
処理区	東郷処理区	松保処理区
所在地	鳥取市北村	鳥取市高住
供用開始	平成5年4月	平成6年10月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	膜分離活性汚泥方式
施設名称	里仁処理施設	福井処理施設
処理区	里仁処理区	福井処理区
所在地	鳥取市里仁	鳥取市福井
供用開始	平成7年7月	平成9年7月
処理方式	回分式活性汚泥方式	連続流入間欠ばっ気方式
施設名称	美穂処理施設	米里処理施設
処理区	美穂処理区	米里処理区
所在地	鳥取市服部	鳥取市久末
供用開始	平成10年7月	平成10年2月
処理方式	オキシデーションディッチ法	嫌気性ろ床接触ばっ気方式
施設名称	豊実処理施設	本高処理施設
処理区	豊実処理区	本高処理区 [※]
所在地	鳥取市嶋	鳥取市本高
供用開始	平成10年5月	平成10年4月
処理方式	回分式活性汚泥方式	沈殿分離接触ばっ気方式

※R3 東郷処理施設(農業集落排水施設)に統合

施設名称	明豊処理施設	双六原処理施設
処理区	明豊処理区	双六原処理区
所在地	鳥取市下段	鳥取市双六原
供用開始	平成 11 年 6 月	平成 12 年 4 月
処理方式	回分式活性汚泥方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	伏野処理施設	南東郷処理施設
処理区	伏野処理区	南東郷処理区※
所在地	鳥取市伏野	鳥取市中村
供用開始	平成 13 年 3 月	平成 13 年 6 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

※R3 東郷処理施設(農業集落排水施設)に統合

施設名称	蔵田馬場処理施設	小沢見処理施設
処理区	蔵田馬場処理区※	小沢見処理区
所在地	鳥取市数津	鳥取市小沢見
供用開始	平成 15 年 10 月	平成 16 年 1 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式

※H28 年度に国英処理区(農業集落排水施設)を接続済

施設名称	大和神戸処理施設	河内処理施設
処理区	大和神戸処理区	河内処理区
所在地	鳥取市倭文	鳥取市河内
供用開始	平成 20 年 3 月	平成 20 年 3 月
処理方式	膜分離活性汚泥方式	硝化液循環活性汚泥方式

施設名称	国分寺処理施設	麻生処理施設
処理区	国分寺処理区	麻生処理区
所在地	鳥取市国府町中郷	鳥取市国府町美歎
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 14 年 3 月
処理方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式

施設名称	御陵処理施設	上地処理施設
処理区	御陵処理区	上地処理区
所在地	鳥取市国府町岡益	鳥取市国府町上地
供用開始	平成 16 年 3 月	平成 17 年 7 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	山湯山処理施設	箭溪八重原処理施設
処理区	山湯山処理区	箭溪八重原処理区
所在地	鳥取市福部町湯山	鳥取市福部町箭溪
供用開始	平成 9 年 7 月	平成 11 年 5 月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	福部南部処理施設	佐貫八日市処理施設
処理区	福部南部処理区	佐貫八日市処理区
所在地	鳥取市福部町栗谷	鳥取市河原町八日市
供用開始	平成 15 年 11 月	平成 7 年 9 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	西郷処理施設	水根処理施設
処理区	西郷処理区	水根処理区
所在地	鳥取市河原町天神原	鳥取市河原町佐貫
供用開始	平成 13 年 11 月	平成 16 年 7 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	釜口処理施設	家奥古用瀬処理施設
処理区	釜口処理区	家奥古用瀬処理区
所在地	鳥取市河原町釜口	鳥取市用瀬町古用瀬
供用開始	平成 17 年 7 月	平成 5 年 4 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	大村処理施設	社東処理施設
処理区	大村処理区	社東処理区
所在地	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市用瀬町樟原
供用開始	平成 8 年 4 月	平成 9 年 5 月
処理方式	オキシレーションディッチ法ほか	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	社中処理施設	尾際処理施設
処理区	社中処理区	尾際処理区
所在地	鳥取市用瀬町安蔵	鳥取市佐治町尾際
供用開始	平成 12 年 7 月	平成 6 年 3 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	会下処理施設	土居処理施設
処理区	会下処理区	土居処理区
所在地	鳥取市気高町会下	鳥取市気高町土居
供用開始	平成 4 年 7 月	平成 5 年 7 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	逢坂南部処理施設	瑞穂処理施設
処理区	逢坂南部処理区	瑞穂処理区
所在地	鳥取市気高町山宮	鳥取市気高町下坂本
供用開始	平成 8 年 8 月	平成 9 年 7 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	水尻処理施設	逢坂北部処理施設
処理区	水尻処理区	逢坂北部処理区
所在地	鳥取市気高町奥沢見	鳥取市気高町高江
供用開始	平成 10 年 5 月	平成 11 年 5 月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	宝木南部処理施設	宿処理施設
処理区	宝木南部処理区	宿処理区
所在地	鳥取市気高町常松	鳥取市気高町宿
供用開始	平成 13 年 5 月	平成 13 年 5 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	岡井処理施設	法楽寺処理施設
処理区	岡井処理区	法楽寺処理区
所在地	鳥取市鹿野町岡木	鳥取市鹿野町鹿野
供用開始	昭和 63 年 7 月	平成 1 年 7 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	河内下条処理施設	来日処理施設
処理区	河内下条処理区	来日処理区
所在地	鳥取市鹿野町河内	鳥取市鹿野町鷲峰
供用開始	平成3年8月	平成4年9月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	閉野処理施設	小畑処理施設
処理区	閉野処理区	小畑処理区
所在地	鳥取市鹿野町広木	鳥取市鹿野町水谷
供用開始	平成5年9月	平成6年9月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	勝谷処理施設	末用処理施設
処理区	勝谷処理区	末用処理区
所在地	鳥取市鹿野町乙亥正	鳥取市鹿野町末用
供用開始	平成9年4月	平成13年5月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	小別所処理施設	河内上条処理施設
処理区	小別所処理区	河内上条処理区
所在地	鳥取市鹿野町小別所	鳥取市鹿野町河内
供用開始	平成13年7月	平成14年4月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	蔵内処理施設	勝部処理施設
処理区	蔵内処理区	勝部処理区
所在地	鳥取市青谷町蔵内	鳥取市青谷町田原谷
供用開始	平成6年6月	平成11年4月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	日置処理施設	日置谷処理施設
処理区	日置処理区	日置谷処理区
所在地	鳥取市青谷町早牛	鳥取市青谷町奥崎
供用開始	平成11年4月	平成12年4月
処理方式	回分式活性汚泥方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	亀尻処理施設
処理区	亀尻処理区
所在地	鳥取市青谷町亀尻
供用開始	平成 13 年 4 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

岩美町

施設名称	長谷・白地浄化センター
処理区	長谷・白地処理区
所在地	岩美町大字長谷 1157 番地 2
供用開始	平成 14 年 1 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式

智頭町

施設名称	波多浄化センター	奥山形浄化センター
処理区	波多処理区	奥山形処理区
所在地	智頭町大字口波多 809 番地 2	智頭町大字芦津 1224 番地 2
供用開始	平成 9 年 4 月	平成 10 年 5 月
処理方式	JARUS-I 型	JARUS-III 型

施設名称	山形浄化センター	山郷浄化センター
処理区	山形処理区	山郷処理区
所在地	智頭町大字篠坂 120 番地 1	智頭町大字尾見 807 番地 2
供用開始	平成 11 年 8 月	平成 13 年 5 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	JARUS-III 型

施設名称	南因浄化センター
処理区	南因処理区
所在地	智頭町大字木原 182 番地 2
供用開始	平成 17 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

若桜町

施設名称	池田中央地区浄化センター	吉川地浄化センター
処理区	池田中央地区	吉川地区
所在地	八頭郡若桜町大字岩屋堂	八頭郡若桜町大字吉川
供用開始	平成 13 年 6 月	平成 11 年 6 月
処理方式	嫌気濾床槽＋接触ばっ気	沈殿分離槽＋接触ばっ気

八頭町

施設名称	私都第 1 処理場	私都第 2 処理場
処理区	私都第 1 処理区	私都第 2 処理区
所在地	八頭町大坪 210-2	八頭町別府 173
供用開始	平成 14 年 4 月	平成 15 年 4 月
処理方式	オキシデーショondiッチ法	オキシデーショondiッチ法

施設名称	国中処理場	大御門処理場
処理区	国中処理区	大御門処理区
所在地	八頭町米岡 1056-3 他	八頭町西御門 389
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 11 年 4 月
処理方式	オキシデーショondiッチ法	JARUS-XI 型

施設名称	大伊処理場	船岡処理場
処理区	大伊処理区	船岡処理区
所在地	八頭町船岡殿 957	八頭町船岡 1866-1
供用開始	平成 12 年 10 月	平成 5 年 4 月
処理方式	オキシデーショondiッチ法	オキシデーショondiッチ法

施設名称	隼処理場	安部中央処理場
処理区	隼処理区	安部中央処理区
所在地	八頭町下濃 269	八頭町安井宿 1571-1
供用開始	平成 10 年 6 月	平成 9 年 9 月
処理方式	オキシデーショondiッチ法	JARUS-III 型

施設名称	日下部処理場	八東中央処理場
処理区	日下部処理区	八東中央処理区
所在地	八頭町日下部 1682-2	八頭町横田 28-1
供用開始	平成 5 年 4 月	平成 10 年 7 月
処理方式	JARUS-V 型	JARUS-X I 型

施設名称	下徳丸処理場	日田処理場
処理区	下徳丸処理区	日田処理区
所在地	八頭町徳丸 1422-3	八頭町日田 534-1
供用開始	平成 10 年 5 月	平成 13 年 7 月
処理方式	JARUS- I 型	JARUS- I 型

施設名称	用呂処理場
処理区	用呂処理区
所在地	八頭町用呂 239
供用開始	平成 13 年 4 月
処理方式	JARUS- I 型

4) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の概要は、以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	長和瀬処理施設
処理区	長和瀬処理区
所在地	鳥取市青谷町
供用開始	平成6年5月
処理方式	接触ばっ気方式

岩美町

施設名称	東浄化センター
処理区	東処理区
所在地	岩美町大字陸上21番地
供用開始	平成12年4月
処理方式	長時間ばっ気方式

5) 林業集落排水施設

林業集落排水施設の概要は、以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	鷲峰処理施設
処理区	鷲峰処理区
所在地	鳥取市鹿野町
供用開始	平成10年7月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式

7. 行政区域内人口の推計

1) 人口実績

本計画で用いた行政区域内人口の実績値は、住民基本台帳（各 3/31 現在、外国人登録人口を含む）です。行政区域内人口実績を表 59 に示します。

表 59 行政区域内人口実績

市 町	H23	H24	H25	H26	H27
鳥取市	194,225 人	194,020 人	192,660 人	191,772 人	191,152 人
岩美町	12,679 人	12,540 人	12,347 人	12,139 人	11,969 人
智頭町	8,009 人	7,884 人	7,718 人	7,614 人	7,316 人
若桜町	3,875 人	3,776 人	3,660 人	3,572 人	3,484 人
八頭町	18,869 人	18,677 人	18,384 人	18,081 人	17,818 人
圏域全体	237,657 人	236,897 人	234,769 人	233,178 人	231,739 人

市 町	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	190,139 人	188,739 人	187,288 人	186,180 人	185,157 人
岩美町	11,872 人	11,719 人	11,588 人	11,408 人	11,219 人
智頭町	7,360 人	7,154 人	6,954 人	6,856 人	6,662 人
若桜町	3,411 人	3,305 人	3,210 人	3,105 人	3,020 人
八頭町	17,553 人	17,319 人	17,108 人	16,802 人	16,637 人
圏域全体	230,335 人	228,236 人	226,148 人	224,351 人	222,695 人

※県資料、市町資料を基に整理した。

2) 推計人口

(1) 推計方法

人口の推計方法としては、次の3方法があります。

- ①実績推移に基づいた推計人口（各種推計式による推計値の平均）
- ②構成市町の上位計画で採用されている推計人口
- ③国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（H30.3推計）

①の実績推移に基づいた推計人口では、一次式、指数式、べき乗式、対数式、二次式の5種類の推計式を用いて算出した推計人口の平均値を用います。

表 60 各種推計式の概要

推計式	基本式	概 要
一次	$Y = aX + b$	直線値を示す推計式。過去の実績の傾向をそのまま反映した予測結果（直線）となります。
指数	$Y = a \times \exp(bX)$	指数を用いた推計式。過去の実績が飛躍的に変化している場合に有効な式であり、曲線を示します。
べき乗	$Y = aX^b$	曲線を示す推計式。過去の実績値と比較的あてはまりがよく、人口予測に用いられることが多いです。
対数	$Y = a \times \ln(X) + b$	対数を用いた推計式。推計結果は曲線を示し、年次とともに、緩やかに変化します。
二次	$Y = aX^2 + bX + c$	曲線を示す推計式。推計結果は曲線を示し、年次とともに、変化量は増加します。

②構成市町の上位計画もしくは人口ビジョンで採用されている推計人口は、表 61 に示す計画から引用します。本計画の推計人口として採用する場合は、構成市町によって上位計画の策定期間が異なることや、各上位計画が国勢調査の人口実績に基づいていることを考慮する必要があります。

表 61 構成市町の上位計画及び人口ビジョン

市 町	上位計画
鳥取市	第 11 次鳥取市総合計画（R3.4 策定）
岩美町	第 2 期岩美町地域創生総合戦略（R2.7 策定）
智頭町	第 7 次智頭町総合計画（H29.3 策定）
若桜町	第 9 次若桜町総合計画 後期基本計画（H29.3 策定）
八頭町	第 2 次八頭町総合計画・後期基本計画（R2.3 策定）

③国立社会保障・人口問題研究所による推計人口は、平成 27 年度に実施された国勢調査の人口を基に推計した人口です。本計画の推計人口として採用する場合は、本計画の人口実績が住民基本台帳に基づいているため、国勢調査の人口との差分を考慮する必要があります。

(2) 本計画の推計人口（採用値）

本計画で採用する推計人口は、実績を住民基本台帳を基に整理していることから、①の実績推移に基づいた推計人口を採用します。採用する推計人口は、表 62 のとおりです。

なお、各種推計式による計算結果の詳細は、次ページより示します。

表 62 本計画の推計人口

市 町	R3	R4	R5	R6	R7	R8
鳥取市	184,262 人	183,386 人	182,527 人	181,686 人	180,860 人	180,048 人
岩美町	11,084 人	10,952 人	10,823 人	10,697 人	10,575 人	10,454 人
智頭町	6,534 人	6,408 人	6,285 人	6,163 人	6,043 人	5,925 人
若桜町	2,941 人	2,864 人	2,788 人	2,714 人	2,642 人	2,571 人
八頭町	16,420 人	16,210 人	16,004 人	15,803 人	15,607 人	15,416 人
圏域全体	221,241 人	219,820 人	218,427 人	217,063 人	215,727 人	214,414 人

市 町	R9	R10	R11	R12	R13	R14
鳥取市	179,249 人	178,463 人	177,688 人	176,924 人	176,170 人	175,426 人
岩美町	10,336 人	10,220 人	10,107 人	9,995 人	9,886 人	9,779 人
智頭町	5,808 人	5,694 人	5,580 人	5,468 人	5,357 人	5,247 人
若桜町	2,501 人	2,433 人	2,366 人	2,300 人	2,235 人	2,171 人
八頭町	15,229 人	15,046 人	14,866 人	14,691 人	14,519 人	14,351 人
圏域全体	213,123 人	211,856 人	210,607 人	209,378 人	208,167 人	206,974 人

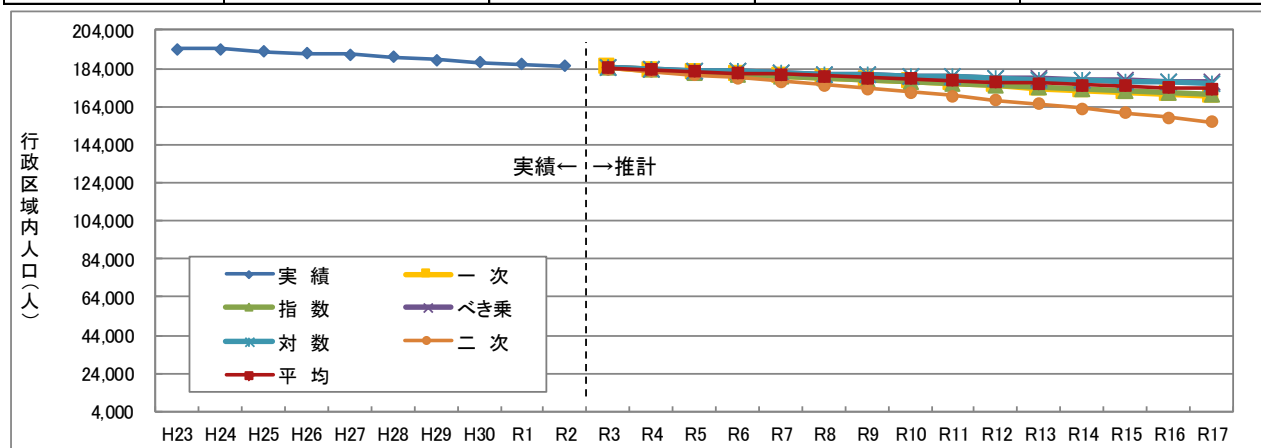
市 町	R15	R16	R17
鳥取市	174,690 人	173,963 人	173,245 人
岩美町	9,674 人	9,570 人	9,468 人
智頭町	5,138 人	5,030 人	4,923 人
若桜町	2,108 人	2,046 人	1,985 人
八頭町	14,186 人	14,024 人	13,865 人
圏域全体	205,796 人	204,633 人	203,486 人

鳥取市 行政区域内人口(各種推計式による推計結果)

年度		実績	推計式						
			一次	指数	べき乗	対数	二次	平均	採用値
2011	H23	194,225	—	—	—	—	—	—	194,225
2012	H24	194,020	—	—	—	—	—	—	194,020
2013	H25	192,660	—	—	—	—	—	—	192,660
2014	H26	191,772	—	—	—	—	—	—	191,772
2015	H27	191,152	—	—	—	—	—	—	191,152
2016	H28	190,139	—	—	—	—	—	—	190,139
2017	H29	188,739	—	—	—	—	—	—	188,739
2018	H30	187,288	—	—	—	—	—	—	187,288
2019	R1	186,180	—	—	—	—	—	—	186,180
2020	R2	185,157	—	—	—	—	—	—	185,157
2021	R3	—	184,107	184,135	184,411	184,393	183,727	184,262	184,262
2022	R4	—	183,058	183,118	183,703	183,664	182,222	183,386	183,386
2023	R5	—	182,007	182,107	183,028	182,967	180,641	182,527	182,527
2024	R6	—	180,958	181,101	182,385	182,301	178,984	181,686	181,686
2025	R7	—	179,908	180,100	181,769	181,662	177,252	180,860	180,860
2026	R8	—	178,858	179,107	181,180	181,047	175,445	180,048	180,048
2027	R9	—	177,808	178,117	180,615	180,457	173,562	179,249	179,249
2028	R10	—	176,758	177,134	180,073	179,887	171,604	178,463	178,463
2029	R11	—	175,709	176,156	179,551	179,337	169,571	177,688	177,688
2030	R12	—	174,658	175,184	179,047	178,806	167,461	176,924	176,924
2031	R13	—	173,608	174,216	178,562	178,293	165,277	176,170	176,170
2032	R14	—	172,559	173,255	178,094	177,795	163,016	175,426	175,426
2033	R15	—	171,509	172,297	177,641	177,313	160,681	174,690	174,690
2034	R16	—	170,458	171,346	177,203	176,846	158,269	173,963	173,963
2035	R17	—	169,409	170,400	176,778	176,392	155,782	173,245	173,245

※二次式による推計結果は、他推計式の推計結果と差があるため、平均から除外する。

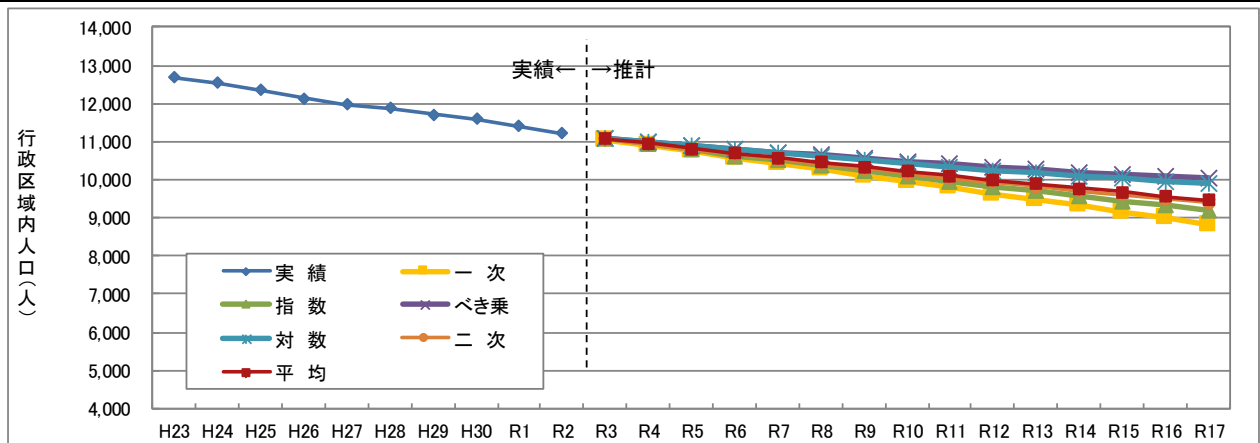
推計式	基本式	a	b	c
一次	$Y=aX+b$	-1,063.7248	206,576.8786	—
指数	$Y=a \times \exp(bX)$	207,350.3493	-0.0056	—
べき乗	$Y=aX^b$	241,049.6719	-0.08740	—
対数	$Y=a \times \ln(X)+b$	-15,662.7272	235,029.2018	—
二次	$Y=aX^2+bX+c$	-38.2857	154.7777	197,276.7537



岩美町 行政区域内人口(各種推計式による推計結果)

年度		実績	推計式						
			一次	指数	べき乗	対数	二次	平均	採用値
2011	H23	12,679	—	—	—	—	—	—	12,679
2012	H24	12,540	—	—	—	—	—	—	12,540
2013	H25	12,347	—	—	—	—	—	—	12,347
2014	H26	12,139	—	—	—	—	—	—	12,139
2015	H27	11,969	—	—	—	—	—	—	11,969
2016	H28	11,872	—	—	—	—	—	—	11,872
2017	H29	11,719	—	—	—	—	—	—	11,719
2018	H30	11,588	—	—	—	—	—	—	11,588
2019	R1	11,408	—	—	—	—	—	—	11,408
2020	R2	11,219	—	—	—	—	—	—	11,219
2021	R3	—	11,060	11,070	11,110	11,103	11,075	11,084	11,084
2022	R4	—	10,901	10,925	11,007	10,992	10,936	10,952	10,952
2023	R5	—	10,743	10,780	10,908	10,885	10,799	10,823	10,823
2024	R6	—	10,584	10,637	10,816	10,784	10,666	10,697	10,697
2025	R7	—	10,426	10,497	10,728	10,687	10,535	10,575	10,575
2026	R8	—	10,267	10,358	10,643	10,593	10,408	10,454	10,454
2027	R9	—	10,108	10,221	10,563	10,503	10,284	10,336	10,336
2028	R10	—	9,950	10,087	10,487	10,416	10,162	10,220	10,220
2029	R11	—	9,791	9,953	10,413	10,333	10,044	10,107	10,107
2030	R12	—	9,632	9,821	10,343	10,251	9,930	9,995	9,995
2031	R13	—	9,473	9,692	10,275	10,174	9,817	9,886	9,886
2032	R14	—	9,314	9,564	10,210	10,098	9,708	9,779	9,779
2033	R15	—	9,157	9,437	10,147	10,025	9,603	9,674	9,674
2034	R16	—	8,998	9,313	10,086	9,953	9,501	9,570	9,570
2035	R17	—	8,839	9,190	10,028	9,884	9,401	9,468	9,468

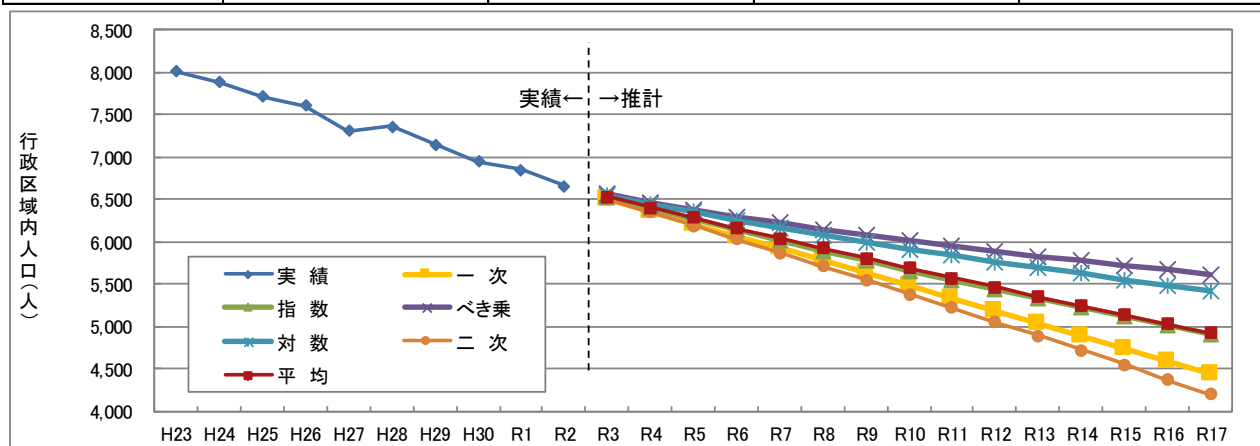
推計式	基本式	a	b	c
一次	$Y=aX+b$	-159.5046	14,417.7046	—
指数	$Y=a \times \exp(bX)$	14,696.1874	-0.0134	—
べき乗	$Y=aX^b$	21,110.9495	-0.20974	—
対数	$Y=a \times \ln(X)+b$	-2,385.4234	18,696.7653	—
二次	$Y=aX^2+bX+c$	1.6480	-212.9855	14,835.2249



智頭町 行政区域内人口(各種推計式による推計結果)

年度		実績	推計式							採用値
			一次	指数	べき乗	対数	二次	平均		
2011	H23	8,009	—	—	—	—	—	—	—	8,009
2012	H24	7,884	—	—	—	—	—	—	—	7,884
2013	H25	7,718	—	—	—	—	—	—	—	7,718
2014	H26	7,614	—	—	—	—	—	—	—	7,614
2015	H27	7,316	—	—	—	—	—	—	—	7,316
2016	H28	7,360	—	—	—	—	—	—	—	7,360
2017	H29	7,154	—	—	—	—	—	—	—	7,154
2018	H30	6,954	—	—	—	—	—	—	—	6,954
2019	R1	6,856	—	—	—	—	—	—	—	6,856
2020	R2	6,662	—	—	—	—	—	—	—	6,662
2021	R3	—	6,515	6,528	6,564	6,554	6,507	6,534	—	6,534
2022	R4	—	6,367	6,398	6,473	6,452	6,352	6,408	—	6,408
2023	R5	—	6,219	6,269	6,386	6,354	6,195	6,285	—	6,285
2024	R6	—	6,071	6,144	6,303	6,260	6,036	6,163	—	6,163
2025	R7	—	5,924	6,021	6,225	6,169	5,876	6,043	—	6,043
2026	R8	—	5,775	5,901	6,152	6,083	5,715	5,925	—	5,925
2027	R9	—	5,628	5,782	6,081	5,999	5,552	5,808	—	5,808
2028	R10	—	5,480	5,666	6,015	5,919	5,389	5,694	—	5,694
2029	R11	—	5,332	5,553	5,951	5,842	5,224	5,580	—	5,580
2030	R12	—	5,184	5,441	5,890	5,767	5,058	5,468	—	5,468
2031	R13	—	5,037	5,333	5,832	5,695	4,890	5,357	—	5,357
2032	R14	—	4,888	5,226	5,776	5,625	4,720	5,247	—	5,247
2033	R15	—	4,741	5,121	5,722	5,557	4,550	5,138	—	5,138
2034	R16	—	4,593	5,019	5,670	5,491	4,378	5,030	—	5,030
2035	R17	—	4,445	4,918	5,621	5,427	4,206	4,923	—	4,923

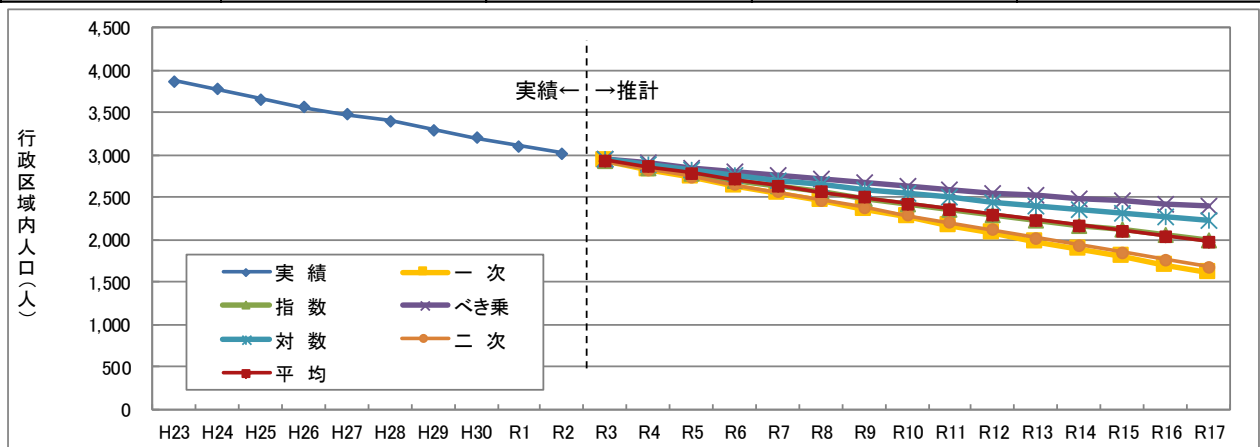
推計式	基本式	a	b	c
一次	$Y=aX+b$	-149.2243	9,661.5012	—
指数	$Y=a \times \exp(bX)$	10,083.3999	-0.0206	—
べき乗	$Y=aX^b$	17,550.4622	-0.32093	—
対数	$Y=a \times \ln(X)+b$	-2,206.7137	13,652.2680	—
二次	$Y=aX^2+bX+c$	-0.6106	-130.7498	9,528.9922



若桜町 行政区域内人口(各種推計式による推計結果)

年度		実績	推計式						
			一次	指数	べき乗	対数	二次	平均	採用値
2011	H23	3,875	—	—	—	—	—	—	3,875
2012	H24	3,776	—	—	—	—	—	—	3,776
2013	H25	3,660	—	—	—	—	—	—	3,660
2014	H26	3,572	—	—	—	—	—	—	3,572
2015	H27	3,484	—	—	—	—	—	—	3,484
2016	H28	3,411	—	—	—	—	—	—	3,411
2017	H29	3,305	—	—	—	—	—	—	3,305
2018	H30	3,210	—	—	—	—	—	—	3,210
2019	R1	3,105	—	—	—	—	—	—	3,105
2020	R2	3,020	—	—	—	—	—	—	3,020
2021	R3	—	2,926	2,938	2,960	2,952	2,928	2,941	2,941
2022	R4	—	2,832	2,859	2,904	2,887	2,836	2,864	2,864
2023	R5	—	2,738	2,781	2,852	2,824	2,745	2,788	2,788
2024	R6	—	2,643	2,706	2,801	2,765	2,654	2,714	2,714
2025	R7	—	2,549	2,633	2,755	2,708	2,563	2,642	2,642
2026	R8	—	2,455	2,562	2,711	2,652	2,473	2,571	2,571
2027	R9	—	2,361	2,492	2,669	2,600	2,383	2,501	2,501
2028	R10	—	2,267	2,426	2,629	2,548	2,294	2,433	2,433
2029	R11	—	2,173	2,360	2,592	2,499	2,205	2,366	2,366
2030	R12	—	2,079	2,296	2,556	2,452	2,116	2,300	2,300
2031	R13	—	1,985	2,233	2,522	2,406	2,028	2,235	2,235
2032	R14	—	1,891	2,174	2,488	2,362	1,940	2,171	2,171
2033	R15	—	1,797	2,115	2,458	2,318	1,853	2,108	2,108
2034	R16	—	1,703	2,057	2,427	2,277	1,766	2,046	2,046
2035	R17	—	1,609	2,001	2,398	2,236	1,679	1,985	1,985

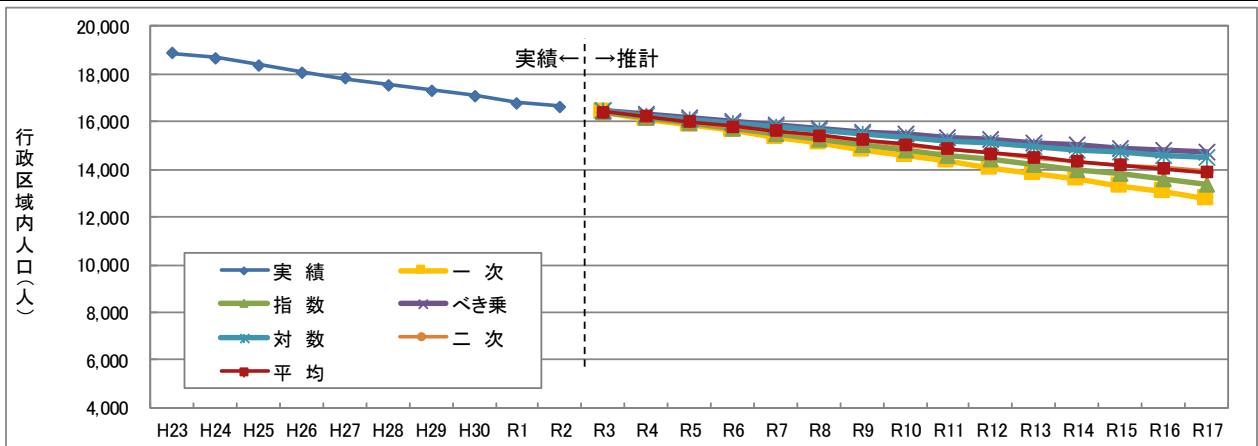
推計式	基本式	a	b	c
一次	$Y=aX+b$	-93.9942	4,898.9019	—
指数	$Y=a \times \exp(bX)$	5,262.9066	-0.0276	—
べき乗	$Y=aX^b$	11,052.8352	-0.43045	—
対数	$Y=a \times \ln(X)+b$	-1,401.3002	7,388.3133	—
二次	$Y=aX^2+bX+c$	0.1969	-100.2485	4,946.5906



八頭町 行政区域内人口(各種推計式による推計結果)

年度		実績	推計式						
			一次	指数	べき乗	対数	二次	平均	採用値
2011	H23	18,869	—	—	—	—	—	—	18,869
2012	H24	18,677	—	—	—	—	—	—	18,677
2013	H25	18,384	—	—	—	—	—	—	18,384
2014	H26	18,081	—	—	—	—	—	—	18,081
2015	H27	17,818	—	—	—	—	—	—	17,818
2016	H28	17,553	—	—	—	—	—	—	17,553
2017	H29	17,319	—	—	—	—	—	—	17,319
2018	H30	17,108	—	—	—	—	—	—	17,108
2019	R1	16,802	—	—	—	—	—	—	16,802
2020	R2	16,637	—	—	—	—	—	—	16,637
2021	R3	—	16,381	16,398	16,462	16,449	16,412	16,420	16,420
2022	R4	—	16,125	16,164	16,296	16,270	16,193	16,210	16,210
2023	R5	—	15,868	15,933	16,139	16,099	15,981	16,004	16,004
2024	R6	—	15,612	15,705	15,990	15,935	15,775	15,803	15,803
2025	R7	—	15,355	15,480	15,850	15,778	15,574	15,607	15,607
2026	R8	—	15,099	15,259	15,715	15,627	15,381	15,416	15,416
2027	R9	—	14,842	15,040	15,586	15,482	15,194	15,229	15,229
2028	R10	—	14,586	14,826	15,464	15,342	15,013	15,046	15,046
2029	R11	—	14,330	14,613	15,346	15,206	14,837	14,866	14,866
2030	R12	—	14,073	14,405	15,234	15,075	14,668	14,691	14,691
2031	R13	—	13,817	14,198	15,125	14,950	14,506	14,519	14,519
2032	R14	—	13,561	13,995	15,021	14,827	14,349	14,351	14,351
2033	R15	—	13,305	13,795	14,921	14,709	14,198	14,186	14,186
2034	R16	—	13,049	13,598	14,825	14,593	14,054	14,024	14,024
2035	R17	—	12,792	13,403	14,731	14,483	13,917	13,865	13,865

推計式	基本式	a	b	c
一次	$Y=aX+b$	-252.6868	21,652.7176	—
指数	$Y=a \times \exp(bX)$	22,106.3453	-0.0143	—
べき乗	$Y=aX^b$	32,335.9146	-0.22128	—
対数	$Y=a \times \ln(X)+b$	-3,850.4526	28,332.7426	—
二次	$Y=aX^2+bX+c$	3.0320	-347.2328	22,356.7179



8. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計

1) 生活排水処理形態別人口の推計方法概要

下水道人口、集落排水人口は、基本的に、処理区ごとの事業計画等に基づいて推計しました。なお、事業計画等の計画年度以降は、行政区域内人口と水洗化率の推移を参考に、実績や計画値と同傾向に推移するよう推計しました。

コミュニティ・プラント人口は、行政区域内人口と同様に推移するよう推計しました。

合併処理浄化槽人口は、浄化槽設置整備事業の計画を基に推計しました。

未処理人口は、行政区域内人口から下水道人口、集落排水人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口を差し引くことで算出しました。

生活排水処理形態別人口推計方法の基本的な考え方を表 63 に示します。

表 63 生活排水処理形態別人口推計方法の基本的な考え方

処理形態	推計方法概要
公共下水道 特環下水道 農業集落排水 漁業集落排水 林業集落排水	事業計画等の計画年度内 事業計画等の水洗化人口や整備人口、水洗化率を採用した 事業計画等の計画年度外 行政区域内人口や水洗化率と同傾向に推移するものとした
コミュニティ・プラント	行政区域内人口と同傾向に推移するものとした
合併処理浄化槽	行政区域内人口と同傾向に推移するものとし、浄化槽設置による処理人口の増加分を上乗せした
未処理人口	行政区域内人口から公共下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を差し引いて算出した
単独処理浄化槽	未処理人口と同傾向に推移するものとした
計画収集	未処理人口と同傾向に推移するものとした
自家処理	未処理人口と同傾向に推移するものとした

2) 構成市町の生活排水処理形態別人口推計方法

構成市町の処理形態ごとの推計方法を以下に示します。

表 64 鳥取市の生活排水処理形態別人口推計方法 (1/6)

処理形態	推計方法
公共下水道 (旧鳥取市)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想 (H31. 3)、鳥取市下水道等事業経営戦略 (H29. 3) の R8 (H38) 目標値を基本とした。</p> <p><u>公共下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</u></p> <p>※R3～R7 の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p><u>公共下水道人口 = R8 年度の公共下水道人口×行政区域内人口の減少率</u></p> <p>※水洗化人口 R9:124, 189 人→R12:122, 579 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p>
公共下水道 (旧国府町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想 (H31. 3)、鳥取市下水道等事業経営戦略 (H29. 3) の R8 (H38) 目標値を基本とした。</p> <p><u>公共下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</u></p> <p>※R3～R7 の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p><u>公共下水道人口 = R8 年度の公共下水道人口×行政区域内人口の減少率</u></p> <p>※水洗化人口 R9:4, 546 人→R12:4, 487 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p>
公共下水道 (旧福部村)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想 (H31. 3)、鳥取市下水道等事業経営戦略 (H29. 3) の R8 (H38) 目標値を基本とした。</p> <p><u>公共下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</u></p> <p>※R3～R7 の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p><u>公共下水道人口 = R8 年度の公共下水道人口×行政区域内人口の減少率</u></p> <p>※水洗化人口 R9:1, 730 人→R12:1, 708 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p>
公共下水道 (旧河原町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想 (H31. 3)、鳥取市下水道等事業経営戦略 (H29. 3) の R8 (H38) 目標値を基本とした。</p> <p><u>公共下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</u></p> <p>※R3～R7 の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p><u>公共下水道人口 = R8 年度の公共下水道人口×行政区域内人口の減少率</u></p> <p>※水洗化人口 R9:3, 402 人→R12:3, 358 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p>

【推計方法の補足】

整備人口 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想 (H31. 3) の R8 (H38) 目標値を基にしている。

※同構想に整備人口の記載はないが、構想策定時に県へ提示した資料に記載あり

接続率 : 鳥取市下水道等事業経営戦略 (H29. 3) の R8 目標値を基にしている。

表 65 鳥取市の生活排水処理形態別人口推計方法 (2/6)

処理形態	推計方法
特環下水道 (旧鳥取市)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>特環下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>特環下水道人口 = R8年度の特環下水道人口×行政区域内人口の減少率</p> <p>※水洗化人口 R9:1,531人→R12:1,511人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
特環下水道 (旧用瀬町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>特環下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>特環下水道人口 = R8年度の特環下水道人口×行政区域内人口の減少率</p> <p>※水洗化人口 R9:1,249人→R12:1,233人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
特環下水道 (旧気高町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>特環下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>特環下水道人口 = R8年度の特環下水道人口×行政区域内人口の減少率</p> <p>※水洗化人口 R9:5,210人→R12:5,142人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
特環下水道 (旧鹿野町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>特環下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>特環下水道人口 = R8年度の特環下水道人口×行政区域内人口の減少率</p> <p>※水洗化人口 R9:2,388人→R12:2,357人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
特環下水道 (旧青谷町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>特環下水道人口 = 供用開始人口×水洗化率</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>特環下水道人口 = R8年度の特環下水道人口×行政区域内人口の減少率</p> <p>※水洗化人口 R9:2,359人→R12:2,329人(行政区域内人口と同様に推移)</p>

表 66 鳥取市の生活排水処理形態別人口推計方法 (3/6)

処理形態	推計方法
<p>農業集落排水 (旧鳥取市)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:9,081人→R12:8,963人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧国府町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:2,501人→R12:2,468人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧福部村)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:537人→R12:530人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧河原町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:2,428人→R12:2,397人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧用瀬町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:1,540人→R12:1,520人(行政区域内人口と同様に推移)</p>

表 67 鳥取市の生活排水処理形態別人口推計方法 (4/6)

処理形態	推計方法
<p>農業集落排水 (旧気高町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:1,805人→R12:1,782人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧鹿野町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:842人→R12:831人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧青谷村)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:1,902人→R12:1,877人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>農業集落排水 (旧佐治町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>農業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>農業集落排水人口 = R8年度の農業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:1,439人→R12:1,420人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
<p>漁業集落排水 (旧福部町)</p>	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。 <u>漁業集落排水人口 = 供用開始人口×水洗化率</u> ※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。 <u>漁業集落排水人口 = R8年度の漁業集落排水人口×行政区域内人口の減少率</u> ※水洗化人口 R9:251人→R12:248人(行政区域内人口と同様に推移)</p>

表 68 鳥取市の生活排水処理形態別人口推計方法 (5/6)

処理形態	推計方法
漁業集落排水 (旧気高町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>$\text{漁業集落排水人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{漁業集落排水人口} = \text{R8年度の漁業集落排水人口} \times \text{行政区域内人口の減少率}$</p> <p>※水洗化人口 R9:542人→R12:535人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
漁業集落排水 (旧青谷町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>$\text{漁業集落排水人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{漁業集落排水人口} = \text{R8年度の漁業集落排水人口} \times \text{行政区域内人口の減少率}$</p> <p>※水洗化人口 R9:354人→R12:350人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
林業集落排水 (旧鹿野町)	<p>R3～R8 : 鳥取県生活排水処理施設整備構想(H31.3)、鳥取市下水道等事業経営戦略(H29.3)のR8(H38)目標値を基本とした。</p> <p>$\text{林業集落排水人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※R3～R7の供用開始人口及び水洗化率は、直線補間により算出</p> <p>R9～R12 : 水洗化人口は、行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{林業集落排水人口} = \text{R8年度の林業集落排水人口} \times \text{行政区域内人口の減少率}$</p> <p>※水洗化人口 R9:57人→R12:56人(行政区域内人口と同様に推移)</p>
コミュニティ・プラント	<p>R3～R12 : 行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{コミュニティ・プラント人口} = \text{R2のコミュニティ・プラント人口} \times \text{行政区域内人口の減少率}$</p>
合併処理浄化槽	<p>R3～R5 : 行政区域内人口の推移と、浄化槽設置整備事業による増加(年あたり10基、32人ずつ増加)を考慮した。</p> <p>$\text{合併処理浄化槽人口} = \text{R2年度の合併処理浄化槽人口} \times \text{行政区域内人口の減少率} + \text{浄化槽設置整備事業による増加32人}$</p> <p>R6～R12 : 浄化槽設置整備事業の計画はR5までであるが、R6以降も同傾向で推移するものとして算出した。</p>
単独処理浄化槽	<p>R3～R12 : 単独処理浄化槽人口は、未処理人口の推移と併せて減少するものとした</p> <p>$\text{単独処理浄化槽人口} = \text{R2年度の単独処理浄化槽人口} \times \text{未処理人口の減少率}$</p>

表 69 鳥取市の生活排水処理形態別人口推計方法 (6/6)

処理形態	推計方法
計画収集	<p>R3～R12 : 計画収集人口は、他処理人口に比べ受動的に推移するものとして、全体からの差し引きとした。</p> <p><u>計画収集人口 = 行政区域内人口 - 他処理人口</u></p>
自家処理	<p>R3～R12 : 自家処理人口は、下水道等への接続や浄化槽への切り替えにより、非水洗化人口の減少と同傾向に減少するものとした。</p> <p><u>自家処理人口 = 非水洗化人口推移 × 自家処理人口が非水洗化人口に占める割合</u></p>

表 70 岩美町の生活排水処理形態別人口推計方法 (1/2)

処理形態	推計方法
<p>公共下水道 (大谷処理区)</p>	<p>R3～R8 : 下水道事業計画 (H30.2) を基本とし、水洗化率が R2 までと同様に推移するものとした。</p> <p style="text-align: center;"><u>公共下水道人口 = 供用開始人口 × 水洗化率</u></p> <p>※水洗化率 R3 : 95.8%→R8 : 96.8% (0.2%ずつ増加)</p> <p>R9～R12 : 供用開始人口と水洗化率が、R8 までと同様に推移するものとした。</p> <p style="text-align: center;"><u>公共下水道人口 = 供用開始人口 × 水洗化率</u></p> <p>※供用開始人口 R9:3,065 人→R12:2,964 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R9:97.0%→R12:97.6% (0.2%ずつ増加)</p>
<p>公共下水道 (浦富処理区)</p>	<p>R3～R8 : 下水道事業計画 (H30.2) を基本とし、水洗化率が R2 までと同様に推移するものとした。</p> <p style="text-align: center;"><u>公共下水道人口 = 供用開始人口 × 水洗化率</u></p> <p>※水洗化率 R3 : 89.6%→R8 : 94.1% (0.9%ずつ増加)</p> <p>R9～R12 : 供用開始人口と水洗化率が、R8 までと同様に推移するものとした。</p> <p style="text-align: center;"><u>公共下水道人口 = 供用開始人口 × 水洗化率</u></p> <p>※供用開始人口 R9:5,042 人→R12:4,875 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R9:95.0%→R12:97.7% (0.9%ずつ増加)</p>
<p>農業集落排水 (長谷白地処理区)</p>	<p>R3～R12 : 農業集落排水人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。なお、水洗化率は R2 までと同様に推移するものとした。</p> <p style="text-align: center;"><u>農業集落排水人口 = 供用開始人口 × 水洗化率</u></p> <p>※供用開始人口 R3:310 人→R12:280 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R3:96.9%→R12:97.8% (0.1%ずつ増加)</p>
<p>漁業集落排水 (東処理区)</p>	<p>R3～R12 : 漁業集落排水人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。なお、水洗化率は R2 までと同様に推移するものとした。</p> <p style="text-align: center;"><u>漁業集落排水人口 = 供用開始人口 × 水洗化率</u></p> <p>※供用開始人口 R3:537 人→R12:485 人 (行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R3:96.4%→R12:100.0% (0.4%ずつ増加)</p>
<p>合併処理浄化槽</p>	<p>R3～R5 : 行政区域内人口の推移と、浄化槽設置整備事業による増加 (年あたり 7 基、21 人ずつ増加) を考慮した。</p> <p style="text-align: center;"><u>合併処理浄化槽人口 = R2 年度の合併処理浄化槽人口 × 行政区域内人口の減少率 + 浄化槽設置整備事業による増加 21 人</u></p> <p>R6～R12 : 浄化槽設置整備事業の計画は R5 までであるが、R3～R5 と同傾向で推移するものとして算出した。</p>

表 71 岩美町の生活排水処理形態別人口推計方法 (2/2)

処理形態	推計方法
単独処理浄化槽	<p>R3～R12 : 単独処理浄化槽人口は、未処理人口の推移と併せて減少するものとした。</p> $\text{単独処理浄化槽人口} = \text{R2 年度の単独処理浄化槽人口} \times \text{未処理人口の減少率}$
計画収集	<p>R3～R12 : 計画収集人口は、他処理人口に比べ受動的に推移するものとして、全体からの差し引きとした。</p> $\text{計画収集人口} = \text{行政区域内人口} - \text{他処理人口}$

表 72 智頭町の生活排水処理形態別人口推計方法 (1/2)

処理形態	推計方法
特環下水道 (智頭処理区)	<p>R3～R12 : 智頭町資料(H17～R2の実績推移に基づく推計値)を基本とした。</p> $\text{特環下水道人口} = \text{智頭町資料の水洗化人口}$
農業集落排水 (波多処理区)	<p>R3～R12 : 智頭町資料(H17～R2の実績推移に基づく推計値)を基本とした。</p> $\text{農業集落排水人口} = \text{智頭町資料の水洗化人口}$
農業集落排水 (奥山形処理区)	<p>R3～R12 : 智頭町資料(H17～R2の実績推移に基づく推計値)を基本とした。</p> $\text{農業集落排水人口} = \text{智頭町資料の水洗化人口}$
農業集落排水 (山形処理区)	<p>R3～R12 : 智頭町資料(H17～R2の実績推移に基づく推計値)を基本とした。</p> $\text{農業集落排水人口} = \text{智頭町資料の水洗化人口}$
農業集落排水 (山郷処理区)	<p>R3～R12 : 智頭町資料(H17～R2の実績推移に基づく推計値)を基本とした。</p> $\text{農業集落排水人口} = \text{智頭町資料の水洗化人口}$
農業集落排水 (南因処理区)	<p>R3～R12 : 智頭町資料(H17～R2の実績推移に基づく推計値)を基本とした。</p> $\text{農業集落排水人口} = \text{智頭町資料の水洗化人口}$

表 73 智頭町の生活排水処理形態別人口推計方法 (2/2)

処理形態	推計方法
合併処理浄化槽	<p>R3～R5 : 行政区域内人口の推移と、浄化槽設置整備事業による増加（年あたり5基、10人ずつ増加）を考慮した。</p> <p>$\text{合併処理浄化槽人口} = \text{R2年度の合併処理浄化槽人口} \times \text{行政区域内人口の減少率} + \text{浄化槽設置整備事業による増加10人}$</p> <p>R6～R12 : 浄化槽設置整備事業の計画はR5までであるが、R6以降も同傾向で推移するものとして算出した。</p>
単独処理浄化槽	<p>R3～R12 : 単独処理浄化槽人口は、未処理人口の推移と併せて減少するものとした。</p> <p>$\text{単独処理浄化槽人口} = \text{R2年度の単独処理浄化槽人口} \times \text{未処理人口の減少率}$</p>
計画収集	<p>R3～R12 : 計画収集人口は、他処理人口に比べ受動的に推移するものとして、全体からの差し引きとした。</p> <p>$\text{計画収集人口} = \text{行政区域内人口} - \text{他処理人口}$</p>

表 74 若桜町の生活排水処理形態別人口推計方法 (1/2)

処理形態	推計方法
特環下水道 (若桜処理区)	<p>R3～R12 : 特環下水道人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{特環下水道人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:2,310人→R12:1,806人（行政区域内人口と同様に推移）</p> <p>※水洗化 R3:95.6%→R12:100.0%（1.6%ずつ増加、R6以降は100%で固定）</p>
特環下水道 (つく米処理区)	<p>R3～R12 : 特環下水道人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{特環下水道人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:83人→R12:65人（行政区域内人口と同様に推移）</p> <p>※水洗化 R3:62.7%→R12:65.4%（0.3%ずつ増加）</p>
農業集落排水 (池田中央処理区)	<p>R3～R12 : 特環下水道人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{農集集落排水人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:314人→R12:246人（行政区域内人口と同様に推移）</p> <p>※水洗化 R3:91.3%→R12:99.4%（0.9%ずつ増加）</p>
農業集落排水 (吉川処理区)	<p>R3～R12 : 特環下水道人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{農集集落排水人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:146人→R12:115人（行政区域内人口と同様に推移）</p> <p>※水洗化 100.0%で固定</p>

表 75 若桜町の生活排水処理形態別人口推計方法 (2/2)

処理形態	推計方法
合併処理浄化槽	<p>R3～R5 : 行政区域内人口の推移と、浄化槽設置整備事業による増加（年あたり1基、4人ずつ増加）を考慮した。</p> <p>$\text{合併処理浄化槽人口} = \text{R2年度の合併処理浄化槽人口} \times \text{行政区域内人口の減少率} + \text{浄化槽設置整備事業による増加4人}$</p> <p>R6～R12 : 浄化槽設置整備事業の計画はR5までであるが、R6以降も同傾向で推移するものとして算出した。</p>
単独処理浄化槽	<p>R3～R12 : 単独処理浄化槽人口は、未処理人口の推移と併せて減少するものとした。</p> <p>$\text{単独処理浄化槽人口} = \text{R2年度の単独処理浄化槽人口} \times \text{未処理人口の減少率}$</p>
計画収集	<p>R3～R12 : 計画収集人口は、他処理人口に比べ受動的に推移するものとして、全体からの差し引きとした。</p> <p>$\text{計画収集人口} = \text{行政区域内人口} - \text{他処理人口}$</p>

表 76 八頭町の生活排水処理形態別人口推計方法 (1/2)

処理形態	推計方法
公共下水道 (郡家処理区)	<p>R3～R12 : 公共下水道人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{公共下水道人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:5,576人→R12:4,989人(行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R3:94.0%→R12:95.8%(0.2%ずつ増加)</p>
特環下水道 (丹比中央処理区)	<p>R3～R12 : 特環下水道人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{特環下水道人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:1,384人→R12:1,238人(行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R3:91.3%→R12:94.9%(0.4%ずつ増加)</p>
農業集落排水 (全13処理区)	<p>R3～R12 : 農業集落排水人口は行政区域内人口と同様に推移するものとした。</p> <p>なお、水洗化率はR2までと同様に推移するものとした。</p> <p>$\text{農業集落排水人口} = \text{供用開始人口} \times \text{水洗化率}$</p> <p>※供用開始人口 R3:9,460人→R12:8,463人(行政区域内人口と同様に推移)</p> <p>※水洗化 R3:92.0%→R12:92.9%(0.1%ずつ増加)</p>

表 77 八頭町の生活排水処理形態別人口推計方法 (2/2)

処理形態	推計方法
合併処理浄化槽	<p>R3～R5 : 行政区域内人口の推移と、浄化槽設置整備事業による増加（年あたり1基、7人ずつ増加）を考慮した。</p> <p><u>合併処理浄化槽人口 = R2年度の合併処理浄化槽人口 × 行政区域内人口の減少率 + 浄化槽設置整備事業による増加7人</u></p> <p>R6～R12 : 浄化槽設置整備事業の計画はR5までであるが、R6以降も同傾向で推移するものとして算出した。</p>
単独処理浄化槽	<p>R3～R12 : 単独処理浄化槽人口は、未処理人口の推移と併せて減少するものとした。</p> <p><u>単独処理浄化槽人口 = R2年度の単独処理浄化槽人口 × 未処理人口の減少率</u></p>
計画収集	<p>R3～R12 : 計画収集人口は、他処理人口に比べ受動的に推移するものとして、全体からの差し引きとした。</p> <p><u>計画収集人口 = 行政区域内人口 - 他処理人口</u></p>

2) し尿及び浄化槽汚泥量の推計手順

本計画では、図 29 に示す手順によりし尿及び浄化槽汚泥量を推計しました。手順としては、原単位を推計し、別途推計した生活排水処理形態別人口推計値を乗じて、し尿及び浄化槽汚泥の年間量を算出しました。

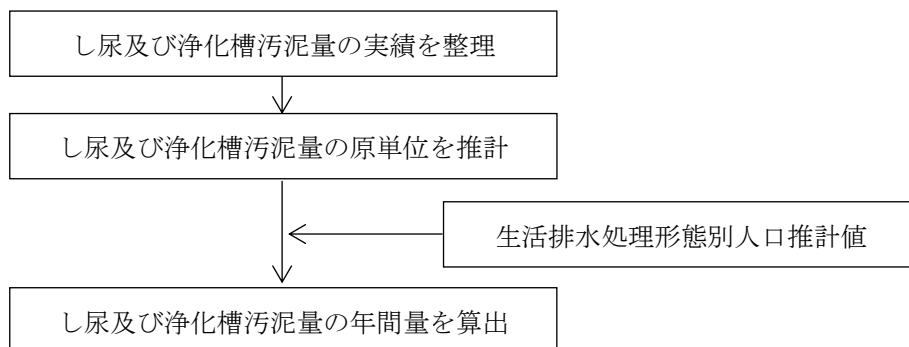


図 29 し尿及び浄化槽汚泥量の推計手順

3) 浄化槽汚泥量の実績整理について

本圏域では、浄化槽汚泥を混合搬入しているため、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の汚泥量内訳が不明となっています。単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の汚泥量推移は、それぞれ異なる傾向を示すため、個別に内訳を設ける必要があります。

したがって、単独処理浄化槽汚泥原単位、合併処理浄化槽汚泥原単位については、以下に示す方法によって算出しました。

「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領(社)全国都市清掃会議」に示されている浄化槽汚泥原単位の一般値は以下のとおり。

単独処理浄化槽汚泥原単位	1.11 (1/人日)
合併処理浄化槽汚泥原単位	2.61 (1/人日)

本組合における浄化槽人口、浄化槽汚泥原単位の実績を

単独処理浄化槽人口	A (人)
合併処理浄化槽人口	B (人)
単独処理浄化槽汚泥原単位	X (1/人日)
合併処理浄化槽汚泥原単位	Y (1/人日)
浄化槽汚泥原単位	Z (1/人日)

とすると、次式が成立する。

$$X : Y = 1.11 : 2.61 \rightarrow X = (1.11/2.61) Y \dots\dots\dots ①$$

$$(A \times X) + (B \times Y) = (A + B) \times Z \dots\dots\dots ②$$

①式を②式に代入すると、③式となる。

$$Y = \{ (A + B) \times Z \} / \{ B + A \times (1.11/2.61) \} \dots\dots\dots ③$$

したがって、合併処理浄化槽汚泥原単位は③式により求められる。

図 30 浄化槽汚泥の内訳算出

4) し尿及び浄化槽汚泥量の原単位推計

汲み取りし尿、集落排水汚泥、浄化槽汚泥の原単位推計方法は、①各種推計式による推計、②現況固定（R2の数値で固定）の2通りがあり、実績推移と同傾向となる方法を採用します。汲み取りし尿、集落排水汚泥、浄化槽汚泥原単位の推計方法は、表78のとおりです。

表 78 し尿及び浄化槽汚泥量の原単位推計方法

市 町	し尿・汚泥	実績推移	推計方法
鳥取市	汲み取りし尿	過去3年間、1.24～1.28(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	合併処理浄化槽汚泥	過去10年間で2.93(1/人日)から5.27(1/人日)へ増加	一般値*を超えていたが、今後は増加が収まると予想されるため、②現況固定とする
	単独処理浄化槽汚泥	過去10年間で1.25(1/人日)から2.24(1/人日)へ増加	今後も同様な傾向で増加し続けるとは予測しにくいため、②現況固定とする
	農業集落排水汚泥	過去10年間、1.4～1.7(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	漁業集落排水汚泥	過去5年間、0.85～0.94(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	林業集落排水汚泥	過去10年間、0.5～0.8(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	コミュニティ・プラント汚泥	過去10年間、0.7～0.8(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
岩美町	汲み取りし尿	過去10年間、0.72～2.50(1/人日)の間を増減しながら推移	実績にばらつきがあるため、過去5年間の平均値付近である②現況固定とする
	合併処理浄化槽汚泥	過去6年間、2.4～2.6(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	単独処理浄化槽汚泥	過去5年間で2.06(1/人日)から2.86(1/人日)へ増加	一般値*を超えていたが今後は増加が収まると予想されるため、②現況固定とする
	農業集落排水汚泥	過去5年間、1.3～1.6(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	漁業集落排水汚泥	過去10年間、1.7～1.9(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
智頭町	汲み取りし尿	過去6年間、2.0～2.3(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	合併処理浄化槽汚泥	過去10年間、2.2～2.6(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	単独処理浄化槽汚泥	過去6年間、2.2～2.6(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	農業集落排水汚泥	過去10年間、1.0～1.2(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする

※一般値とは「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領(社)全国都市清掃会議」に示されている原単位の参考値を示す(汲み取りし尿1.40(1/人日)、合併処理浄化槽汚泥2.61(1/人日)、単独処理浄化槽汚泥1.11(1/人日))。

表 79 し尿及び浄化槽汚泥量の原単位推計方法

市 町	し尿・汚泥	実績推移	推計方法
若桜町	汲み取りし尿	過去 5 年間で 1.14(1/人日)から 2.18(1/人日)へ増加	一般値*を超えていたが、今後は増加が収まると予想されるため、②現況固定とする
	合併処理浄化槽汚泥	過去 10 年間、2.76～9.63(1/人日)の間を増減しながら推移	実績にばらつきがあるため、過去 10 年間の平均値付近である②現況固定とする
	単独処理浄化槽汚泥	過去 10 年間、1.17～4.10(1/人日)の間を増減しながら推移	実績にばらつきがあるため、過去 10 年間の平均値付近である②現況固定とする
	農業集落排水汚泥	過去 10 年間、0.5～1.0(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
八頭町	汲み取りし尿	過去 5 年間、1.1～1.2(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	合併処理浄化槽汚泥	過去 5 年間、11.5～13.0(1/人日)程度で推移	実績にばらつきがあるため、過去 5 年間の平均値付近である②現況固定とする
	単独処理浄化槽汚泥	過去 5 年間、5.0～5.5(1/人日)程度で推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする
	農業集落排水汚泥	過去 10 年間、1.0～1.4(1/人日)の間を推移	今後も同様な値になると予想されるため、②現況固定とする

9. 集計表

生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の実績及び推計値をとりまとめた集計表を次ページに示します。

生活排水処理形態別人口及びし尿・汚泥量 集計表(岩美町)

生活排水処理形態別人口

実績 ← 推計

項目	(年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(日付)	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
公共下水道	(人/年)	8,138	8,151	8,107	8,084	8,096	8,119	8,091	8,089	8,033	7,996	7,932	7,902	7,872	7,842	7,810	7,798	7,761	7,724	7,689	7,654
特環下水道	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業集落排水施設	(人/年)	364	353	349	347	338	329	321	316	309	304	300	297	293	290	287	284	282	279	277	274
漁業集落排水施設	(人/年)	624	626	596	594	581	562	554	537	538	522	517	514	510	506	503	499	495	491	488	485
林業集落排水施設	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	(人/年)	1,801	1,761	1,703	1,665	1,621	1,605	1,577	1,553	1,519	1,487	1,490	1,473	1,456	1,439	1,423	1,407	1,391	1,376	1,361	1,346
未処理人口	(人/年)	1,752	1,649	1,592	1,449	1,333	1,257	1,176	1,093	1,009	910	845	766	692	620	552	466	407	350	292	236
単独処理浄化槽	(人/年)	841	809	814	773	700	657	612	582	542	483	449	407	367	329	293	247	216	186	155	125
計画収集	(人/年)	911	840	778	676	633	600	564	511	467	427	396	359	325	291	259	219	191	164	137	111
自家処理	(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	(人/年)	12,679	12,540	12,347	12,139	11,969	11,872	11,719	11,588	11,408	11,219	11,084	10,952	10,823	10,697	10,575	10,454	10,336	10,220	10,107	9,995
生活排水処理率	(%)	86.2%	86.9%	87.1%	88.1%	88.9%	89.4%	90.0%	90.6%	91.2%	91.9%	92.4%	93.0%	93.6%	94.2%	94.8%	95.5%	96.1%	96.6%	97.1%	97.6%

し尿及び浄化槽汚泥量

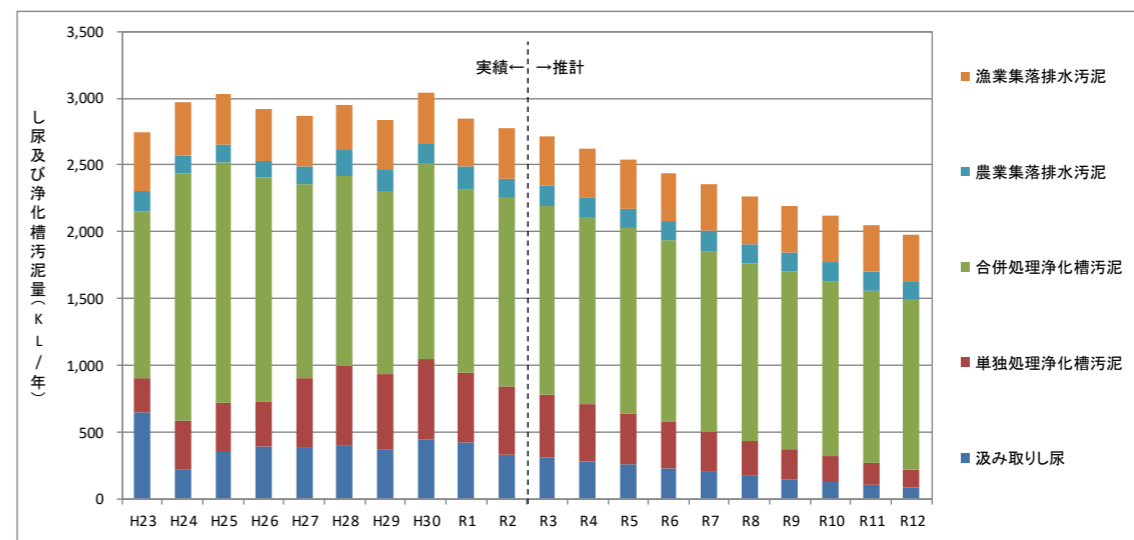
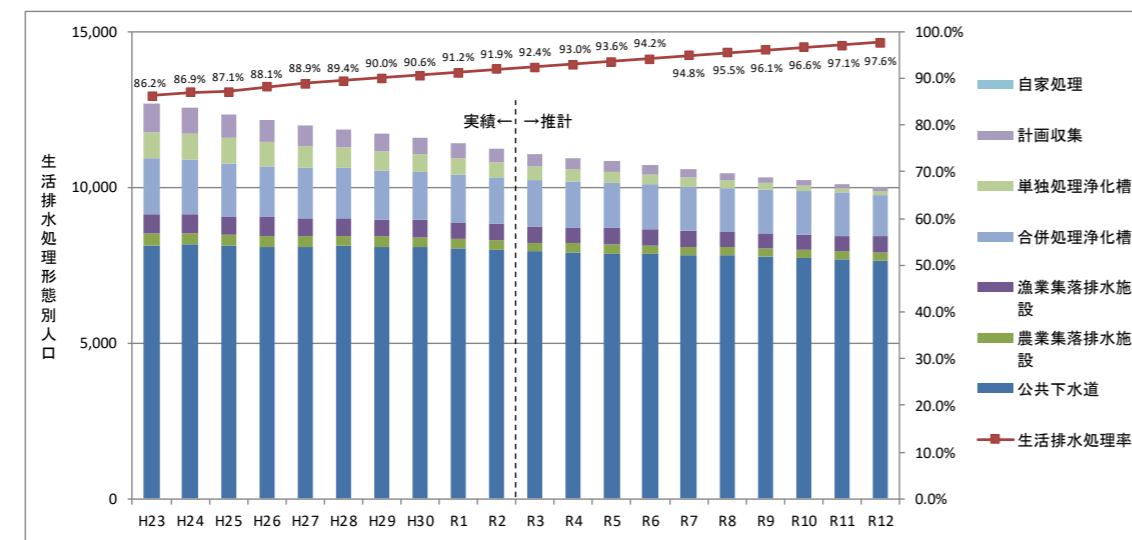
実績 ← 推計

項目	(年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(日付)	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
汲み取りし尿	(KL/年)	651	221	356	396	378	405	371	446	427	336	312	283	257	229	204	173	151	129	108	88
	(KL/日)	1.78	0.61	0.98	1.08	1.03	1.11	1.02	1.22	1.17	0.92	0.86	0.78	0.70	0.63	0.56	0.47	0.41	0.35	0.30	0.24
	(L/人日)	1.95	0.72	1.25	1.60	1.63	1.85	1.80	2.39	2.50	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16
単独処理浄化槽汚泥	(KL/年)	249	363	365	333	527	590	559	604	521	504	469	425	384	343	306	258	226	194	162	130
	(KL/日)	0.68	0.99	1.00	0.91	1.44	1.62	1.53	1.65	1.42	1.38	1.28	1.16	1.05	0.94	0.84	0.71	0.62	0.53	0.44	0.36
	(L/人日)	0.81	1.23	1.23	1.18	2.06	2.46	2.50	2.84	2.63	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86	2.86
合併処理浄化槽汚泥	(KL/年)	1,249	1,851	1,803	1,677	1,454	1,427	1,375	1,461	1,368	1,409	1,414	1,398	1,386	1,366	1,350	1,335	1,324	1,306	1,292	1,277
	(KL/日)	3.41	5.07	4.94	4.59	3.97	3.91	3.77	4.00	3.74	3.86	3.87	3.83	3.79	3.74	3.70	3.66	3.62	3.58	3.54	3.50
	(L/人日)	1.89	2.88	2.90	2.76	2.45	2.44	2.39	2.58	2.46	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60	2.60
コミュニティ・プラント汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業集落排水汚泥	(KL/年)	153	140	126	126	189	162	153	171	153	151	150	148	146	145	143	142	141	140	138	138
	(KL/日)	0.42	0.38	0.35	0.35	0.52	0.44	0.42	0.47	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40	0.40	0.39	0.39	0.39	0.38	0.38	0.38
	(L/人日)	1.15	1.09	0.99	0.99	1.02	1.57	1.38	1.33	1.51	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38
漁業集落排水汚泥	(KL/年)	439	396	378	387	378	342	369	378	360	369	366	364	362	358	356	353	351	348	346	343
	(KL/日)	1.20	1.08	1.04	1.06	1.03	0.94	1.01	1.04	0.98	1.01	1.00	1.00	0.99	0.98	0.98	0.97	0.96	0.95	0.95	0.94
	(L/人日)	1.92	1.73	1.74	1.78	1.78	1.67	1.82	1.93	1.83	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94
林業集落排水汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	(KL/年)	2,741	2,971	3,028	2,919	2,863	2,953	2,836	3,042	2,847	2,771	2,712	2,620	2,537	2,442	2,361	2,262	2,194	2,118	2,048	1,976
	(KL/日)	7.49	8.14	8.30	8.00	7.82	8.09	7.77	8.33	7.78	7.59	7.43	7.18	6.93	6.69	6.47	6.20	5.99	5.80	5.61	5.41

浄化槽設置整備状況

実績 ← 推計

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備基数	(基/年)	—	—	—	5	5	10	2	4	6	5	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
処理人口	(人/年)	—	—	—	15	34	53	6	10	28	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21



生活排水処理形態別人口及びし尿・汚泥量 集計表(智頭町)
生活排水処理形態別人口

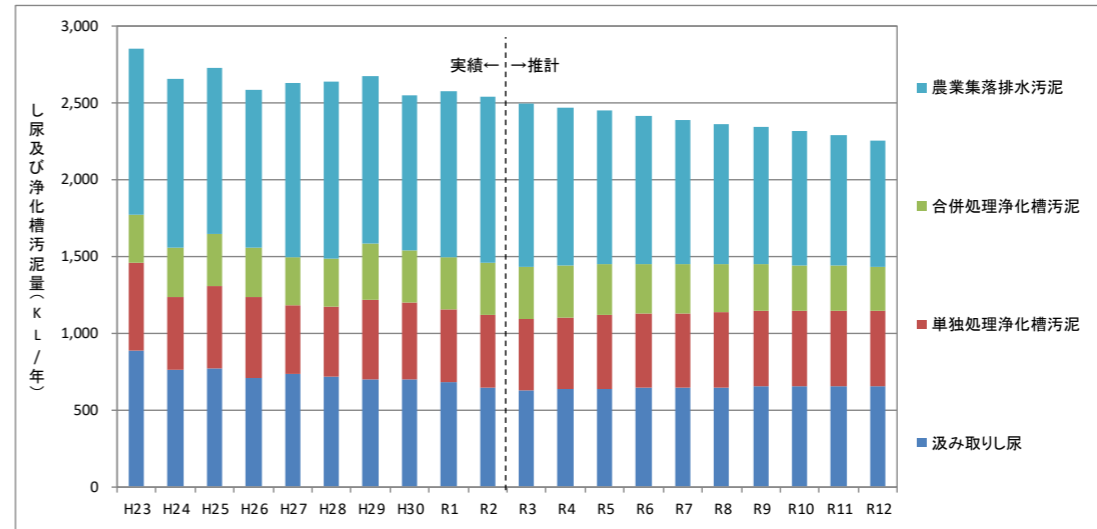
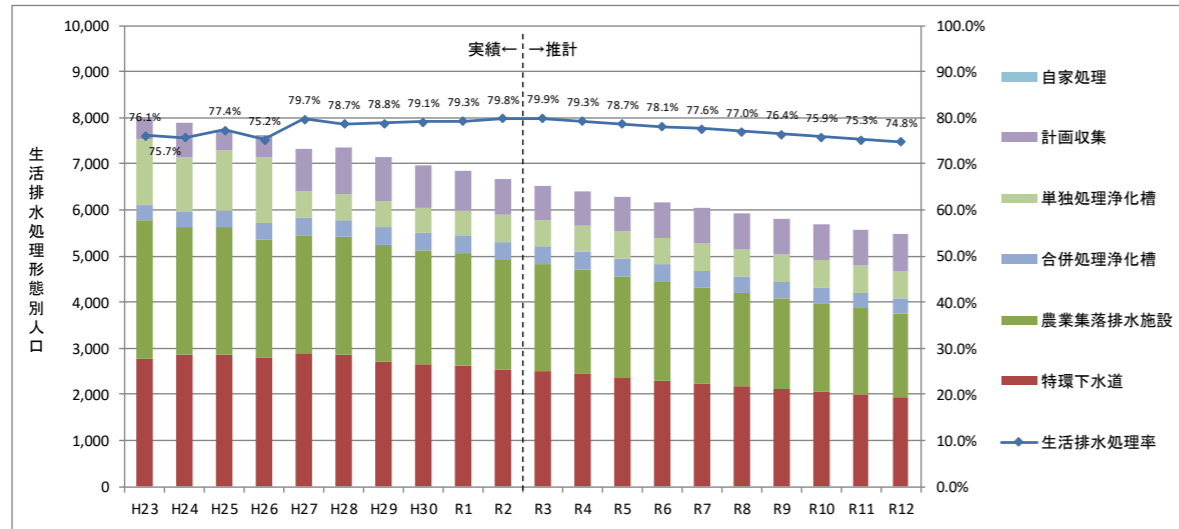
項目	(年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(日付)	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
公共下水道	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特環下水道	(人/年)	2,774	2,860	2,863	2,815	2,906	2,863	2,727	2,648	2,627	2,549	2,499	2,432	2,366	2,300	2,240	2,178	2,119	2,061	2,001	1,948
農業集落排水施設	(人/年)	2,993	2,768	2,763	2,547	2,548	2,547	2,527	2,471	2,425	2,374	2,328	2,264	2,204	2,143	2,084	2,027	1,970	1,916	1,863	1,810
漁業集落排水施設	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業集落排水施設	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	(人/年)	329	341	349	366	377	382	382	382	388	391	393	386	379	372	365	358	351	344	337	331
未処理人口	(人/年)	1,913	1,915	1,743	1,886	1,485	1,568	1,518	1,453	1,416	1,348	1,314	1,326	1,336	1,348	1,354	1,362	1,368	1,373	1,379	1,379
単独処理浄化槽	(人/年)	1,422	1,188	1,319	1,427	560	555	553	553	538	584	569	574	579	584	587	590	593	595	597	597
計画収集	(人/年)	491	727	424	459	925	1,013	965	900	878	764	745	752	757	764	767	772	775	778	782	782
自家処理	(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	(人/年)	8,009	7,884	7,718	7,614	7,316	7,360	7,154	6,954	6,856	6,662	6,534	6,408	6,285	6,163	6,043	5,925	5,808	5,694	5,580	5,468
生活排水処理率	(%)	76.1%	75.7%	77.4%	75.2%	79.7%	78.7%	78.8%	79.1%	79.3%	79.8%	79.9%	79.3%	78.7%	78.1%	77.6%	77.0%	76.4%	75.9%	75.3%	74.8%

し尿及び浄化槽汚泥量

項目	(年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	(日付)	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
汲み取りし尿	(KL/年)	883	760	770	709	730	718	702	699	676	640	625	631	637	641	644	648	652	653	656	656
	(KL/日)	2.41	2.08	2.11	1.94	1.99	1.97	1.92	1.92	1.85	1.75	1.71	1.73	1.74	1.76	1.78	1.78	1.78	1.79	1.80	1.80
	(L/人日)	4.91	2.86	4.98	4.23	2.16	1.94	1.99	2.13	2.10	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
単独処理浄化槽汚泥	(KL/年)	571	477	539	526	454	453	518	496	476	481	469	473	479	482	484	487	491	491	492	492
	(KL/日)	1.56	1.31	1.48	1.44	1.24	1.24	1.42	1.36	1.30	1.32	1.29	1.30	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.35
	(L/人日)	1.10	1.10	1.12	1.01	2.22	2.24	2.57	2.46	2.42	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26
合併処理浄化槽汚泥	(KL/年)	311	321	336	318	305	312	358	341	343	338	340	334	329	322	316	310	304	298	292	286
	(KL/日)	0.85	0.88	0.92	0.87	0.83	0.85	0.98	0.93	0.94	0.93	0.93	0.91	0.90	0.88	0.87	0.85	0.83	0.82	0.80	0.78
	(L/人日)	2.58	2.58	2.64	2.38	2.21	2.24	2.57	2.45	2.42	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37
コミュニティ・プラント汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業集落排水汚泥	(KL/年)	1,088	1,095	1,076	1,032	1,137	1,150	1,092	1,006	1,073	1,078	1,054	1,025	1,000	970	943	917	894	867	843	819
	(KL/日)	2.97	3.00	2.95	2.83	3.11	3.15	2.99	2.76	2.93	2.95	2.89	2.81	2.73	2.66	2.58	2.51	2.44	2.38	2.31	2.24
	(L/人日)	0.99	1.08	1.07	1.11	1.22	1.24	1.18	1.12	1.21	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24
漁業集落排水汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業集落排水汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	(KL/年)	2,853	2,653	2,721	2,585	2,626	2,633	2,670	2,542	2,568	2,537	2,488	2,463	2,445	2,415	2,387	2,362	2,341	2,309	2,283	2,253
	(KL/日)	7.80	7.27	7.45	7.08	7.17	7.21	7.32	6.96	7.02	6.95	6.82	6.75	6.68	6.62	6.54	6.47	6.40	6.33	6.25	6.17

浄化槽設置整備状況

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備基数	(基/年)					2	2	0	0	3	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
処理人口	(人/年)					14	12	0	0	35	7	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10



生活排水処理形態別人口及びし尿・汚泥量 集計表(若桜町)

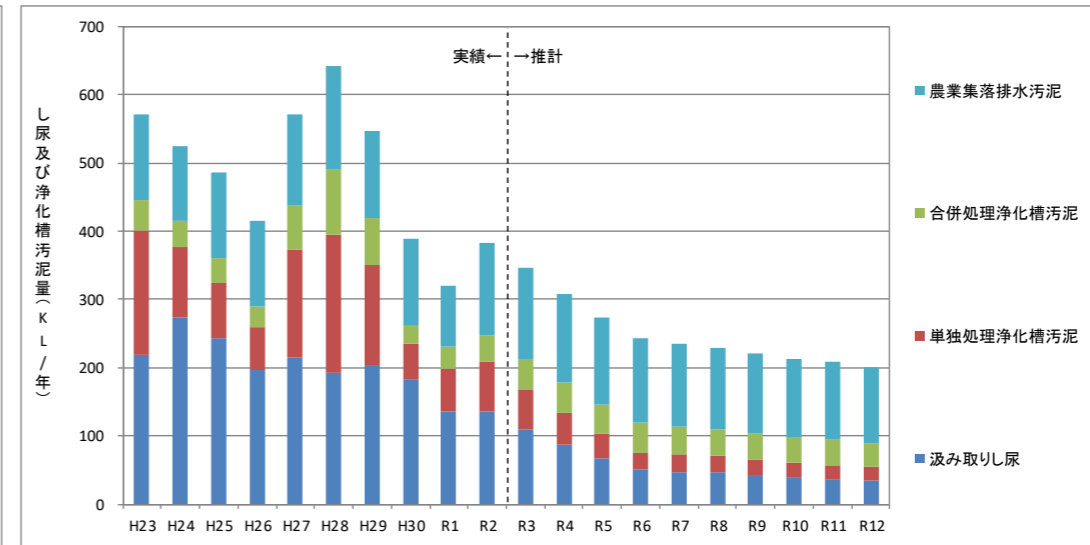
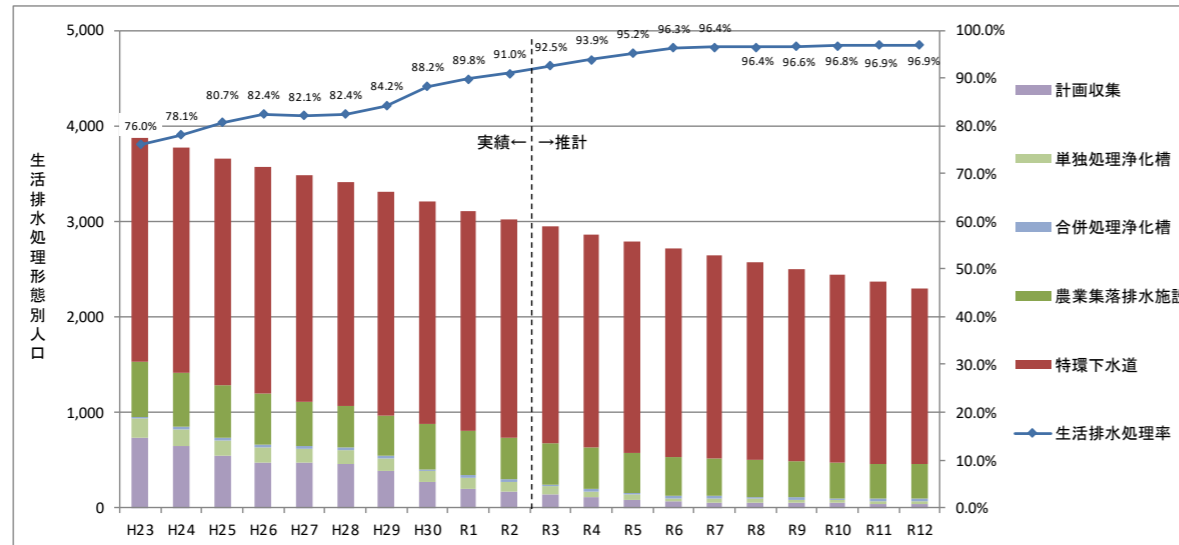
項目	(年度) (日付)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
公共下水道	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特環下水道	(人/年)	2,352	2,359	2,371	2,374	2,380	2,348	2,337	2,331	2,306	2,282	2,260	2,237	2,213	2,181	2,123	2,066	2,010	1,956	1,902	1,848
農業集落排水施設	(人/年)	572	562	554	541	456	437	418	476	457	441	433	424	415	407	398	389	382	375	367	359
漁業集落排水施設	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業集落排水施設	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	(人/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	(人/年)	20	28	30	30	26	27	27	24	25	24	27	27	26	26	25	24	24	23	23	22
未処理人口	(人/年)	931	827	705	627	622	599	523	379	317	273	221	176	134	100	96	92	85	79	74	71
単独処理浄化槽	(人/年)	197	174	155	149	147	135	134	110	115	104	84	67	51	38	37	35	32	30	28	27
計画収集	(人/年)	734	653	550	478	475	464	389	269	202	169	137	109	83	62	59	57	53	49	46	44
自家処理	(人/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	(人/年)	3,875	3,776	3,660	3,572	3,484	3,411	3,305	3,210	3,105	3,020	2,941	2,864	2,788	2,714	2,642	2,571	2,501	2,433	2,366	2,300
生活排水処理率	(%)	76.0%	78.1%	80.7%	82.4%	82.1%	82.4%	84.2%	88.2%	89.8%	91.0%	92.5%	93.9%	95.2%	96.3%	96.4%	96.4%	96.6%	96.8%	96.9%	96.9%

し尿及び浄化槽汚泥量

項目	(年度) (日付)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31	R7.3.31	R8.3.31	R9.3.31	R10.3.31	R11.3.31	R12.3.31	R13.3.31
汲み取りし尿	(KL/年)	219	273	244	196	214	193	203	182	136	135	110	87	67	50	47	46	42	39	37	35
	(KL/日)	0.60	0.75	0.67	0.54	0.58	0.53	0.56	0.50	0.37	0.37	0.30	0.24	0.18	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.10	0.10
	(L/人日)	0.82	1.15	1.22	1.12	1.23	1.14	1.43	1.85	1.84	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19
単独処理浄化槽汚泥	(KL/年)	182	104	80	64	158	202	147	53	63	73	59	47	36	26	26	24	22	21	20	19
	(KL/日)	0.50	0.28	0.22	0.17	0.43	0.55	0.40	0.15	0.17	0.20	0.16	0.13	0.10	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05
	(L/人日)	2.53	1.63	1.41	1.17	2.93	4.10	3.01	1.32	1.49	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91	1.91
合併処理浄化槽汚泥	(KL/年)	44	39	36	30	65	95	70	27	32	39	44	44	43	43	41	39	40	38	38	36
	(KL/日)	0.12	0.11	0.10	0.08	0.18	0.26	0.19	0.07	0.09	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10
	(L/人日)	5.96	3.84	3.32	2.76	6.88	9.63	7.07	3.10	3.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50
コミュニティ・プラント汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業集落排水汚泥	(KL/年)	126	108	126	126	135	153	126	126	90	135	133	130	128	125	122	119	117	115	113	110
	(KL/日)	0.34	0.30	0.35	0.35	0.37	0.42	0.35	0.35	0.25	0.37	0.36	0.36	0.35	0.34	0.33	0.33	0.32	0.32	0.31	0.30
	(L/人日)	0.60	0.53	0.62	0.64	0.81	0.96	0.83	0.73	0.54	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84
漁業集落排水汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業集落排水汚泥	(KL/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(KL/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(L/人日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	(KL/年)	571	524	486	416	572	643	546	388	321	382	346	308	274	244	236	228	221	213	208	200
	(KL/日)	1.56	1.44	1.33	1.14	1.56	1.76	1.50	1.06	0.88	1.05	0.95	0.84	0.75	0.67	0.65	0.62	0.60	0.58	0.57	0.55

浄化槽設置整備状況

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備基数	9	11	12	12	13	13	13	13	13	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
処理人口	20	28	30	30	25	25	25	25	25	25	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4



10. 用語の解説

① 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水。

② 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域。

③ 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの（下水道法第2条第3号）。

④ 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために設置するもの、または、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において設置するもの、及び処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区にて設置されるもの。

⑤ 集落排水施設

農業・林業・漁業集落地域などにおいて、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設。

⑥ コミュニティ・プラント

廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、対象の住宅から管渠で集められたし尿と生活雑排水を併せて処理する施設。

⑦ 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等からの排水）を併せて処理する浄化槽。

⑧ 単独処理浄化槽

水洗トイレからのし尿のみを処理する浄化槽。平成13年以降より新設が禁止されている。

⑨ 計画収集（汲み取りし尿）

汲み取り式便所の便槽からし尿をバキューム車により収集し、し尿処理施設にて処理すること。

⑩ 自家処理

計画処理区域内で市区町村等により収集されていないし尿または浄化槽汚泥で、自家肥料として用いるか、直接農家等に依頼して、または自ら処分すること。

⑪ 生活排水処理率

計画区域内人口に対する生活排水処理人口（下水道、集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽による処理人口）の割合。

⑫ 生活排水処理施設

生活に起因する排水を処理するための施設で、主に、下水道施設、集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設が対象。

⑬ BOD（生物化学的酸素要求量）

有機物が微生物により酸化され、硝酸、亜硝酸、炭酸ガス等に分解するときに必要な酸素の量。この数値が大きいほど水は汚れており、川の汚れを表す代表的な指標。

⑭ COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物が一定条件の下で薬品（酸化剤）によって酸化（分解）されるときに要した薬品の量を酸素に換算した値。この数値が大きいほど水は汚れており、湖、海の汚れを表す代表的な指標。

⑮ SS

水の汚濁状態を表す指標の一つで、懸濁物質あるいは浮遊物質をいう。

⑯ T-N

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素および有機性窒素と呼ばれる形態の窒素の全量。T-Nが多いと湖沼や河川を富栄養化させる。

⑰ T-P

無機性のリンや有機物質の成分となっているリンの全量。T-Pが多いと湖沼や河川を富栄養化させる。

⑱ 汚泥

下水処理、集落排水処理、浄化槽等の処理過程で発生する泥状の残渣物。

⑲ 脱水汚泥

汚泥を脱水機にかけて水分を除去した後に残った固形の物質。

⑳ し渣

収集し尿に混入しているプラスチック類や紙、布等のごみ。